



始



南支那及南洋調査第九十八輯

南支那の開港場

第二編

臺灣總督官房調査課

凡例

一、本書は、臺灣總督府翻譯官井出季和太氏が官命を帶て昭和四年末から翌昭和五年三月中旬に亘り、支那の福州、厦門、汕頭、廣東及香港に出張し、調査研究したるものの一部份で、南支那の開港場貿易其他に就て叙述したものである。

昭和六年三月

臺灣總督官房調査課

14.21-478

# 南支那の開港場 第二編

## 目次

第一章 厦門	.....	一
第一節 開港沿革	.....	一
第二節 開港前後の厦門事情	.....	九
第三節 港灣及設備	.....	二九
第一 港灣の形勢	.....	二九
第二 港灣の設備	.....	三〇
第四節 人口及移民	.....	三六
第五節 貿易	.....	三七
第一 開港當時の貿易	.....	三七
第二 其後の貿易	.....	三九



發行所寄贈本

一	一八六三年以降一八七二年迄	三九
二	一八七三年以降一八八一年迄	四〇
三	一八八二年以降一八九一年迄	五一
四	一八九二年以降一九〇一年迄	五七
五	一九〇二年以降一九一一年迄	六六
六	一九一二年以降一九二二年迄	六六
第三	最近の貿易(一九二二年—一九二九年)	七四
第六節	海運	一〇〇
第七節	金融事情	一〇九
第一	金融機關	一〇九
第二	通貨	一一五
第三	銀貨下落の影響	一二九
第八節	厦門の事業	一三〇
第一	工業	一三〇
第二	電信事業	一三六

第三	自動車の發達	一三八
第九節	邦人の商勢力	一三〇
第十節	租界	一三三
第一	鼓浪嶼共同租界	一三三
第二	英國租界	一四二
第三	日本專管居留地	一四七
第二章	汕頭	一五二
第一節	開港沿革	一五二
第二節	人口	一五五
第三節	移民	一五九
第四節	港灣及設備	一六四
第一	港灣の形勢	一六五
第二	港灣の設備	一六五
第五節	貿易	一六九

第一 開港當時の貿易……………一六九

第二 其後の貿易……………一七二

一 一八六七年以降一八七六年迄……………一七三

二 一八八二年以降一八九一年迄……………一七九

三 一八九二年以降一九〇一年迄……………一八三

四 一九〇二年以降一九一一年迄……………一八七

五 一九一二年以降一九二二年迄……………一九四

第三 最近の貿易状況(一九二二年—一九二九年)……………二〇五

第六節 海運……………二五三

第七節 邦人の商勢力……………二五八

第八節 金融事情……………二六〇

第一 金融機關……………二六〇

第二 通貨……………二七六

以上……………



# 南支那の開港 第二編

## 第一章 厦門

### 第一節 開港沿革

南支那の開港として厦門商民の郷貫たる泉漳及福州の發達は、其起源古く、就中泉州は通商地として先驅を爲し、主として西部亞細亞、印度、南洋諸國人殊に回教徒傳來の史蹟傳説に徴し、既に唐代に在ること疑なく、宋代に至りては大平興國の初(九七九年)以來貿易の發達を見、元裕二年(一〇八七年)には市舶司(貿易管理局)を設置し、南宋に至りて泉州は益々海外通商市場として繁榮を來したるに對し(註一)、厦門は當時貿易港として未だ特記すべき事實なく、只僅かに嘉禾を産したるを以て、嘉禾里と稱せられたるの傳説あり。泉州府同安縣に隸屬し、其形勢龍溪の江口周圍約三十五哩の海門島(厦門島)の西南部に位し、西漳州を去る水路百支里、東北泉州を距る百八十支里、福州に對しては水程百九十八哩あり、金門島と相犄角す。古來金門は泉郡の下臂たり、厦門は漳郡の咽喉たり、或は臺澎を控え、粵東と毗連し、洋面四通八達し、險要門戶の防なりと謂はれたるが如く、

明代には沿海成兵防倭の爲に鎮城(中左所)を置き、景泰二年(一四五一年)には附近浯嶼島に在りたる水寨を夏(厦)門に移すとあり(註二)。東西洋考には、成弘の間(一四六五—一五〇五)豪門巨室時々巨艦に乗じて海外に貿易する者あり、奸人陰に其利を聞き、官人は其利を収むることを得ず、嘉靖倭寇の亂に至りて弊極り、同二十六年(一五四七年)佛郎機(葡萄牙)船は載貨浯嶼に碇泊し、漳泉の賈人往きて共に貿易す、巡海道柯喬兵を發して夷船を攻むるも販者止まず、都御史朱執通販者九十餘人を獲て之を殺すと記せり。而して當時の歐洲人は、何れも冒險的海賊的氣象を有し、殊に葡萄牙の商船は一五一七年(正德十一年)廣東に派遣せられて以來、約十五年間支那沿岸を通じて寧波に至る迄商館を設け、就中一五四五年(嘉靖二十四年)より一五四九年迄多數の葡萄牙人は厦門其他に來集したるが、地方商人及一般人民に對して倨傲不遜にして悪行を爲したる爲め、支那官憲は其商館を閉鎖し、商人を驅逐し、葡人を殺害したり(註三)。嘉靖年間は倭寇の害又甚しきものありしかば、専ら海禁に意を注ぎ、清初順治十八年(一六六一)鄭成功は和蘭人を驅逐して臺灣を占領し、厦門其他の地方を管轄するに及び、沿海三十支里界外の居民を盡く内地に徙し、漁舟並に商船の出海を禁止したることあり。次いで康熙二十二年鄭氏を亡し、海内靖定したる後、商船の出洋を認むるに至り、同二十三年(一六八四年)海禁を開き、翌年廣州の澳門(廣東)、浙江の寧波、江南の雲臺山(上海)と共に福建の漳州(厦門)に海關を創設し(註四)、内外の自由通商を標榜し、其後約三十

餘年間を通じて若干の効果を齎したれども、其間同五十六年(一七二七年)には商民の呂宋、噶喇吧(爪哇)等に對する盜米私販の弊ありしかば、南洋の通商を嚴禁したるに反し、翌五十七年には江南浙江等五省の内國貿易は、厦門に到るものに對しては便宜厦門海關に於て徵稅し、江浙各省に到るものは各處の海關に於て徵收して重課を避け、同五十八年には福建の糖船にして厦門に入港し發賣するものは、又厦門海關に於て納稅せしむることせり(註五)。其後雍正五年(一七二七年)三月には福建總督高其倬の疏に基き福興漳泉汀五府の土地狹隘なるも、臺灣を平定して以來人口増加し、山林斥鹵悉く村落となり、爲に耕地少く、居民は流亡して盜賊となるの狀況にして、物資を南洋地方に仰ぐの必要に迫り、海外の通商を許可することし、殊に戎克船に依る暹羅米の輸入を奨励する所あり(註六)、次いで同八年(一七三〇年)には廣東一港主義を採り、外國船は獨り西班牙船のみ厦門に通商することを特許することし、又其後乾隆二十二年(一七五七年)の上諭に依り、外國船の入港は同じく廣東に限り、舟山、寧波と共に厦門に於て之を禁止したると同時に、是等諸港に入港するとき其稅額を倍加し、且つ武器彈藥の輸入及船舶に關しては嚴重に取締ることとなせり。故に英國船の如きは、一八四一年南京條約の前年英國の厦門占領當時迄の間に於て、一七三五年ホウトン號の入港を見たるのみなり(註七)。

厦門港は東亞諸邦殊に日本及南洋に對して中繼地たり、又臺灣に對して政治上通商上重要なる關

係を存したりしを以て、開港前の西洋諸國との通商沿革を略説せん。

四

葡萄牙人は最も早く支那に對して海路通商を開始したれども、前述の如くに失敗に歸し、一五五七年(嘉靖二十六年)澳門に移りたり。葡萄牙に次いで來航したるは西班牙人にして、西班牙と支那との通商關係は一五四三年(嘉靖二十二年)に開始し、マニラ商人は新西班牙に毎年支那貨物二十五萬弗を送り、當時既に南方支那人の移住往來するもの多く、マニラには二萬人の支那人あり、一箇年人頭税九クロン六リアリスを徴收せられたり。西班牙は支那人の殺到に對して脅威を感じ、一六〇二年(同三十年)には支那人二萬を屠殺したるも、更に移住支那人數は倍蓰し、一六三九年(崇禎十二年)には移住民三萬三千人に達したるに、又其三分の二を殺戮したりと傳ふ。西班牙は支那方面に於ける和蘭貿易を奪取せんとし、一六二六年(天啓六年)臺灣に遠征し、基隆の一島にセント・サルヴァドル城を築き、越えて三年後の一六二九年(崇禎二年)にはセント・ドミンゴ城を淡水に築き、商權を擴張せんとしたれども、一六四二年に和蘭の驅逐する所となれり(註八)。

和蘭は一六〇二年東印度會社を組織したる以來、一六〇四年及一六〇七年(萬曆三十五年)に廣東に船舶を派したれども、葡萄牙の爲に妨害せられたるが爲め、支那戎克を介して日本の平戸、爪哇のバンタン及カルカッタ並にスラトの貿易商館に於て支那産物を得んとし、次いで一六二二年(天啓二年)艦船を送りて澳門を攻撃したれども、目的を達せざりしが爲め、澎湖島を占領し、二年間

之を根據となし、馬公に城砦を築き、支那戎克に依りて中繼貿易を開始したるが、一六二四年に至り厦門よりの支那軍の來襲を恐れ、支那側と協商して澎湖を去り、安平に商館を設け、逐次安平(一六三二年)及臺南(一六五〇年)に築城し、更に北部基隆及淡水に對しても同じく商館を設置したることあり。一六六一年(清の順治十八年)鄭成功の爲に臺灣を略取せられたる後、和蘭は厦門通商の目的を以てバタビヤより十二集の艦船を派して清政府と合同を策し、其後一世紀間和蘭人は支那地方官憲を買収し、厦門を初め其他福建諸港に對して若干密貿易に従事しつゝあり、或は又一六六四年(康熙三年)には和蘭は漳州府に對して貿易を特許されたる跡あり。(厦門ドックの北方には和蘭の舊貿易事務處の壁あり、蘭人の塑像残りと言ふ。)

英國は一五九六年エリザベス女王時代より支那貿易に着目し、特許會社を組織し、一六〇〇年代に東印度方面に進出し、一六一五年(萬曆四十三年)には印度のスラト、アグラアーメタバド、バーハンプル、カリカット、マスリバタム、暹羅のユーデイ、バタニ、スマトラのアチン、ジャンビイ、チク、爪哇のバンタン、ジャガタラ(バタビヤ)、日本の平戸等に商館を設け、一六八三年迄バンタンに本部を置きたり。

英國の記録に表はれたる最初の臺灣記事は、和蘭の臺灣領有前厦門に航したるロイヤルアン號の一六二三年の書翰となす。同書翰中には、支那の使臣は和蘭が澎湖を去りて臺灣に移らば、和蘭と

五

通商を開始せんと提言する所ありたるが、回答を見ず、又同使臣は英國に對しても、若し臺灣に往くならば貿易を特許すべきことを言明せるを以て、本件の實行に對して指揮を仰ぐべき旨を述べたるものあり。然れども英國は和蘭の臺灣退去十年後の一六七一年(康熙十年)臺灣に商館を設置せんとし、兩商船バンタン及クローン號を派したれど、中途沈没し、翌年又臺灣竝日本と通商せんが爲に兩船レターン及エキスペリカント號を派し、臺灣に於ては約一箇年間之が爲に努力したれど、臺灣王鄭氏は自身砂糖及皮革等重要品の貿易を專賣に附し、條件不利の爲に目的を達せず、鄭氏は滿洲朝廷に反抗して臺灣を保持し、尙厦門其他福建の南部地方を勢力範圍となし、厦門及福州地方の通商を合併して之を管理し、又一方日本に對して毎年十五隻の戎克を航走せしめ、臺灣の生産額を増加し、英國の會社をして對支貿易發達の目的を以て、臺灣を中繼市場(Entrepot)たらしめんと計畫せり。偶々英蘭間の平和克復し、東印度會社は一六七五年(康熙十四年)バンタンよりフライングエーグル號を派遣し、同船は臺灣に於て歓迎を受け、鄭氏に武器彈藥を供給するを約し、支那の各管轄區域に對する自由通商を特許せられ、翌一六七六年には厦門に商館を設置したるも、翌年バンタン本部の支配人が爪哇人の爲に殺害されたる事件ありしと、同時に鄭氏部下の背叛に依り、臺灣の勢力範圍は厦門附近及一、二島嶼に限局せらるゝに至り、又同年會社より臺灣に商船を派遣したれど、砂糖其他重要產品の價額が暴騰したる結果、豫定の如く貨物の仕入をなし得ざりしなり。而し

てバンタンの本部は會社の理事に對して商館をば更に福州及泉州に設置せんことを提議する所ありしも、一六七七年(康熙十二年)十月五日附の指令に依れば、一是等地方に商館を新設するときは臺灣王の意に反し、又厦門自體の貿易を衰頽せしむる虞ありとし、一方廣東に商館を設置せんことを以てせり。翌一六七八年厦門は支那に於ける商館の本部となり、臺灣は之が支部の地位に在り。同年英國仕向の爲に厦門に於て支那絹布一萬二千疋を注文したることあり。翌一六七九年バンタンに於て準備したる兩船の總積載貨物は一千一百五十噸にして、中貨物は一萬一千百六十六磅、銀は三萬七千十四磅を含みたるが、貨物は二萬弗、貨幣は三萬弗を當地仕立の兩船に積替へて厦門に輸送し、其一船は復航には直接英國へ直送する絹布九千疋、生絲十捆を積載し、スラトへ仕向ける金及銅をも積載せり。

一六七九年十一月厦門の商館よりの書翰に依れば、鄭氏の業績は清朝に對する防衛手段も見込なく、極めて不安定となり、其財庫を消盡せるを以て、日々臣下を搾取せしも、尙軍備を維持する力なく、敵より受くる危険あるのみならず、部下兵卒に對する支拂不能の爲に背叛の憂ありと記したるが如き情態下にありしを以て、英國は和蘭が滿州廷を支持する間に鄭氏に武器の供給をなすは、金を惡馬に積むの處置を弄するに似たりと云はれたり。一六八〇年八月バーナーデストーン號を倫敦より厦門に派遣し、一萬二千磅(五萬弗)の銀貨及棉布、鉛、彈藥等一萬四百五十磅合計二萬二千九百



五十磅を輸入し、スラト仕向の銅(日本産)、砂糖其他の粗製品、英國仕向の精製品、絹布七千疋、生絲十捆、麝香一千オンス、日本籐及日本竝に支那骨董品等を輸出し、一六八一年八月會社は倫敦より厦門に對してケント號(百二十噸砲十二門)、オーカレンダー號(百五十噸砲十四門)、チャイナマーチャント號(百七十噸砲二十八門)及アモイマーチャント號(三百十噸砲二十八門)を出航せしめ、貨物一萬四千五百九十九磅、貨幣二萬八千磅を積載せり。

同年(康熙二十年)より臺灣の商館は閉鎖せしが、殘務整理殊に舊債取立の爲に會社の事務員を駐在せしめたり。而るに鄭氏が厦門より驅逐されしを以て、會社は又其足場を喪失するに至れり、故にバンタンの本部は英國製品の販路を他港に求めんとして四隻を出航することとし、當時廣東、ランバサオ乃至臺灣に留意したれど、就中廣東に商館の設置を決定せんとする機運熟したり。然るに翌一六八二年英國は和蘭と開戦し、同年八月には和蘭の爲にバンタンを占領せられ、一方支那に對する通商は厦門附近に於ける動亂に依つて停止状態に在り、康熙帝は厦門を本營に宛て、六百隻の戎克船をば臺灣討伐に充て、一六八三年(康熙二十二年)七月一日及七日の兩回戦を以て臺灣軍を撃破し、臺灣の一關鍵たる澎湖を占領し、鄭氏を征服し、戦争の結果厦門の商館は活動を停止したれど、臺灣は其業務を恢復しつゝありしも、但し臺灣の商館員は滿洲兵の誅索を防止し、舊債を恢收し、且つ事務處の撤退に關して、官憲の許可を求むるが爲に専ら將軍及其部下に贈賄せるものにして、

斯の如く厦門及臺灣に於ける困難なる事情は自ら會社をして通商市場を廣東に轉せんとし、乃ちチャイナマーチャント號は厦門に入港せず、澳門島に派遣せられたれど、葡國の陰謀に依りて妨げられ、廣東貿易に従事すること能はずしてスラトに歸着せり。

清朝の厦門を占領の三箇年を経たる一六八五年(康熙二十四年)デライト號は厦門に入港せしが、武器彈藥の贈物以外、各種の課税手数料等を合せば二千磅に達したりと云ふ。次で一六八七年孟買よりロンドン號、ウォルチイスター號の二船を厦門に派せしが、其量船料として前者は二千六十五兩、後者は一千四百七十五兩を要求せられ、後協商の結果、量船料其他の費用として前者は千百十一兩、後者は五百九十三兩を課徴せられたり。當時厦門税關の禁藏を破棄したる泥醉水夫に對し、治外法權を適用したる先例を生じたり。

其後東印度會社の船舶は一六九四年(康熙三十三年)に一隻、一六九八年に二隻、一七〇〇年に一隻、一七〇一年(同四十年)に二隻、一七〇二年に三隻、一七〇三年に一隻、一七〇四年に數隻厦門に入港し、一七〇五年にはローヤルグーク號及ヘルン號は厦門の通商に努力すること五箇月に及びたるも、目的を達せずして驅逐せられ、一七一五年(同五十四年)にアン號も海賊取締令の爲に厦門に十六箇月間徒爾碇泊したる後、又驅逐せられたるが如く、厦門は政治都市として清朝の凱旋軍人が跋扈し、大貿易港としての價値は少かりしなり。

當時厦門には特許商あり、曩に一七〇四年(康熙四十三年)カザリン號が外港に達したるとき、内港にはモンテীগ號及マールボウロウ號碇泊し、又ローヤルクロック號及ヘルン號の兩隻が入港した。主要なる特許商としては Kinco, Shabang, Chauqua. 等あり、後者は外國貿易に關する通事とし、是等特許商は皇帝の御用商人 (Emperor merchant) たり。貨物の取引、船舶に對する量船料、其他課税等一式の代理請負をなし、官吏同様に外國商人に苛誅したるものにして、同年總督及關部 (Hoppo) の認可を受けて八人乃至十人の特許商を選任し、組合を組織したるは廣東公行 (Co Hong) の先驅をなすものとす(註九)。

前記雍正八年竝に乾隆二十二年(一七三〇年)の貿易禁止時代を通じ、外國船の正式に厦門に入港したるものは、乾隆元年(一七三六年)ホウトン號の厦門に入港したるのみなるが如しと雖も、支那船が厦門を港場として南洋方面に出航したるの外、外國船は地方官を買収し、支那商人を介して貿易に従事したるものあり。雍正以降南京條約前迄厦門の通商状態を厦門志には、「厦門の販洋船隻は雍正五年(一七二七年)に始まり、乾隆初年に盛となり、時々各省洋船の入港貿易に課税し、竝に呂宋等夷船の交易をも許したれば、貨物は聚集し、關課は充盈せり。嘉慶元年(一七九六年)尙洋行八家、大小商行三十餘家あり、洋船商船千餘號は厦門を以て通洋の正口となす。其後商行の保證に依り、出港後蚶江(泉州)、五虎門(福州)等の開港に因り、奸商は商船を利用して洋駁(洋船より小型と

す)と爲し、貨を載して廣東、虎門等に往き、別に大船に換へて販夷し、或は販夷後に回棹すれば、貴重品は陸路運搬し、粗品は尙洋駁を用ひて載回し、商行に倚匿し、關課は僅かに舊税を納め、洋税を避けしかば、洋船は利を失ひ、洋行は消乏し、關課は漸く支絀(不足)し、嘉慶十八年(一八一三年)には僅かに和合成洋行一家を存するのみとなれり。故に呈請して洋駁を洋行の保證の下に置き、廣郊(廣東商同業組合)金廣利を經由せしめたり。同二十二年には勒索已まず、總督に控訴して查祭すれども、奸商は肆然忌むなし。道光元年(一八二二年)洋行は皆倒罷したるを以て、商行金源豊等十四家は共同して洋行の業務を承辨せり。當時本地の商船を以つて洋船とする者は尙十餘號に達し、各省の洋船及呂宋の夷船は至らず、後洋船、洋駁は又漸く稀少となり、商行又漸く凋罷し、道光十二、三年に迨び、厦門商行は僅かに五六家を存するのみとなり、關課が虧缺したる結果、每歲地方官に飭令して招徠勸諭せし爲め、始めて洋駁一、二號あり云々」と記せり(註十)。

前述の如く、厦門は開港前は乾嘉時代の隆盛に及ばずと雖ども、泉州は河港にして、其晋江淤塞の爲に、清代に於ては已に貿易港として衰微したるに反し(註十一)、厦門は天然の良港にして、各國通商の由來に鑑み、福州及寧波に比して遙かに將來の發展を期待され、五港の一として一八四二年南京條約の結果新に條約港となり、一八四四年(道光二十四年)六月英國領事の駐在と同時に實際開港し(註十二)、翌年五月鼓浪嶼の新館成り、英國領事は舊租屋より移轉し、同島全部の引繼を受けたり

(註十三) 而して開港前廈門の地勢は僻遠にして商賈聚集の區に非ず、夷商貨物を販來するも、船を按じて全銷する能はず、銷數に照し輸税し、餘貨は他港に販至して分銷すると云はれたるが如く、貿易の發達は稍遅れたるを以て、海關の設置せられたるは汕頭(一八六〇年)又は福州(一八六一年)に次ぎ、漢口と同じく一八六一年に屬す(註十四)。

開港當時(一八四四年七月)支那稅關監督の奏文に依れば、廈門稅關より毎年稅收九萬兩を徵收し、全省收入の半額に當るべき旨を以てしたれども、外國人との騷擾事件あり、二箇年間は豫定額に達せず、廈門の本關は鼓浪嶼より移りたるものにして、諸地に分關あり、廈門に先んじて已に明末に於て葡西等外國に通商を許したる漳州の海港たる石碼(廈門の西方十裡)も其一に屬す(註十五)。

(註一) 桑原博士蒲壽庚傳二三四頁、宋會要卷百二十七(職官五十五)

(註二) 廈門の名が支那の記録にありしは明の景泰二年を初とするを以て、實際其前に屬す。而して正式に使用せられたるは康熙十八年以降なりと云ふ。廈門なる地名の起源に關しては、若干疑なき能はずと雖も、恐らくは廈は大を門は港を意味するより大港の義にして、廈門島をば金門島と共に金廈兩島と稱し、金門志には閩地瀕海中金廈最も著ぼると記せり。ピッチャーの著「廈門」には直譯して大厦高樓の門戸 (Mansion Door or Elegant Gate) とし、或は臺灣に對する咽喉關鍵の義とも解し、Strategy Key と記したるは、廈門志の所謂「臺地」廈門重鎮を採りたるならむ。廈門を明代には夏門と記したれど、其意義は同一なり。又廈門を別に鷺江又は鷺嶼と稱したるは鷺が多數にありとし、或は地形が鷺に似たりと云ふ俗説あれど、眞偽は明ならず。同安縣志に廈門は一名鷺門と云ひ、鷺江志には鷺江に作るも、其字義は未だ詳ならずと記せり。(廈門志卷二、讀史方輿紀要卷九十五、金門志卷三、籌辦夷務始末卷第廿三、廿五、廿七、P. W. Fischer,

In and about Amoy, PP. 6)

(註三) 東西洋行卷七、廈門志卷七、天下郡國利弊書卷九十三、中西紀事卷一、Morse, The East India Company Trading to China Vol. I, PP. 2; China Maritime Customs, Native Customs Trade Returns, 1902-6, PP. 85-6

(註四) 國朝柔遠記卷二(通商始末記)

(註五) 廈門志卷七關賦略

(註六) 國朝柔遠記卷三、The Chinese Repository, PP. 456.

(註七) Mayers, The Treaty Ports of China and Japan PP. 244, Morse, op. cit. Vol. I, 297

(註八) Mayers, op. cit. PP. 256

(註九) Morse, op. cit. Vol. I, PP. 5-9, 41-49, 56, 62-3, 124-132, 147, 297

(註十) 廈門志卷五

(註十一) 海國圖志に依れば、「福建福州泉州諸河溜急、皆潮至通船、潮退淺闊、則一潮不能直達、故賊大船不敢闖入、所守者惟廈門、廈門有三鼓浪嶼障三其外二、大舟進港可至三虎頭關、小舟可至三稅關」と記せり(海國圖志卷一籌海編)

(註十二) Morse, The International Relations to Chinese Empire, Vol. I, PP. 44-5

(註十三) Morse, op. cit. Vol. II, PP. 33

(註十四) 籌辦夷務始末卷七十四

(註十五) 海關設置前の稅關に關しては、廈門志關賦略に依れば、「廈門正口所轄、青單口岸三、曰廈門港、古浪嶼、排頭門、錢糧口岸二、曰劉五店、石碼、稽查口岸四、曰浦頭、玉洲、澳頭、石滸」とあり。稅收に關しては、同書に「閩海關錢糧、廈門口居三其過半、年徵稅銀十萬五千餘兩」と記す、如し。(廈門志卷七)

## 第二節 開港前後の厦門事情

今日より八十餘年前の厦門の状態は、固より程度の差あれども、殊に世態人情等は現在と甚だ類似せるものあり。當時外國人の旅行記、其他より引用して叙述せん。とす。

一八三四年(道光十四年)リンドセイ及グツラフの旅行記に依れば、厦門は支那に於て最も荒れたる土地なりしも、世界に於て最も多數の富商あり、彼等は支那沿岸に向つて發展する外、印度半島方面に根據を有し、其戎克の多くは舟首を青塗にせり(青頭と呼ばひ、廣東戎克の紅頭と區別す)。厦門の貿易は發達し、歐洲の大商港にも匹敵せんと記し、又其前年頃厦門には三百隻以上の戎克船ありと記したるものありしが、マイヤーは開港後の狀況に就て、厦門港は往時の繁盛に及ばず、開港當時は他の四開港に劣りしが、三等港としては主要なる部類に屬す。家屋の建築されたる處は周圍十里に亘り、城内外の市街は周圍四哩に達すれど、城内のみならば一哩に過ぎず、街路及建物は外觀貧弱にして、市中には穢泥充滿したれど、其貿易の盛なることは驚くに堪えたり。但し外人の訪問する主要なる店舗は、絹商店及骨董店にして、高價品は少しと記し、一八四七年(道光二十七年)倫敦園藝協會の植物採取者ロバート・フォーチュンは、支那紀行中に於て「厦門は支那及世界中に於て

見たる最も不潔なる都市なり」と述べたるが如く、其街路は臭氣に充ち狹隘にして、一八五七年(咸豐七年)クークの旅行記に「二尺に足らざる轎の通行も困難なり」と在るが如く、厦門志には其情を描寫して「厦門街市は窄狭なれども民居稠密し、蓆片を架して薄板日を蔽ひ、又糞土を堆積せるを以つて、薰蒸潮濕す。時に其溝道を疏し、水を以て暢流せしむ、道光十年(一八三〇年)厦門同知許原清の疏に依り、石を立て糞土を堆積するを禁止し、石上には夜間燈を燃して路燈となす」とあり。又死骸の遺棄、不衛生に就ては、「厦島は地窄く、人稠く、四方羈旅の客は一時に歸櫬することを得ず、成臺班兵の積骸海屋寺の北郊に累々重疊し、葬は時に馬豚諸畜の蹂躪する所たり。骸骨は暴露し、疫癘恒に作る」とあり(註一)。

厦門の人口は、當時今日以上に推定せられたることあり、諸記録を綜合すれば全島二十五萬人乃至四十萬人と云はれ、マイヤースは、厦門島は周圍約四十哩にして、小村落の人口は約十萬人とし、又厦門市の内外人口は約二十萬とし、村落は約二十個にして總人口は約三十萬人あり、外に其他の島嶼人口約十萬人に達すべしと云へり。果して然りとせば、今日と異なる所なし。

南京條約の前道光二十一年(一八四一年)の情況に就て支那の文獻には、該夷(英人)鼓浪嶼に在りて晝は岸に登り練兵し、夜は船を下りて發砲し、尙未だ滋擾を爲さざれども、而かも厦港一日も靖からずと記し、或は鼓浪嶼岸上居民の房舍叢多あり、厦門と一水相隔つこと只五、六里(支里)、岸

上居民の舖戸は均しく常に生理(營業)し、商漁船隻も亦多く往來し、尙阻礙なし、逆夷岸に在らざるも、唯提督衙署、總督行寓及關稅公所は均しく既に半は燒燬せられ、石壁及砲臺は多く擊壞せらるると記せり(註11)。

鼓浪嶼は廈門に對し六七百碼乃至八百四碼を隔て、長さ一・二哩、幅〇・七哩、周圍約二・八五哩の小島にして、英軍占領當時已に人口三四千人あり、商社五軒ありしが、後三軒に減ぜり、又五個の城寨あり、在住外國人は英兵の外に宣教師あり、鼓浪嶼に於ては一八四二年三月六日始めて説教を開始し、廈門に於ては漸く一八四四年一月に至り之を開始したり。同年三月にはバイブルクラスを組織し、一八四五年十二月には婦人の爲に説教を開始し、一八四六年四月には洗禮を執行し、同年五月支那人の爲に女學校を設置せり(註12)。

廈門人は多くは泉漳出身故に、泉漳人の性質を具有し、廣東人に比すれば排外心強烈ならずとも、勇悍にして又自負の念あり、姓を異にする者の間には職を異にし、分類械闘の俗盛となり、道光の末年姚瑩の「答李信齋論臺灣治事書」には、「夫逞強而健闘、輕死而重財者、泉州之俗也、好訟無情、樗蒲女妓頑童、檳榔阿片日寢食而死<sub>二</sub>生之<sub>一</sub>、泉之所俗也、」とあるが如く、盜賊以上の所謂強煩闖棍なる強盜無頼の惡少等跋扈したるを以て、市内を十八區に分ち、保甲制度に依り、各保長は甲長を督卒し、甲長は互に相稽查し、十家を一團となし、每團一燈を燃し、順番に夜警をなし、各

保の要所に柵を設けて通行を禁じたり。而して廈門は支那人の特性たる烟(阿片)、賭(賭博)、嫖(娼)の三大弊風は古今を通じて已まず、阿片の吸食は既に康熙二十二年臺灣占領後、殊に臺灣より移入して益々其害毒を流布したり。開港當時英國領事レイの報告に、「阿片は市街を廢頽に歸せしめ、全市民を片輪に陥らしめたり」と記し、廈門志に依れば、富家は其子孫の嫖賭破財を恐れ、家に在つて阿片を食するを許し、其身心を收束せしめんとするも、却つて其死を速にし、其嗣を絶たしむるものにして、義方を知らざるの甚しと謂ひ、同知許原清の戒食阿片烟告示十條の中には、阿片を食する者は大半娼妓局を設け、子弟を誑誘し、以て陽氣を壯にし、意を淫慾に恣にすると云ふも、之を犯す者を見るに、十中の八九は子を生む能はず、阿片を食する者は、初めは面色黧白灰にして、浮腫となり、漸くにして黒瘦となり、最後には肉枯れ、肩聳へ、人をして皆鬼となすとあり。賭事の弊に就ては、廈門志に依れば、賭博盛に行はれ、姦民賣場を開設し、人を誘ひて勝負を猜壓する千百を以て計るとか、賭は一色ならず、廈門三尺の孩提も即ち賭を酔すとあり。其他子女の賣買、溺女の惡風殊に甚しく、廈門志に依れば、物故と虚報し、鬻いで娼婢となす百弊叢生すと記し、溺女は天地の和を干かし、母子の情なく、殘忍禽獸より甚しと記せり。英國領事キャプテン・グリツブルの報道に依れば、廈門に於ける人民の徳義心は最も低下し、殺戮、竊盜、嬰兒殺等あり、殊に嬰兒殺は盛に流行し、女兒は生後四十パーセントを殺し、又子女十四歳位の者の普通取引値段は八

十弗乃至百二十弗を唱へたりとあり。蓋し溺女の悪俗は他地方にもありしが、福建殊に廈門に多かりしは、移民多き地方なるが故に、生存するも子女の結婚に支障を來し、養育難を避くる一方法にして、父母は之を罪惡視せざるのみならず、古來政府又は賢人と雖も非難する者少なきは誠に奇とすべく、反對に男兒出生すれば、家族の最も幸福とする所なりと云ふ(註四)。

泉漳民は廣東人と同じく古來海外移住性に富み、南洋華僑の富をなす者多く、毎年の入超額は其送金に依つてバランスを保ち居るものにして、此れは汕頭に於けるが如し。海外移住は其沿革古きも、外國船に依つて初めて苦力を輸送したるは、一八四七年三月七日英國船デューク・オフ・アーヂルに依つて四百名乃至四百五十名の移民を自由労働者としてハバナに仕向けたることにして、従つて其後廈門には、廣東に設けたる英國西印度移民局の代理店を設置し、廈門駐在英國領事の監督下に在り(註五)。

(註一) 廈門志卷二・Mayer, The Treaty Ports of China and Japan, PP. 250-1, 253-4, The Chinese Repository, Vol. XVI  
PP. 589

(註二) 籌辦夷務始末卷卅四、四十一

(註三) The Chinese Repository, Vol. XII, PP. 126, Vol. XV, PP. 160, 357, 363; Mayer, op.cit. PP. 250-254.

(註四) 皇朝經世文獻編卷三十九、廈門志卷二及卷十五

R. M. Martin, China, Political, Commercial, Social Vol. II, PP. 288-9

(註五) Morse, op.cit. Vol. I, PP. 363; Mayer, op. cit. PP. 254

### 第三節 港灣及設備

#### 第一 港灣の形勢

廈門は北緯二十四度東經百十八度に位し、内外兩港に分れ、其外港々界は、北は廈門島の西北に在る新船地より西北の白嶼(South Chalk Island)を経て大陸に到る直線と、南は廈門島南角に在る白石頭より東南に當る最近の大擔島に到り、該島より南大武壠塔を望み同地海岸に劃せる直線を云ふ。内港々界は、黃礁(Thumb Island)より廈門島海岸に到る東方向に劃する直線にして、北は鼓浪嶼島北端より猴嶼の南端に到り、同島より東北に外界線を引ける直線以内に限る。

外港は海門及鼓浪嶼兩島に存し、北口は廈門島の北端と對岸潯尾灣との間にして、其幅千五百米突、水深部は狭少にして僅かに戎克船の通路に過ぎざれど、東口は本島南端と仔尾岬間にして水深く、港口又廣く、水先を要せずして大汽船の出入容易なり。内港は廈門島と鼓浪嶼と相抱く所にして、長さ約二哩、幅六百七十五碼乃至八百四十碼の水道にして、六區に分れ、水深中央部は六十呎乃至百呎に達し、淺きも尙三十呎餘に達す。

廈門港に於ける汽船の同時碇泊能力は二十隻程度にして、其船長五百呎のもの三隻、其他二百呎乃至四百呎となす。

潮流は、内港は漲潮時南より北に流れ、落潮時は之に反す、従つて船舶の當港に入港するものは漲潮時には北口よりし、落潮時には南口よりす。潮汐干満の差は、大潮時は十八呎、小潮時は十四呎餘にして、潮は八月より十二月迄は最も高く、十二月より四月迄は減少し、四月には最低となり、八月に至りて増加す。潮流の速度は、落潮大潮の時始め三時間は四乃至五節、其餘の時間は二乃至三節にして、落潮小潮の時は平均二乃至三節となす。

當港の地形は深く陸地に浸入し、其灣口には多數の島嶼散在し、自然の防波堤を形成せるを以て、四時港内靜平にして、台風風に依るの外、風波の爲に荷役を妨げらるゝこと稀少なり。只七月より十月迄は台風季節にして、呂宋地方に發生せる低氣壓は年に一、二回臺灣海峡を通過して當港附近に來襲することあり。然れども鼓浪嶼の西方大陸に對する處は、水底泥濘、三方山を繞らし、好箇の避難錨地たり。故に台風季節に在りては、各船は内港より出て之に假泊す。海關は特に記して Good Typhoon Anchorage と云ひ、又暴風時は廈門島と鼓浪嶼との交通遮斷せらるゝを以て、俗に之を Typhoon Holiday と呼べり。

第二 港灣の設備

廈門は天然の良港なる故に、港灣設備として特筆すべきもの少く、今や輿地産物の吞吐港として對岸嵩嶼の築港を計畫せんといふ。左に現在廈門港の重要な設備に付、之を概説せんといふ。

一、倉庫

廈門港の倉庫を大別すれば、下の如く貸用倉庫、自家用船舶積荷保護の倉庫、船舶業者の保税倉庫及自家用倉庫の四種となす。

(イ) 貸用倉庫

永福公司(英國籍)	二棟	豆粕雜貨	一、〇〇〇屯	英租界
和濟公司(同)	六同	同	二、〇〇〇同	同
德記洋行(英商)	五同	同	二、〇〇〇同	同
鐵道公司(支那商)	一	同	五〇〇同	磁街
瑞記洋行(同)	一	同	五〇〇同	察仔後
鼎美(臺灣籍)	二	同	六〇〇同	同
茂記(支那商)	一棟	同	六〇〇屯	同
臺灣	一	石炭	二〇〇同	同
鼎元(同)	一	同	〇〇〇同	同
銅記(同)	二	雜貨	一、〇〇〇同	同
	六	同	二〇〇同	同

(ロ) 自家用船舶保護の倉庫

大古洋行	三棟	豆粕雜貨	一、八〇〇屯	但し一棟階下は保税倉庫
同	一	同	九〇〇屯	
招商局	一	同	同	

(ハ) 船舶業者の保税倉庫

大阪商船會社  
ダグラス汽船會社  
大古洋行

一棟  
二棟  
一棟

豆  
同  
豆

二〇〇屯  
三〇〇同  
五〇〇屯

事務所階下

(ニ) 自家用倉庫

家根を有するもの

三井洋行(日商)	一棟	雜貨	五〇〇屯	事務所階下	英租界
義和洋行(英商)	一棟	同	三〇〇同	ダグラス事務所下	同
スタンダード石油會社(米商)	一棟	同	三〇〇同	事務所階下	同
同(同)	三棟	石油	一、〇〇〇同	嵩嶼(大陸側)	同
アジア石油會社(英商)	二棟	同	八〇〇同	打石字	同
德記洋行(同)	二棟	同	一、五〇〇同	三坵田(コロンス)	同
和記洋行(同)	三棟	石炭	三、〇〇〇同	和記路頭(コロンス)	同
大古洋行(同)	一棟	同	一、〇〇〇同	三坵田(同)	同
支那海軍(美(臺灣籍))	一棟	石油	五〇〇同	同(同)	同
同	一棟	同	二〇〇屯	提督路頭	同
德記洋行(英商)	一箇所	石炭	二、五〇〇屯	三坵田(コロンス)	同
義和洋行(同)	一棟	同	一、〇〇〇同	龍頭(同)	同
電燈會社(支那商)	一棟	同	一、五〇〇同	沙坡頭	同
泰利元	一棟	同	五〇〇同	灰窰	同
同	一棟	同	九〇〇同	角	同

家根を有せざるもの

大茂	同	同	五〇〇同	同	同
同	同	同	八〇〇同	同	同

尙外に支那人所有の百噸内外收容の自家用倉庫十數箇所あれど、陸揚運搬不便なり。

厦門港の倉庫は前記の如きも、其能力竝に保稅設備等は不完全にして、稅關取締及手數より見ても、不便を感じつゝあるの状態なるを以て、從來各地同様の船舶保證(Annual Guarantee)の外、一昨年より輸入貨物に對しては、検査後貨物を許放し、船會社は各荷主の稅金を一括して代辨納入をなすべきも、支那人竝に日本人に限り、豫め稅金額に充當し得る保證金を提供せしめつゝあり。外國人に比して差別待遇をなすと非難ありと雖も、支那人は往々保證額以上の滞納ありと云ふ。

二、棧橋

汽船の繫留に適する棧橋は、獨りスタンダード及アジア石油公司のものに屬し、特別地帯に在り。其他は多く舳板、解船等の渡場に供するに過ぎず、從來厦門側には典寶、打鐵、提督、磁街、大失巷、新舊路頭、海關、浮嶼、柴橋、島美、巷仔口等となし、鼓浪嶼に於ては新路頭、西路頭、龍頭、利記路頭、三坵田、黃家渡等となす。

三、繫船浮標

浮標は六鋪區中第三及第四の兩區にあり、第三區には大阪商船會社及大古洋行所屬のものあり、



第四區にはダグラス汽船會社所屬のものあり、各社共に之を一般に貸與せずと雖も、協諾の上貸與したるときには、初の一日に十弗、次日より五弗の使用料を徴し來れり。

#### 四、航路標識

航路標識中には、燈臺浮標、潮流標識、礁識等あり。燈臺四箇にして、回轉式のものゝ無回轉式のものゝあり。前者は東崆山(一八八二年設置)に在り、後者は大担島及青嶼(一八七五年)に在り、大担島の燈臺は一八六三年支那人に依つて建設せられたるものを一八八八年六月海關に於て改設せるものにして、其他チャペル島に一箇あり(一八七一年)。浮標は廈門管轄區域に十箇あり、中廈門港に屬するものは九箇にして、其名稱及水深は、下の如し。

	干潮時水深	呎
1. Quenny Spit Whistling Buoy.		57
2. Stevens Rock B.	"	49
3. Coker Rock East B.	"	43
4. Coker Rock West B.	"	40
5. Middle Rock West B.	"	39
6. Brown's Rock East B.	"	33
7. Brown's Rock East B.	"	33
8. Harbour Rock B.	"	48
9. Kelleet Spit B.	"	36
10. Minerva Rock B.	"	15

潮流標識は、大阪商船の浮標より約一町の龍頭と西路頭との中間及W錨地より約半町餘の地點に存し、礁識は新路頭、龍頭及利記路頭に各一箇を礁上に建立せり(註1)。

#### 五、信號所

信號所は鼓浪嶼(Thuna Rock)の頂上に在り、港内の各所より觀望することを得べく、暴風信號竝に船舶入港信號を掲揚す。入港信號は船種、社旗、船名、船籍及入港方面を税關に信號し、其指圖に依りて錨地を各船に告知するものとす。

#### 六、船渠

廈門の船渠は、今日より六十六、七年前に比較的大規模の設備あり、マイヤーの著(一八六五年)に依れば、廈門の船渠には如何なる船舶も入渠修繕することを得、主たる設備は廈門側にあるれど、一層完全なる船渠は鼓浪嶼に築造計畫中に屬す。船渠の構造は花崗石を以て作り、底長二百八十六呎にして、平均満潮時に吃水十六呎乃至十七呎の船舶を入渠することを得、ケイソンゲートを存し、能力大なる求心唧筒を設へ、修繕用の材料としてオレゴン松、其他の用材、眞鍮又は器具、材料等を貯藏し、大工、鍛冶等の附屬工場又は倉庫をも存し、技術部には歐州人の監督あり、と記せり。

今日存在せる新船渠(New Anny Dock)は廈門城外西海岸に在り、遠く英國租界の北方に位し、

德記、和記、大古洋行並に支那人の六萬七千五百弗を以つて乾ドック一箇處及粗造工場を設置したるものにして、約千噸級迄の汽船の入渠に堪へ、多くは港内小蒸汽船の修繕をなす。一八九七（明治三十年）には擴張して長さ五十呎、中央幅員十呎とし、三千噸級の船舶の入渠に足り（註三）、職工百餘名を使用したりしが、不振にして一時解散するに至りしも、歐州戦争の結果、稍活況を呈したるを以て、官民合同の經營に移したることあり、其後一九二一年（大正十年）福建海軍の所となり、現在は漳厦海軍警備司令の管下に屬し、軍艦の修理をなす外、一、二千噸級の商船を入渠し得るも、尙多くは小蒸汽船又は奥地小汽艇の修繕をなしつゝあり。

七、水先

厦門港の水先使用は強制にあらざれども、港内狹隘の上に水底岩礁より成り、泥濘少く、錨地の状態に精通するに非らざれば投錨困難なるを以て、各船浮標繫留の場合を除くの外は、水先を使用するを常とす。水先料金は入出港共同様にして、其率は下の如し。

登簿噸數	一千噸	未滿	二十弗（厦貨）
同	二千噸	同	一噸に付 二仙（同）
同	二千噸	以上 同	一仙七厘五毛（厦貨）
轉錨	同率		

夜間 倍額

八、埋立

厦門港には埋立工事少く、一八七七、八年頃（光緒三、四年）英國和記洋行は租界前の海面の埋立をなし、其後一八八五年の初テイト商會の倉庫の南角及香上銀行の間長さ五百四呎のバンドをば從來海關及附近外國洋行前面に存したるバンドに連續し、支那官憲は經費三萬弗を投じて建設し、次で一八八八年（光緒十四年）にはマルカムボ公司是ベラマイドックの北方に新に取得したる土地の前海面百八十六呎を埋立てバンドを築造し、幅四呎の棧橋を建立せり。而して最近一九二六年（昭和元年）支那側は市街海面一帯の埋立計畫を立て、殊に市街の東端より虎頭山一帯の地四萬坪の日本租界に對し、海軍司令部内の路政署に堤工部を設け、一九二八年五月堤工辦事處第二段護工事の一部として我邦の租界埋立に着手し、埋立地の岸壁は長さ一千一百呎、高さ滿潮時水面上六呎のコンクリート造りとし、一九二九年五月迄に其埋立面積は己に約一千七百六に達し、費用約十五六萬弗を計上したり。埋立地は道路使用分を除き、一方丈二百元内外の市價にて拂下をなしつゝありと云ふ。

海關前の岸壁は、崩壊したるが爲に修理したるが、更に同年七月再び之が改修を計畫し、之が爲に和蘭築港會社と新契約を締結したり。

## 九、飛行場

厦門の飛行場は一九二八年三月南洋の支那華僑の出資にて、當地海軍司令部並に國民黨縣黨部の援助に依りて設立し、航空練習生を收容し、教官には支那人の外獨逸人カマンを聘したることあり、飛行場の地位は厦門市の西方二十二支里の地點の禾山堡五通に在り、其幅員百五十米突、長二百五十米突にして、格納庫はバラック式なれども、六臺の藏置能力あり、庫内の一隅に機械修理工場を附設す。

飛行機は米國製單式一臺(座席に)、複式三臺あり、最大飛行時間は七時間とし、獨逸製單式一臺、複式三臺あり、飛行時間は三時間半乃至八時間とす。

海軍航空處々長陳文麟は曾てアヴィアン式飛行機に依り、歐亞長途飛行の經驗あり、一九二九年五月十二日には獨逸厦門間を試乗したることあり。

(註I) C. M. G., Decennial Reports, Vol. II, Pp. 507-8

(註II) C. M. G., "List of light houses" (1926) Pp. 2059-60

## 第四節 人口及移民

厦門の人口は古來著しき變動なく、海關の調査に依るも、二、三十年を通じて何れも十一萬四千

人と稱し、最近一九二八年の調査に依れば三十萬人なりと云ふも、恐らく市外村落の数を加算したるが如し(註I)。殊に海關報告の如きも殆んど信據するに足らず、支那側の資料又は支那人の言に依つて推測するを以て憶斷に過ぎず、例へば一九〇一年厦門海關稅務司シー・レンックス・シンブツンの報告に徴すれば、一八九二年より一九〇一年迄に厦門十八區(保)及鼓浪嶼の人口は約一割五分を増加し、即ち六十萬人か七十萬人に上るべきは(一)日清戰爭の結果臺灣に在る支那人の殺到したること(二)マニラ及新嘉坡より成功したる歸還移民の増加したること(三)小蒸汽船の發達に依り、奧地住民の厦門に集中したるもの多數に上りたる爲となす。然れども或る方面の計算に従へば、是等計數の約二分の一としたり。其事由は、(一)貿易の減退、(二)新事業の興起せざること、(三)出稼人を増加したれども、歸還者を増加せず、又疫病に依りて一箇年約四千人乃至六千人の死亡者あること、(四)恐らくは四十萬人に達すべしとし、又一九二〇年支那郵政局の算定に依れば、厦門及附近地方の人口は四十萬人とせるが如し。但し最近は奧地の動亂、不作又は苛稅の結果、南洋移民の増加あるも、同時に市街に集中したるもの甚だ多きを以て、同市人口は相當増加せるものなるべし。殊に鼓浪嶼は共同租界にして、比較的安全地帯なるを以て、從來は二千人乃至四千人と稱したるものが、一九一一年民國革命當時には倍加して一萬二千人に上り、實に時局の影響に依りて最近支那人數は一萬五千人に達せりと稱し、而して厦門の外人數は多くは鼓浪嶼に在住し、七百餘人あ

り、各國籍民中、臺灣人は改隸に際し、條約の結果一括して日本國籍を取得したれども、廈門在住の臺灣籍民は、明治三十四年頃は僅かに五百五十五人に過ぎず、又一方日清戦争後五箇年間に日本領事館に登録して臺灣に歸還せる籍民數は一萬二千二百三十人に達したることあり、其後廈門在住者の子孫及び臺灣よりの渡航者漸次増加し、一九二八年末には二千六百餘人となり、最近は八千人を超え、地方を合せれば一萬人に近かし。其他外國籍支那人は、一九二八年末英國籍民及印度人は總數百八十一人中七十二人、米國籍民は同じく總數百八十一人中七十六人、葡國籍民は總數二百三十四人中二百二十八人を占む(註二)。

從來廈門の移民數は汕頭の二分の一乃至三分の一程度に在り、而して汕頭移民は暹羅に對するもの多きも、廈門移民は新嘉坡、海峽殖民地に對するもの多し。近年新嘉坡を初め爪哇、マニラ等南洋への出稼人は平均七、八萬人を占むれども、支那内地の動亂、其他の時局、豊凶、銀貨の暴落の影響と共に、出稼地に於ける護謨、其他事業の盛衰、航運の狀況等幾多の事情に依り異れり。清末一九〇二年頃には海峽殖民地に於て支那苦力の需要を増加したるを以て、其出稼人は前年の六萬九千餘人に對して七萬六千八百九十六人に上りたり。但しマニラに在りては、移民に對して負擔を増加したるが爲に、前年に比して二十二パーセントを減退し、七千四百三十一人となり、其他西貢へは一千三百餘人、臺灣へは六千三百九十一人出航せり。一九〇二年以降一九一一年迄の期間を平均せば

六萬五千三百七十八人となり、其直接歸還者は約二十八パーセントにして、香港經由を加ふれば約五十パーセントに達し、比島に渡航せるものは六十五パーセント歸還し、又米國政府に於て支那移民を制限せるに拘はらず、平均渡航者は減退せざりしなり。然れ共地方農民の中堅をなす者は減退し、自然田園は遺棄せられ、村置の家屋又は寺廟等は荒廢に歸するもの少からず、殘留者は多くは婦女老幼にして、又壯健なる男子は船賃の騰貴に依りて貯蓄少く裸一貫となるものあれど、一方に當期の廈門移民中には一獲千金の利を得、或は勤勉貯蓄に依りて巨富を得、所謂南支のパラダイスと云はるゝ鼓浪嶼には西貢、海峽殖民地、マニラ又は臺灣等に於て成功したる商人又は其子孫は、輪奐の美を極めたる宮殿様の洋式邸宅を構へ居れり。彼等成功者中の篤志家は、農學校を興立して新式生産法の應用を奨勵し、現に製糖法に關して貢獻したるものあり(註三)。

一九一二年十月二十七日には歸還移民保護機關として暨南總局を設け、同年(民國元年)及一九一三年を通じ、支那住民の數は一般に増加したりしが、其後歐州戦争の開始に際し、南洋に於ける事業が頓挫したる爲め、其數を激減し、殊に海峽殖民地移民の歸還者は最高五萬八百二十九人に達し、渡航數は一九一四年八月に支那移民を全然禁止したる爲め、五萬十二人に減退したり。然れども、翌一九一五年中頃なり漸次制限を緩和し、一九一六年に至りて禁止令を撤廢したる爲め、急激に其數を増加して六萬五千十四人に上り、前年に比して三萬五千餘人を増加し、又一九一七年以降

一九一九年迄は地方銀弗に對し、海峽殖民地弗の著しき低落並に船腹不足に依る運賃昂騰の結果、其數を減退したるも、戰爭終熄後は船腹恢復し、競争の爲めに運賃が著しく低落したる結果、移民の渡航數を増加したり(註四)。

其後厦門移民は漸次増加し、一九二一年には海峽殖民地等に六萬七千餘人、マニラに一萬人に上り、同年歸還者は前者は約半數なりしが、後者は却つて多く一萬一千餘人に達し、一九二五年には兩地に對するもの八萬五千餘人(中外國人四十人を含む)に達したるは、直接海外に出稼する移民の多くは、汕頭及廣東に於て航通を防止せられたる爲め、同年後半期は沿岸船に依りて厦門を中繼地としたると、地方勞働條件は苛税の爲めに困難となりたるを、同時に馬來方面護謨栽培地に苦力の需要を増加したることに因る。而して同年の歸還者は亦甚だ多し。更に翌一九一六年は激増し、新嘉坡、海峽殖民地は最高十九萬九千六百餘人、マニラは一萬五千四百餘人に激増したるは、汕頭は同年排英ホイコットの中心地となりたる爲め、厦門は海峽殖民地に對する移民の集散地となり、苦力の多くは厦門に對して沿岸汽船に依りて入港し、轉輸せられたるに由る。又内地は動亂あり、苛税の重徴あるに引換へ、海峽殖民地の護謨事業並に錫鑛業が繁盛を極めたるが爲めなり。殊に同年多數の婦女小兒が著衣を携帶渡航したるは、興味ある現象たり(註五)。次で一九二七年には平常の状態に恢復し、相當數に上りたれども、一九二八年に稍減退したるは、護謨事業の不況の爲めなり。香港

經由の厦門移民は、一八二四年迄は比較的少數なりしが、其渡航は一九二五年頃より、其歸還は一九二三年頃より増加し來り、例へば一九二七年には、渡航者は一萬七千餘人(中外國人百六十九人を含む)に達したり。

左に一九一六年以降の旅客數を示さば、左表の如し。

一九一六年以降海關經由往來旅客數

× 往 航 人 數

年	臺 灣	支那沿岸諸港	香 港	新嘉坡海峽殖民地	マニラ	其他諸港	内地各港	計
一九一六年	五,三〇〇	六,五〇〇	一一,二四〇	六,五〇二	六,四七三	一,三六〇	三,三六九	四七,六一〇
一九一七年	五,四七二	七,九〇〇	一一,四五五	四,八一三	四,〇五〇	六,四七	二,七四二	三三,七九二
一九一八年	三,八一六	二,〇四〇	六,九二八	三,八四三	七,六四三	—	三,八二八	三五,一九七
一九一九年	四,五六六	一,五八七	四,九四二	四,九八二	一,二〇〇	五,五	三,〇八九	三九,六三一
一九二〇年	五,八四五	一,四六三	三,七七	六,七三六	一〇,八五七	一,七一	三,四九六	四三,三四〇
一九二一年	四,七三〇	一,五四一	四,五〇〇	四,二〇一	一三,四五三	二,三五	三,三二九	四〇,九五六
一九二二年	四,六三〇	一,四三六	六,五二	五,四七五	一四,六三〇	三,〇四	二,四四七	三三,八九三
一九二三年	六,一〇六	一,四九〇	七,六四	六,四四五	一八,一四	一,三二	二,三二六	三四,二五三
一九二四年	六,四一七	二,九〇五	一〇,七四四	七,四九八	一〇,二六三	九,五三	三,七九七	四七,〇五八
一九二五年	五,九七三	二,九二二	一〇,〇一三	一九,六六一	一五,四七八	七,八七〇	三,五八八	六四,一五五

× 到港人數

年	臺灣	支那沿岸諸港	香港	新嘉坡 海峽殖民地	マニラ	其他諸港	内地各港	計
一九二七年	九〇六	三六六三	一七〇〇	七六七〇	一〇八二	三〇八	四二〇七三	五八、四六六
一九二八年	七七一	二〇〇一	五二八	六六二〇	一四七七	九七四	四三、四三五	五〇、四八七
一九二九年	五二〇	二、一八七	一六四九〇	二五、四六八	三、五六〇	二	二八、八五九	三五〇、四八三
一九三〇年	五、一五九	二、二二五	一〇〇〇八	三、六三三	六〇〇〇	—	三、四七〇	三八、五四五
一九三一年	八二六	三、四九八	六八八八	三、八七六	一、一七一	四一七	三、〇五六	四一、六〇二
一九三二年	六六五	一九三三	八八三三	五、八〇八	九六三	七〇	三、〇六三	三八、四九七
一九三三年	七〇七	二、五三三	一五、三〇五	二、六三三	七、八八〇	三三	二、六三〇	三三、八四〇
一九三四年	六、七九	一、六四三	一三、一五	五、六六七	九八三	六六	三、三二八	三三、五七〇
一九三五年	六、一八七	二、四六八	一〇、八七四	七、六三三	二、五〇〇	一〇八五	三、六八三	四七、九一六
一九三六年	八、五二五	二、九二〇	一、八六四	六、五五三	一、三九八	三、五四六	三、八七四	五八、七〇〇
一九三七年	六、七九	一、八七一	五、一五三	六、四七七	一、五四九	二、八六	五、九八〇	五四、四七三
一九三八年	九、八三六	二、七〇三	一九、二二	六、一九八	一、三七一	七、二五七	四、九六三	五八、九五六

×南洋方面往來の旅客中、極めて少數の外國人を含むも、殆ど全部が支那移民なり。

廈門出入移民の郷貫は仙遊、興化、莆田、安溪、惠安、南安、金門、同安、永春等の各縣人が多く、福州方面は福清縣人が多きも、漳州方面のものは少し。勞働の種類は主として護謨栽培の外、錫鑛

山に使役せらるゝものが多數を占む。廈門移民の在住地別人口は、汕頭移民の約三分の一にして、今日より十數年前の調査は左の如し。

- 一、爪哇 一九〇、〇〇〇人
- 二、其他蘭領印度 九〇、〇〇〇
- 三、新嘉坡 一〇〇、七六七
- 四、彼南 五四、八九二
- 五、マラツカ 九、七九〇
- 六、馬來半島(新嘉坡、彼南  
マラツカヲ除ク) 二二〇、〇〇〇
- 七、暹羅 一二〇、〇〇〇
- 八、安南 二五、〇〇〇
- 九、獨領諸島 一五、〇〇〇
- 十、緬甸 七五、〇〇〇
- 十一、比律賓群島 一六〇、〇〇〇
- 合計 一、〇五〇、四四九

(大正六年廈門日本居留民會廈門事情)

移民の運搬は、其物資の輸送をもなすを以て収益多く、從來は競争激甚にして、苦力運賃は、近年は二十四、五弗を唱へ居れるも、競争の當時は、其極二十仙程度にも低下せり。船會社の外、特殊渡航機關としては船頭行、客棧及客頭あり、船頭行は船會社と貨、客との仲立業者にして、汽船會社又は其代理店のコムブラドルが之を經營すること多し。船頭行は船會社側より手数料を徴する外、切符の價格を増して利益を收むることあり。切符の賣出しは主として客棧に賣込むも、時々直接移民又は客頭に賣渡すことあり。客棧は移民の旅館にして、客頭より宿賃及小遣錢等の仕拂を受け、るものにして、其數甚だ多し(十數年前には、各郷土別の幫百八十餘軒ありたり)。客頭は移民の手引人にして、南洋に經驗を有し、支那、香港、南洋等に於ける客棧と連絡を有し、地方出稼人の募集、出稼人の周旋、資金の融通、金品又は書信の配達、郷里に於ける各種商品の買入又は販賣等をなす(註七)。

厦門移民の送金は一箇年約二十萬弗と稱せられ、之に依りて汕頭に於けると同じく輸入超過を決議しつゝあり。送金は私設郵便機關の一聯合會たる信業公會の取扱に依るも、又香上銀行、中南銀行、華僑銀行或は和蘭銀行等をも經由するものあり、之に依るものは、昨年例に依れば一千四百萬元を占むと云ふ。

厦門には、一八九七年支那政府の郵便制度開始以前より通信業務を自營する批郊なる組合(行)あり、海峽殖民地、暹羅、西貢、マニラ其他外國に對して信書の收發をなす外、相當の資本を有するを以て、厦門と是等諸地方との間の通商及銀行事務をも處理し來り、相互間に爲替の取組をなし、其率は普通銀行より約一パーセント高なり。是等の地方組合は革命後に於ても益々活躍し、普通貿易業者の利益を褫奪すること多く、絹布類の如きは、特に斯る方法に依りて内地に運送するを一層有利なりと認められたり(註八)。

- (註一) Wordland, China Year Book, 1919, 1923, 1929-30.
- (註二) C. M. G. The Decennial Reports, 1892-1901, Vol II. PP. 130-1; op. cit, 1912-21, Vol II. PP. 155.
- (註三) C. M. G. op. cit 1902-11, Vol II. PP. 114-5, C. M. G. Returns of Trade and Trade Reports, 1902, PP. 555, 579.
- (註四) C. M. G. op. cit, 1912-21, Vol II. PP. 164.
- (註五) C. M. G. Amoy Annual Trade Reports and Returns, 1926, PP. 3.
- (註六) C. M. G. op. cit, I P. 1916-1928.
- (註七) C. M. G. Decennial Reports, 1892-1901, Vol II. PP. 143.
- (註八) C. M. G. op. cit, 1882-91, Vol II. PP. 519; C. M. G. op. cit, 1912-21, Vol II. PP. 156-7.

## 第五節 貿易

### 第一 開港當時の貿易

厦門は開港當初より福州、寧波等に比して一層多く貿易の發展も豫期せられしものにして、其貿易に従事する船舶の大部を占むる英國船に依る例を見るに、事實上開港の初年たる一八四四年(道光

二十四年)には四十三萬四百八十弗(輸入三七二、二七二弗、輸出五八、二〇九弗)なりしが、翌一八四五年には十六萬二千九百六十二磅即ち約七十二萬九千餘弗(輸入一四七、四九四磅、輸入一五、四七八磅)に、一八四七年には八十六萬二千六百弗に、一八四八年には九十八萬三千八百八十二弗に、一八四九年には百三十四萬五千餘弗(輸入一、一三六、四二七弗、輸出二〇九、〇六五弗)に、一八五二年には二百二十萬二千弗(輸入一、九三三、五〇〇弗、輸出二六八、〇〇〇弗)に激増したり。而して是等厦門の貿易は、輸出は茶を除けば砂糖を太宗品とし、輸入は阿片を加へざるに、尙著しく輸出を超過したり。

各國貿易中、英國は巨擘にして、米國は之に亞げり。今一八四九年の入出港船舶並に貿易額を見るに、左表の如く英國は總額の約八割を占む。

英 米 西 丁 普	輸 入		輸 出	
	入港船隻數	噸 數	出港船隻數	噸 數
英	三	一七九七	三	一一一〇
米	二	一七三	一	五三六
西	一	一六四	二	一六四
丁	一	一〇四	一	一
普	三	六〇〇	二	六〇〇
計	十	二、〇三六	七	一、九〇七

和 運 葡 計	輸 入		輸 出	
	入港船隻數	噸 數	出港船隻數	噸 數
和	六	一、五五	三	五二五
運	二	六七〇	一	二七〇
葡	一	一一〇	一	二二〇
計	九	二、三三〇	五	一、〇一五

第二 其後の貿易

一、一八六三年(同治二年)以降一八七二年迄

本期間は、前後を通じて船、貨共に一張一弛あり、船舶の入出港に於ては一八六五年の千五百八十隻五十四萬六千八百二噸を最高とし、一八六八年の八百四十六隻三十一萬一千六百四十七噸を最低とするを除くの外、其他の年は一千隻以上乃至一千三百餘隻四十一萬餘噸乃至四十五萬餘噸にして、之を内外航に分たば、左の如し。

年	入 港		出 港	
	外國より	内國より	入	出
一八六三年	三六、〇七六	一七一、三六一	一、三五八	四一六、四六〇
一八六四年	四〇、九七四	一六九、五六五	一、三一六	四一九、八二九



年	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數
一八六五年	七五、二〇三	一、八一七	二〇、七五六	一、八一七	二〇、七五六	一、八一七
一八六六年	四一、八一一	一、〇七六	一七、四〇五	一、〇七六	一七、四〇五	一、〇七六
一八六七年	四一、〇七六	一、〇七六	一七、四〇五	一、〇七六	一七、四〇五	一、〇七六
一八六八年	三四、九八四	一、二二一	一三、八六一	一、二二一	一三、八六一	一、二二一
一八六九年	四四、六九四	一、六三三	一六、三〇七	一、六三三	一六、三〇七	一、六三三
一八七〇年	五九、八七二	一、六三三	一六、三〇七	一、六三三	一六、三〇七	一、六三三
一八七一年	四九、〇六五	一、六三三	一六、三〇七	一、六三三	一六、三〇七	一、六三三
一八七二年	六五、〇九九	一、八四三	一八、四七三	一、八四三	一八、四七三	一、八四三

同期間を通じ、入出港船舶の總數は大差なきも、帆船は漸次減少するに拘はらず、汽船は漸次増加せるものにして、前後二箇年を比較すれば、左表の如し。

汽船	入港船		出港船	
	隻數	噸數	隻數	噸數
外國より	六	三、五五二	六	三、五五二
内國より	一六九	七二、七五七	一六九	七二、七五七

帆船	外國より		内國より	
	隻數	噸數	隻數	噸數
外國より	一〇四	三二、二三三	一〇四	三二、二三三
内國より	二二九	五四、九二二	二二九	五四、九二二

同年間の國籍別入出汽船は、英國船が首位を占め、獨乙船又は米國船は之に次ぎ、其他は佛、露、丁抹、和蘭船等とす。前後二箇年間の對照表を掲げば、左の如し。

國籍	一八六四年		一八六八年		一八七二年	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
英國	六五〇	二六、二六四	五七七	二七、七二四	四六三	二九、三四〇
米國	一四〇	八、二七八	四二	三、四九三	五	三、七五五
佛國	一〇	三、五〇六	三三	一〇、四〇一	一八	八、八三四
露國	二〇	二、六一	一一	二、七三四	一四	四、八九二
獨乙船	四	二、八三六	一	一、三六七	三	三、三六一
丁抹	二四	一、四四五	一〇	二、八六七	九	三、一五七
和蘭	七	五、四三五	二	二、五七四	二	三、一六三
西國	一	二、三三四	二	七、三	六	一、四六
白伊	一	一、〇九四	一	一、〇九四	一	一、〇九四
伊國	一	一、〇九四	一	一、〇九四	一	一、〇九四
奧國	一	一、〇九四	一	一、〇九四	一	一、〇九四
條約國	三二	三、八四七	一	一、〇九四	一	一、〇九四
無條約國	九三七	三、八〇三	七六七	三、八〇三	六六五	三、七五五

同期間に於ける貿易額を見るに、一八六五、六年及一八七二年は各一千百萬餘兩を占めたりしが、一八六三年及一八六八年以降一八七一年は八百餘萬兩乃至九百餘萬兩臺となれり。而して輸出額は一八七二、三年に著しく増進せるものにして、其増進割合を示さば、其對照表は下の如し。(單位千兩)

年	輸 入	輸 出 (再輸出を含む)	計
一八八三年	五、六七〇	三、〇一二	八、六八三
一八八四年	六、三四一	三、〇六二	九、四〇四
一八八五年	八、七三五	二、六四二	一一、三七七
一八八六年	八、〇八二	三、五二八	一一、六一〇
一八八七年	七、二九三	三、一〇七	一〇、四〇一
一八八八年	五、六五八	二、八六一	八、五一九
一八八九年	六、一五一	三、五七九	九、七三〇
一八九〇年	五、七三一	三、四二三	九、一五四
一八九一年	五、七三〇	四、二三九	九、九六九
一八九二年	六、六八六	四、七五七	一一、四四四

次に一八六三年及一八七二年に於ける内外品の輸出入を示さば、下の如し。

年	一八六三年	一八七二年
計	一八六三	一八七二

外國品の輸入	土貨の輸入	外國品の輸出 (再輸出を含む)	土貨の輸出 (再輸出を含む)	計
四、〇四二	一、六二八	一、三一九	一、六九三	八、六八三
四、一九七	二、四八八	三、一二二	一、六三五	一一、四四四

本期の重要貿易品は、(一)外國品の輸入中、阿片はバトナ又はベナレス等のもの最も多く、マルツのものは最も少し。阿片の輸入高は一八六八年には四千七百八十擔百九十三萬九千餘兩なりしが、一八七二年には數量は稍々増加したれども、價額は稍減退して四千八百四十八擔百九十三萬三千餘兩に下れり。棉布中大部分を占むる生金巾は、一八六三年には四萬七千餘疋十萬三千餘兩なりしが、一八七一年には九萬四千餘疋十六萬五千餘擔に増加し、一八七二年には三萬九千餘疋七萬七百餘兩に激減したり。晒金巾は一八六八年には一萬一千餘疋二萬七千四十兩なりしが、一八七二年には一萬八千餘疋三萬四千六百餘兩に増加し、天竺布は一八六八年には二萬七千餘疋四萬六千七百餘兩なりしが、一八七〇年には五萬七千餘疋九萬四千九百餘兩に増進し、一八七二年には又減退して二萬九千九百餘疋四萬二千八百餘兩に下れり。棉絲は一八六八年には一萬三千七百餘擔四十三萬一千餘兩なりしが、一八七〇年には一萬五千餘擔五十一萬八千餘兩に上り、一八七二年には又一萬七百餘擔三十萬三百餘兩に下れり。金屬類は錫を主とし、一八六八年の八千五百二十六擔十五萬二千五百餘兩が

一八七二年には數量は稍々減退したれども、價額は十九萬六千餘兩に増進せり。海產物中、乾鹹魚類は同期間に四萬二千餘擔二十二萬四千餘兩が三萬一千餘擔十八萬一千餘擔に減退し、米は二萬四千餘擔三萬五百餘兩が三十六萬一千餘擔五十一萬九千餘兩に激増したり。外に是等外國品にして支那各港より輸入せるもの及支那各港に再輸出せるものあり、就中後者は、例へば阿片は一八六八年の千三十七擔四十二萬四千餘兩が一八七二年には千六百四十擔五十一萬九千餘兩に上り、生金巾は同期間に一萬五千八百餘疋三萬四千六百餘兩が一八七二年には二萬五千餘擔四萬五千八百餘兩に増加せり。(二十)貨の輸入中、茶は一八六八年には三千八百九十擔六萬二千餘兩なりしが、一八七二年には二萬一千餘擔四十七萬七千餘兩に激増し、豆類は同期間に二十萬九千餘擔三十五萬二千餘兩が二十一萬四千餘擔三十八萬一千餘兩となり、豆粕及落花生粕は十四萬八千餘擔十九萬九千餘兩が十九萬九千餘擔二十二萬六千餘兩となり、棉花は二萬一千擔三十五萬三千餘兩が三萬六千餘擔五十萬九千餘兩となり、米は一萬三千餘擔一萬八千餘兩が十二萬七千九百餘兩二十萬八千餘兩となり、小麥は一萬三千二百餘擔一萬七千餘兩が八萬五千餘擔十一萬八千餘兩に増進せり。(三)土貨の輸出中、茶(紅茶)は輸出品の大部分を占め、一八六八年は二萬二千餘擔三十七萬六千餘兩なりしが、一八七二年には八萬九百餘擔百八十二萬四千餘兩に激増し、粗陶器は同期間に三萬三千餘兩が八萬七千餘兩に上り、紙類は一等紙は十萬四千餘兩が八萬五千餘兩に下りしが、二等紙は七萬二千餘兩が九萬七千餘

兩に上り、砂糖は赤糖を主とし、一八七一年には四萬七百餘擔八萬七千餘兩を占めたりしが、一八七二年には一萬四千餘擔三萬一千餘兩に下りたり。

國別貿易額に於ては、一八七二年の例を見るに、左表の如く英國を首位とし、獨、米、西班牙、瑞典、諾威等之に次ぐ。(單位千兩)

英	七、三五〇	丁	抹	一一三
獨	二、〇〇二	和	蘭	七四
米	六一八	澳		一九
西班牙	四五三	無條約國		三三六
瑞、諾	三五九	計		一一、四四四
佛	一一五			

(C. M. C. Trade Statistics of the Treaty Ports, (Annex) 1865-72)

二、一八七三年(同治十二年)以降一八八一年(光緒九年)迄

本期間は汽船の入出港益々増加し、十箇年を出ずして其噸數は約三倍近くに達し、帆船は漸次減退の傾向にあれども、時に消長あり。各國籍別に於ては、當初は英國を首とし、獨、米等之に次ぎしが、後年は英に次いで多きは支那、西班牙、米國等となれり。左に一八七三年及一八八一年の對照表を掲ぐ。



輸 入

外 國 品	一 八 七 三 年	一 八 七 六 年	一 八 八 一 年
阿 片	三、三七八 (四、九七六) 九〇一	三、一五六 (五、八九二) 一、一三七	八、二二四 (一〇、五六七) 三、一二七
生 金	四二、四六三 七五	六七、八八九 一二四	三六、四〇八 五八
晒 金	二〇、五八二 五一	二四、六五七 六五	四〇、四九九 九七
天 竺	三四、五二五 五〇	六〇、五三〇 一〇一	一二六、六八三 一六
棉 布	一二、〇六六 二二	一七、四一七 一五七	一二、三八一 一三
棉 花	一四、八七九 三九八	二四、七八三 七〇四	二七、八五八 六一二
錫	八、七一八 二一八	九、〇四〇 一五六	八、七一四 一六五
油	八八六、三八七 九八〇	一七一、二八三 二〇六	二、三一六 二七
米			四三、五一〇 二二二
乾 魚			

輸 出

土 貨	一 八 七 三 年	一 八 七 六 年	一 八 八 一 年
豆 粕	三〇三、六七三 三一三	三五二、一七五 三五二	六三九、九〇〇 七〇四
棉 花	四二、一一三 五三七	二五、五二九 三三五	三二、三三一 四二〇
豆	二八五、七四五 三四二	二六五、三三九 三一七	四一七、六九九 五〇〇
米	四七、一一八 五二	三二〇、二五二 三八五	五八二、七四九 六九九
茶	一二、六〇五 二七九	六九、四六三 六六九	四、八七一 一一一
土 貨	六〇、三七七 (七、三一一)	六二、一二〇 一、三六七	一六四、一七四 二、九二六
紙 砂	二九、〇二八 一三二	二六、四七六 九五	二二、五九五 八七一
茶	一一、二一三 一〇二	二六、七二〇 一九七	三八、〇八五 二九一
糖	一、〇二八 一六八	二、四三六 五二	三、八二一 一
糖	五、四一四 一〇四	二、四三六 五二	三、八二一 一
糖	一三二、三六一 五七七	一七〇、八三一 五五五	一九七、〇六一 八四一

( ) 内ノ數字及一八八一年の土貨輸出には再輸出を含む。  
 阿片はペナレス最も多く、ペルシアン、バトナ等之に次ぎ、茶は烏龍茶が大部分にして、一八七六年の輸出十一萬四千九百餘擔中、烏龍茶は八萬二千七百餘擔を占め、米國仕向は最も多く、五萬六千九百餘擔に上り、香港仕向は之に次ぎ、一萬五千餘擔となす。一八八一年の外國輸出十六萬三千餘擔中、烏龍茶は十五萬八千餘擔を占め、又米國仕向は十二萬三千餘擔にして、香港仕向は二萬六千餘擔なり。

左に一八八一年の内外各地輸出入額を掲ぐ。

輸	入	輸	出	再	輸	出	計
英國より	二二六六	英	六六七五	再	四九六六	計	一、一六二
爪哇	六六九三	爪哇	二二、八六四		二四、二二五		二五、七七一
新嘉坡及海峽殖民地	三八、八六四	新嘉坡及海峽殖民地	三、九八六		七、四七八		三、四七三
歐洲	二、六四四	歐洲大陸	一三〇		一、七四六		一、七四六
日本	四〇九	米	五、六〇九		一、七四六		二、三三三
日	三、九〇六	比	二、四九〇		一、〇三四		二、五〇四
比	二、七五三	暹	三、五〇三		八二九		三、五九三
交趾支那	二〇、八二〇	外國として香港	二、四七三		三、七二四		五、八四六
暹羅	五、九二五	外國として香港計	一、六九七		二、二九〇		三、八二八
香港	六、二八七	支那港として香港	九、五二八		八〇六		一〇、三三四
外國より輸入計	六六、八七〇						

支那諸港より	六〇、二二三	牛	三、八三四				三、八三四
合	六六、八八三	天	一、三、八四七				一、三、八四七
新嘉坡及海峽殖民地	一、一〇一	芝	八、八七一				八、八七一
民地へ再輸出	一〇、一四一	上	四、〇八三				一、〇九七
比律賓同	三、七五二	寧	三、一三七				一、九六五
香港同	四、八八四	福	一、九七五				三、八四八
外國へ再輸出計	三、八三三	淡	九、〇七五				三、六二四
牛莊へ再輸出	二、八二六	打	三、一四三				七、一四三
上海へ同	一、三、六四八	汕	六九				二、七六九
福州同	五、四三三	支那諸港計	一、〇、六四五				二、四九五
淡水同	三、七、一九〇						二、七、六九
打狗同	一、八五三						二、三、六八
汕頭同	一、〇、六一三						二、三、六八
支那諸港輸出計	一、〇、七、〇六七						二、三、六八
外國品再輸出合計	一、〇、七、〇六七						二、三、六八
外國品の純輸入總額	五、〇、三、七六四	總	二、七、四二〇				二、八、一八六

(C. M. C. Returns of Trade at the Treaty Ports, 1881 (Amoy) PP. 315-325.)

三、一八八二年以降一八九一年迄

本期の外國貿易船は千七、八百隻程度に在りしも、噸數に於ては一八八二年以降一八八五年迄は百十餘萬噸乃至百三十餘萬噸臺に在りしが、一八八六年以降は百五十萬噸内外乃至百六、七十萬噸を占め、純内外貿易額は其間年に依りて少きは一千萬兩臺なりしが、多きは一千二百餘萬兩に達せ

り。各年の純輸出入額を對照せば、下の如し。(單位千兩)

年	純輸出入額		計	輸積當時の價額	合計
	外國品	土貨			
一八八二年	五、七九二	二、九六三	八、七五六	二、九一五	一一、六七一
一八八三年	五、八〇四	二、一八六	七、九九一	二、七二三	一〇、七一四
一八八四年	六、六八九	二、〇五五	八、七四五	二、九三四	一一、六七九
一八八五年	六、五八七	二、七九二	九、三七八	三、〇二二	一二、四〇二
一八八六年	五、六二三	三、一〇六	八、七二九	三、一〇六	一一、七三五
一八八七年	五、六八〇	三、六一九	九、二九八	三、三一五	一二、六一四
一八八八年	六、〇九〇	三、六一八	九、七〇八	二、九五八	一二、六六六
一八八九年	五、七一六	三、七一	九、四二七	二、八九二	一二、三一九
一八九〇年	五、七六八	三、四五一	九、二一九	二、五八一	一一、八〇〇
一八九一年	五、一七五	三、二五八	八、四三四	二、六八二	一一、一六

次に前後三箇年間の内外總貿易額(再輸出を含む)の比較を示さば、左の如し。(單位千兩)

年	外國貿易	合計
一八八二年	六、五五二	一〇、二六六
一八八五年	七、二四七	一一、八五八
一八八九年	五、四三〇	九、九六五

年	沿岸貿易		内外貿易總額	
	輸入	輸出	輸入	輸出
一八八二年	五、四三六	二、〇一三	一一、九八八	一、九八七
一八八五年	五、七四〇	一、六〇五	一一、二二二	一、四八九
一八八九年	六、六九二	七、三四五	一三、〇三三	一、八八一

重要輸出入品の消長を見るに、外國品の輸入中阿片は本期に於て著しき變遷あり、従前廈門は厘金が低率なりし爲めに多額の輸入ありしが、芝罘條約の結果、税率は均一となりしを以て、汕頭に轉向するに至れり。例へば一八八二年以降一八八五年頃迄は、其輸入額は八、九千擔以上を占めたりしが、其後は漸減し、一八八九年頃より五千餘擔に下りたり。然るに反之汕頭に於ては當初三、四千擔のものが、後には七千餘擔に増加し、就中マルワは一八八二年には一千四百餘擔を占めたりしが、一八九一年には二百六十八擔に、バトナは七百五十餘擔が四擔餘に減少せり。汕頭は反對にマルワは一千百餘擔が三千三百餘擔に、バトナは一千八百四十五擔が二千六百九十擔に、ベナレスは五百二十一擔が一千七百四十擔に増加したるが如し。而して獨りペルシアンが廈門に於て一千八百八十擔が五百十三擔に減退せるは、土烟の増進したるが爲めなり。(廈門地方の罌粟栽培は既に約

四十年前より開始され、一八八七年頃同安縣に於ては約四百擔を、龍巖地方に在つては約二百擔を生産し、又土烟は戎克に依りて温州其他の地方より輸入し、或は湖南、江西等を経由し、四川より毎月約二百名の苦力が各人約三十斤を運搬して漳州管内に到ると云ふ。

石油は、當初は二萬ガロンを越へざりしが、漸次増加して後年は百萬ガロンに達し、一八八六年には内地は通過證に依つて搬入せり。燐寸の輸入も増加し、其五分の四は日本品にして、残り五分の一は歐州品なり。一八八一年には約十二萬グロスなりしが、一八九一年には三十一萬七千餘グロスに上りたり。米國麥粉は年に依りて異同あれども漸次増加し、一八九一年は一八八二年に比して約七倍せり。印度棉絲は又増進し、一八八一年の二萬七千八百五十八擔が一八九一年には五萬七千九百七十八擔に上り、棉布類としては生金巾の需要少きに反し、晒金巾は好況に在り、但し各種棉布を平均せば減退せり。金屬類中、錫の輸入は當地の製茶が不況なりし爲めに減退し、一時當地の需要額は一箇年約一萬四千擔に達したりしものも、一八九一年には約二千九百擔に下れり。

其他外國品の輸入としては、米(主として西貢より)、小麥(日本より)は多量に輸入せしが、當地方の生産及北方米穀の輸出制限に依つて影響を受くる所多く、本期最高輸入額は一八八八年の外國米十九萬九千八百六十九擔二十六萬四千餘兩、一八八三年の小麥十六萬四千九百四擔十九萬七千七百八十三兩なりとす。

土貨の輸入中特筆すべきものは、豆及豆粕(牛莊より)、棉花、米及小麥(主として上海より)等とす。豆及豆粕は一八八一年以來百萬擔を下らざりしが、一八九一年には更に百十萬擔を越へたり。支那棉花は外國品の増減に依りて著しき變化あり、一時外國棉花は優勢なりしが、其後印度棉花が地盤を確立する迄は舊態に復歸したることあり、一八九一年には外國棉花の五千九百九十六擔に對し、支那棉花は二萬五千六百八十五擔に達したり。支那米及小麥は多量の輸入を見たれども、當地方の收穫又は外國產品の輸入に依つて影響する所尠からず、兩品は獨り一八八一年に七十萬擔を突破したれども、其後の平均年額は約四十萬擔にして、一八九一年には一八八一年以前の輸入額を越へ、約五十萬擔を占めたり。

輸出重要品中、紙、砂糖、煙草等は前期に比して増進を示し、只最も重要な地方產品の一たる茶の輸出は減退せり。清佛戰爭當時には淡水の輸出貿易を阻碍し、廈門に對して著しく需要を増進せり。一八八七年以降一八九一年迄の茶の輸出は九萬擔以上を占めたるが、一八八七年當時に比較すれば、下の如く著しく減退せり。(單位擔)

一八八七年	四一、八二〇	一八九〇年	二四、三九六
一八八八年	三九、二二七	一八九一年	二三、九一〇
一八八九年	二五、〇〇二		

而して一八八一年の報告に依れば廈門茶の品質は粗惡にして、年々其價值を失墜し、就中不注意



の栽培法と不正の包装とは已に廈門工夫茶の貿易を阻滯し、弛いて烏龍茶は尙需要旺なりしも、是等原因の爲に共に影響を蒙り、同種茶が北臺灣に發達するに迫り、廈門産烏龍茶は已に米國市場に於て其聲價を失墜せり。之に加ふるに高率の課税及運賃に依り、其生産費をして約三割四分高からしめたるを以て、急速に改良法を講ぜざるに於ては、工夫茶貿易と同様の運命に陥るべし。一方米國仕向の日本茶は、已に倍額に達したり。即ち日本茶は栽培法竝に製法に改良を加ふると同時に、税率も亦支那の半額に過ぎざりし爲めなり。現に廈門茶の輸出は已に五割以上を減退し、且つ從來廈門地方の製茶に従事したる勞働者の多數は北部臺灣に轉じ、又爪哇及海峽殖民地に移住せり。

廈門の通商に關して特記すべき事項は、廈門は從來臺灣の仲繼地たりしものにして、其大部は當港を經由しつゝありしが、臺灣に對する再輸出は過去數年間に一變化を來し、從來海關統計に輸入又は再輸出として計上したる貨物中、主要品たる棉布類、鉛及阿片等は香港より臺灣諸港に對し、汽船に依つて直航するに至りしを以て、之が再輸出は減退したるものとす。但し主として帆船に依りて直接紐育より入津したる石油は、再輸出として主要部を占めたり。而して淡水に於ては、茶の一部分は外人の仕入れに係れども、其大部分は支那人の所有に屬し、廈門に在住せる外國商人の買占むる所に屬す。一八八一年は廈門の仲繼に依る臺灣烏龍茶の數量は、最も多額を占めたれども、其後同業の取扱は約六割五分の増進を示したれば、再輸出額は一八八一年の九萬二千擔が一八九一年

には十五萬二千擔に上りたり。(C. M. C. Decennial Reports, 1st issue, Vol. II. Pp. 496-500, Appendix VIII.-IX, XV)

四、一八九二年(光緒十二年)以降一九〇一年迄

當期の外國貿易船は一千六、七百餘隻百六、七十萬噸を例とすれど、一八九六年には最高千九百七十七隻二百一十一萬一千二百餘噸となり、一八九九年は二千八隻百九十三萬五千餘噸を占め、前期に比して増進を示したり。例へば前期末の一八九一年と一九〇一年とを比較するときは、隻數に於ては却つて減退したれども、噸數に於ては百三十九萬噸を増加し、而して汽船は隻數十四隻、噸數二十一萬五千餘噸を増加し、反之帆船は百八十八隻八萬二千餘噸が三十三隻七千九十一噸に激減したるが、之れは注目すべきなり。

輸出入の純貿易額は、一八九二年の九百六十二萬四千餘圓を除けば、多くは一千二、三百萬兩臺に在りしものにして、一八九九年には最高一千五百七十五萬九千餘兩となれり。十箇年間の對照表は、左の如し。(單位千兩)

年	輸入(陸上當時の價額)	輸出(船積當時の價額)	計	入	超	額
一八九二年	七、〇三四	二、九九〇	九、六二四			四、四四四



れ、約五百擔の四川阿片は戎克船に依りて當地方に搬入せられつゝあり。土烟は福建省に於ては已に數世紀間栽培せられ、一地方の消費に止りたるが、近年罌粟栽培は重要商品となり、一八八七年の芝罘條約の結果、土烟の栽培は増加し、其生産額は、一八九三年には一千四百六十擔なりしが、一九〇〇年には七千七百八十四擔、一九〇一年には八千擔に上りたり。其主要産地は同安にして、同地方は罌粟の適地たると同時に、人民は官吏の課税に能く反抗し來りたるが如く、獨立精神に富みたるが爲め、阿片の生産は殊に發達したるものなり。栽培者は逐年阿片を改良し、四川、雲南地方の生産品に比し、歩留約一割多しと、罌粟栽培の増加に従つて洋藥の輸入は漸減しつゝあり。栽培者に依つては一箇年二回作に成功したるものあり、第二季秋作は天候の良好な第一季春作に比し、收穫は劣るものごす。福建阿片の市價は、一九〇一年頃一擔約三百七十兩を唱へたり。

石油の輸入は、前期初の一八八一年には僅かに二萬ガロンなりしが、一八九一年には百七十七萬二千ガロンに上り、一九〇一年には三百二十七萬五千ガロンに激増し、罐入石油殊に米國油は漸減し、散種の露國油及スマトラ油が増加せり。ボルネオ油は一九〇一年に始めて之が輸入を見、又同年臺灣油が試験的に少量入津せり。

麥粉は需要を増進し、殊に早魃に依りて米作不良なりしが爲め、一八九二年には其輸入數量二萬四千百七十七擔に過ぎざりしが、一九〇一年には二十萬一千九百十三擔に激増し、大部分は之を索

麵、麪包等に製し、當地一般人民の食糧に供せり。

輸出は多くの重要品を通じて減退し、殊に冰糖は最も不況に在りたり。即ち製茶貿易は衰頹し、主として海峽殖民地支那移民需要の小數包種茶の外は、認むべきものなきに至り、一八八七年九月二十九日附のラッセル商會の報告に依れば、廈門の烏龍茶は一般に栽培、製法共に不良にして、塵土其他混雜物多く、著しく名聲を失墜し、主要消費國の米國議會に於ては、一八九七年に廈門の不正茶に對する取締法 (Adulteration Act) を制定したる結果、其貿易は著しく制限せられ、一八七二年の輸出總額は八萬三千百七十七擔にして、米國に對する輸出額は六萬四千二百二十擔なりしが、一八九二年には輸出總額二萬七千三十六擔となり、米國に對する輸出額は一萬六千五百擔に減退し、更に一九〇一年には輸出總額七千七十七擔にして、米國に對する輸出額は僅かに二十七擔となり、其の外は海峽殖民地に輸出したり。(Ibid., 2nd issue, Vol. II, PP. 125, Appendix X, XI)

#### 五、一九〇二年以降一九一一年迄

當期外國貿易船の入出港は平均一千七、八百隻二百萬噸内外にして、前後大差なく、只一九〇二年は百九十八萬三千餘噸なりしが、一九一一年には二百十二萬七千餘噸に上りたり。

輸出入貿易額は前期を通じて時に消長あるも、直接外國貿易は、一九〇二年には一千百六十餘萬兩が一千四百八十餘萬兩に増加し、更に土貨の支那各港に對する輸出を加算せば、同期間は千二百

二十四萬餘兩より一千五百七十餘萬兩に増進したり。左に當期各年の輸出入貿易額を掲ぐ。(單位千兩)  
直接外國貿易額

年	外國品の純輸入	外國の直接輸出	土貨の内國輸出	計
一九〇九年	一〇、〇六九	一、六〇〇	六三六	一二、三〇五
一九〇八年	八、八五三	二、〇三五	五二八	一一、四一六
一九〇七年	九、九四二	二、一八三	四九九	一二、六二四
一九〇六年	九、三四八	二、三六七	六八一	一二、三九六
一九〇五年	九、三七四	二、一〇五	四七六	一一、九五五
一九〇四年	一一、二三〇	二、一九四	六二五	一四、〇四九
一九〇三年	一〇、一二九	一、九八三	七四七	一二、七七二
一九〇二年	九、九三六	二、六〇七	三六	一二、五七九
一九〇一年	一二、九九〇	二、八〇九	四三一	一六、二三〇
一九〇〇年	一二、〇二七	二、八五四	八八七	一五、七六八

廈門地方は生産地にあらざる關係上、其貿易は著しき進展を見ざるのみならず、寧ろ年に依りて減退の傾向あり、殊に輸入は一般に不況なりしなり。  
當地の制限せられたる小區域の需要に對し、阿片及其誘導物の輸入數量の比例が著しく多額なるは、他の何れの港も比肩すべきものなく、當期間に阿片の代用品たるモヒは海關を通じて二萬二千七百二十二オンスの輸入あり、主として獨乙、日本及英國よりの仕出しにして、而かも供給量の大部分

は密貿易に係る。而して支那に對する是等藥品の輸入は、一九〇九年一月一日以降禁止せられ、コカインに就ては從價五分の輕税を課し、輸入を認められたるより、一九〇八年以來其需要を喚起したり。コカインの水鹽化物は、一九〇八年に千九百七十オンスなりしが、一九〇九年には一萬一千七百二十七オンスに上り、一九一〇年七月のコカインの輸入禁止に至る迄、二萬七千五百七十八オンスの輸入を見たり。其後は等藥品の密輸入は著しく増加し、自由消費となり、自ら皮下注射は著しく増加したり。今當期間に於ける外國阿片の輸入數量及價額を示さば、左の如し。(單位擔)

外國阿片の輸入	各種總額	ペナレス	ベルシアン
一九〇九年	三、四八六	二、五九〇	七七六
一九〇八年	三、九一九	二、三三八	一、四五〇
一九〇七年	三、四二一	二、〇二九	一、三二四
一九〇六年	三、二九九	二、五五八	六九五
一九〇五年	三、六四五	二、四二五	一九五
一九〇四年	三、八六八	三、〇三八	五三八
一九〇三年	三、二五七	二、七九〇	三五二
一九〇二年	三、八〇八	三、二八四	二六三
一九〇一年	三、三七六	三、〇三六	一四八
一九〇〇年	二、二九八	一、七七六	三九〇
平均年	三、四九三	二、七四〇	六一三

如上の一九〇三年は最高記録を示し、一九一一年は當期初年に比して六百五十六擔を減退したり。市價は著しく騰貴し、例へば一八九二年頃には一擔四百兩に過ぎざりしが、一九〇一年には七百兩に上り、殊に一九一〇年及一九一一年は重説の爲に方外の暴騰を來したり。一九一一年九月は所謂阿片の好景氣時代を現出し、大なる投機取引あり、ペナレスの如きは一函三千七百三十兩に達したるも、十月には市價著しく低落し來り、印度政廳が支那に對して總ての阿片を輸出することを聲明するや、上海及香港には多量の在荷ありし爲め、市價は自ら漸次低落し、將來價格の騰貴を豫想して九月中に買占をなしたる卸賣商人は、多大の損失を蒙りたり。

鼓浪嶼に在りたる十二軒の烟館は、一九一〇年三月中に閉店し、其後阿片の營業を禁止せられたり。廈門市に於ける烟館も亦閉鎖したれども、烟膏の小賣は登録の上に許可されたるものにして、従つて吸食者も又登録を強制せられ、小額の手數料を支拂つて吸食の特許を得、其阿片は特許店より之を購入せり。而して特許店數は從來百二十二軒ありしが、一九一一年には六十五軒に減退せり。一方一九一一年の上半期には、禁烟會たる去毒社の地方支部委員は、地方官憲と協力して禁烟に努力したれど、同年末頃には吸食は一般の慣習となりたる爲め、禁烟運動も停頓し、従前閉鎖せられたる阿片烟膏の特許店は再開せられ、其數も二百二十軒に増加したり。一九一一年十二月には更に警察官憲より不正の烟館を閉鎖し、正式特許を受くべく宣告したれども實效なく、阿片の吸食は

益々増加の傾向にありたり。革命當初官憲は去毒社の委員と協力して禁令に努力し、殊に新政府は罌粟の栽培及藥品の使用に關し、相當の防遏手段を採りたり。

阿片の吸食は、一日一人平均生阿片は約四錢とし、内輪の見積りに於て一箇年九斤に達するを以て、一九一一年外國阿片の正規吸食者は南部福建のみにて約三萬一千四百五十二人となれるも、外に地方土烟を存し、苦力階級の如きは、烟管より吸殻を集めたるものを使用せり。吸殻は外皮又は殻にして、阿片約十パーセントを含み、其市價は一斤約三兩半なり。

支那に對する烟膏の輸入は、一九一一年九月以來ペルシャ阿片の輸入は同年十二月末日以降禁止せられたり。

一九一一年八月迄四川及雲南阿片は多量に輸入したるが、其大部分は汽船に依りて上海を經由し、一部分は戎克に依り、又は陸路湖南を廻りて搬入せられたるものにして、當地の市價は同期中最低一擔三百三十兩より、最高二千六十兩に達したり。

其他輸入品中、棉布及毛布類は不況なりしものにして、殊に一九〇九年以降三箇年は最も其輸入を減退せり。金屬類は減退したるが、石油は増減なかりしなり。

重要輸出品として、製茶は發達の見込なきに至り、只獨り海峽殖民地及爪哇に於ける支那移民の使用として少量の輸出を見たるに過ぎず、煙草は相當額を爪哇及臺灣に輸出し、當地收穫の減退を

補充する所あり、瓦、煉瓦、麻袋、紙等は漸次輸出を減退したるが、獨り砂糖は好況を示し、一九〇二年には九萬九千擔に過ぎざりしも、一九一一年には十九萬擔に増加せり。一九一〇年以降甘蔗壓搾用の新機械の輸入、其他改良方法を探りたるも、同時に賃銀の昂騰、外國品の競争等に依りて多少影響を蒙りたり。要するに當地の貿易及工業等は、期待すべきもの少し。(C. M. C., Decennial Report, 3rd issue, Vol. II. Pp.101-104. Appendix Pp. 324, 328-331.)

六、一九一二年(民國元年)以降一九二一年迄

當期外國貿易船の入出港は前期と大差なきも、年によりて著しき異同あり、隻數に於ては、一九一二年以降三箇年間は一千五、六百隻なりしが、其後減退し、一九一八年には一千二百四隻に下り、一九一九年以降は急に増加して千六百餘隻を占めたるが、噸數に於ても一九一二年以降三箇年間は二百萬噸に上りしが、又其後減退して一九一八年には最低百二十餘萬噸に下り、其後は増進し、一九二一年には最高二百六十九萬餘噸に増加したり。而して帆船は、一九一一年には二十五隻六百一噸なりしが、一九二一年には四隻百二十四噸に激減したり。

本期の初一九一二年には内外總貿易額は約二千二百十萬兩に達したりしも、第二革命、其他動亂の影響に依り、翌年の貿易額は減退し、一九一五年には一時的好況を見たれども、又歐州大戰の結果打撃を受け、一九一八年には最低限度に下りたり。次で平和恢復後に於ては著しく増進を示し、

一九二一年には最高三千二百萬兩に上りたり。而して内外品の輸入は各年支那品の輸出を遙かに超過し、入超額は一九一八年の九百五十萬兩より一九二一年の最高二千二百萬兩に至り、其均衡は貿易外收入中の大宗たる南洋移民の送金に依つて補充せられたり。一九一三年稅務司チ・エツチ・ファーガソンの報告に徴すれば、南部福建移民の各年送金額は一千六百萬兩乃至一千八百萬兩ありと云ふ。

左に當期各年の輸出入貿易額を掲ぐ。(單位千兩)

直接外國貿易額

年	外國品の純輸入	土貨の直接輸出	土貨の内國輸出	計
一九二一年	一一、七五四	二、五三〇	七七一	一五、一二五
一九二〇年	一〇、五九五	二、五三三	八五八	一三、九八六
一九一九年	九、四六〇	二、一七一	六七三	一二、三〇四
一九一八年	八、八五五	二、四八七	七四三	一二、〇八五
一九一七年	八、一〇六	二、四六八	六八五	一一、二五九
一九一六年	七、八五四	一、八四三	六八四	一〇、三八一
一九一五年	七、四五〇	一、九二六	五六八	九、九四四
一九一四年	九、四一一	一、八二八	六六二	一一、〇〇一
一九一三年	九、八六五	二、四七六	一一、二九二	一三、六三三
一九一二年	一四、三八七	三、一六〇	一、七七二	一九、三一九

阿片は、本期に於ては既に禁制品たるを以て、貿易統計に計上せられぬ。曩に一九一一年十月革命前、當地に於ては已に罌粟の栽培を禁止せしが、一九一三年迄は地方官憲に於ても嚴重なる取締をなさざりしなり。然るに同年五月五日を期して煙膏取締店を閉鎖し、吸食者を處罰し、殊に九月より栽培を嚴重に取締ることとなり、同時に一九一一年の英支阿片協定の第三條に依り、福建に對する印度阿片の輸入は一九一四年五月一日より禁止せり。然れども是等取締及禁制は法規上の名義に止まり、實際に於ては不正取引は旺に行はれ、一九一五年以降三箇年間に多額の阿片が臺灣其他より密輸入せられ、其大部分は海關管轄區域外の外海船上に於て取引せられたり。一九一七年頃福建廣東間内亂の混雜を利用して罌粟の栽培は復活するに至り、一九一八年廣東軍が福建南部を占領するや、阿片は自由に栽培せられ、當時福建の軍閥は阿片に對する土地税を徵收したるが爲め、禁烟政策は事實上崩壞したるものなり。當地方の氣候風土は阿片の栽培に適し、栽培者の收むる利益は莫大なるものになり、現に一九一九年には其開墾地は廣汎に亘り、製造阿片の價格は、二年前迄では一擔十五弗乃至二十弗なりしも、二弗に低落したり。外國阿片は之が爲めに全然其販路を喪失し、土烟は地方の需要に供せられたるのみならず、又他港に移出したるものも少からず、阿片は二大集散地たる上海及香港に多額の密輸入ありたり。一九二〇年八月廣東軍は福建南部より撤退し、當地方が平常状態に復したる時、南福建の閩南煙苗禁種會が地方紳董多數集合の上にて同年九月組織せられ

たりしが、同會の事業は官の援助なき爲めに効果を奏せず、再び罌粟は廣汎なる區域に亘りて栽培せられたり。只一九二一年には文武官人の連合したる禁烟策は效を奏し、一時福建南部には阿片の栽培を見ざりしことあり。

重要輸入品中、外國粗綿布類の輸入は増加を示さざるのみならず、外國綿絲の輸入は著しく其數量を減退せり。反之支那紡績業の發達は顯著なるものにして、土綿布の貿易は漸次増加の傾向を示したり。紙卷煙草の輸入は、當地は集散市場たる關係上、特に其輸入を増進し、石油は近年電氣事業の發達に従つて寧ろ不振の状態となり、支那米の輸入は地方の豊凶に依つて異なるものあり、麥粉は古來支那の輸入重要品の一なりしが、近年又支那に於ける工場の發達に伴ひ、外國品に代りつゝあり、麥粉は當地に於ては麵包、索麪に製造しつゝあり、豆粕は北支より多量の輸入あり。

輸出品としては特に重要なもの少く、砂糖の如きも新式の栽培及製法を採用せられざる以上、貿易品として特記するの價値少し。其他の一般輸出貿易の發達は、奥地と當地の鐵道連絡、天然資源の開發等なき以上、近き將來に於て見込なし。

左に當地方に於ける産業に就いて一言せんぞす。

南部福建の産業は、支那に於て最も未發達の情況に在り、地方は山岳に依り横斷せられ、丘陵は概して平行して南西より北東に連り、溪間に平地を交へ、谷底に灌漑用の溪水を通ずるも、丘陵地

の土壤は薄く、多くは硬質且つ礫確にして、一部は泥炭状に見ゆるも、實際に於ては表土殆んどなし。溪谷土壤の表層は丘陵地より洗下されたるものにして、相當肥沃なるべきが、長年月の耕作に依りて已に瘠土となり、肥料の力に依らざれば農作に適せず、但し附近漳州地方は比較的農饒にして、又灌漑の便あり、然れども農法は尙極めて原始的にして進歩改良の跡を認めず、當期は多くの壯年農夫が海峽殖民地、爪哇等に移民として渡航したるを以て、生産額を著しく減退せしめたるが如し。當地に於ける主要産物としては米、砂糖及甘薯を擧ぐべく、米は漳州地方の産物にして、一箇年約五十萬擔に達すれども、地方の食糧に供するにも足らず、尙多量に之を上海及外國より輸入しつゝあり。甘薯は多額に生産し、農民及貧民の日用食糧品たり。甘蔗は漳州及同安縣に産し、製糖は一時著しく不況に在りしが、當期の終頃には急に其額を増加したり。甘蔗は四月に植付け、七月に採取し、十一月及十二月に之を壓搾す。當地の製糖工場としては、前期の一九〇九年に設立せられたる華祥號あり、當時三箇の新式壓搾機を有し、同安縣の水頭、海澄縣の洪抗及龍溪縣の田邊に各一個を存せり。水頭の装置は一日の壓搾能力七、八十噸にして、其他の二箇處は各約六十噸と稱せられ、同社一季の生産額は一萬五千擔乃至二萬擔なり。尙水頭には林本源經營の第二製糖工場あり、一日の壓搾能力は約六十噸にして、一季の生産額は約六千擔となす。其他平和縣の山格には新興公司所有の新式機械あり、一日の壓搾能力は約四十噸にして、動力は水を使用し、一季の生産

額は約四千擔となす。前記の如く華祥公司是新式機械を装置したれども、資本缺乏の爲に大缺損を來し、本期に於て事業を中止せり。

輸出茶は原生地たる安溪地方の生産に屬するも、(臺灣茶業の發達の起源をなすもの)其大部分は寧洋地方より來り、海峽殖民地其他に仕向くる爲に包種茶に製造す。當期間茶業は特記すべき變化なく、又固より已に過去に於て失はれたる名聲の恢復を爲し得ざりき。

水仙花頭 (Narcissus bulbs) は漳州市の南門に接近したる圓山の生産に係り、米國及加奈院に對して多量の輸出あり、前期一九〇二年には百六十八萬七千個三萬三千二百二十四兩なりしが、一九一一年には三百八十六萬七千二百九十個四萬五千三百五十三兩に増加したり。

烟草は主として永定、長泰等に産し、一九一六年以前には多量に臺灣に輸出せしが、臺灣に於て自産自給せらるゝに及び、其數を減退せり。

木材は漳州地方に産し、南部福建の需要を充して尙若干輸出の餘地あり、ポメロ、龍眼肉、荔枝等は多量に生産し、ポメロは青果として輸出すれど、龍眼肉及荔枝は乾物として輸出せられ、輸出青果物の大部分は上海及北支那に仕出するものなり。

南部福建は地質學上より見て礦物の埋藏甚だ多く、既に石炭、鐵、其他礦物は諸地方を通じて相當數量の生産あり、曩に一九〇六年及一九〇七年には、安溪地方の石炭及鐵を採鑛する目的を以て



一支那會社が組織せられ、兩年共に外國鑛業技師に依つて調査せられたる結果に依れば、石炭、鐵の外に閃亞鉛鑛、方鉛鑛、陶土等價值ある鑛物の外、蓄積約百億噸に上る礫鐵鑛の堅固なる鑛脈を組織せる長さ一哩、幅四分の三哩に亘る一山を發見せりと云ふ。當時關係者の調査報告に依れば、左記の事實あり。

安溪區は泉州より水路五十哩の距離に於て石炭、鐵、方鉛鑛、閃亞鉛鑛、石灰岩等の廣大なる鑛脈あり、石炭は瀝靑炭にして、高熱可燃性に屬し、石炭露頭部の厚きは三呎乃至六呎に及び、稼行は舊式法に依りて採掘し、地方農村に之を供給しつゝあり。鐵鑛は極めて豊富にして、支那人技師の説明に依れば、鑛石中には鐵七十パーセントを含むと云ふ。方鉛鑛は又豊富にして、分析の結果に徴するに、一オンスの鑛石中四分の三の鉛のあることを知り得たり。閃亞鉛鑛をも發見し、又當地方には金鑛の存在を豫想せられたるが、尙未だ權威ある調査を見ざるなり。

龍巖州區は廣汎に亘りて石炭及鐵鑛脈が存在す。地質の構成及鑛物の分布等安溪區に類似し、只海港迄最短距離約百二十哩あり、無烟炭は各處に發見せられ、炭層は三呎乃至九呎あり、當地は石炭極めて豊富なるを以て、極貧者と雖ども晝夜點火しつゝあり、價格も亦頗る低廉にして、一擔僅か四仙乃至八仙に過ぎず、炭質も優良にして、炭素は九十パーセントを占むるものあり、高熱にして可燃性を有し、炭質は寧ろ長江一帶に消費せらる萍郷炭に勝り、殊に熔鐵用又は家庭用として優良

品たり。炭田は石灰石及金屬鑛を交へ、殆んど全州に通じ、水定縣に至りても同様の炭層を形成せり。

豊富なる鐵鑛脈も廣汎に亘りて存在し、現に三坑を採掘しつゝあり。但し極めて舊式の方法に依るを以て、生産額は一日約百五十擔乃至二百擔に過ぎず。

汀州、邵武及建寧區中、汀州府區の炭層は清流縣より連成縣に至り、邵武府附近は石炭の外鐵の採掘あり、又曾て豊富なる炭坑が建寧府附近に於て稼行せられたるも、斷層の爲め坑道が崩壊し、坑夫は生理となりしことさへあり、殊に風水説に依つて其後の採掘を停止したり。

斯くの如く廣大なる均一にして連續せる炭田及鐵其他の鑛物は南部福建全部を占め、江西方面に至り、而して地層の傾斜、斷層又は褶曲等に關し、専門家の研究を要すべきものあり、其後主として龍巖州、安溪及汀州府の鑛區を調査したることありしが、未だ其結果は公表せられざるなり。然し石炭の如きはペンシルヴァニア及サウスウイールス地方の無烟炭に匹敵し得べしと云ふ。而して鐵道の便なきのみならず、河川は淺くして運搬困難なれども、龍巖州方面の河流を利用し、厦門迄一噸約五弗を以て運搬することを得、尙勞力及木材等の主たる需要品は又極めて豊富にして、優秀なる技工も沿岸海港地より之を供給し得、獨り機械、器具類を外國に仰ぐのみなり。支那會社として成立したるものに龍巖煤鑛公司なるものあり、多年舊式の方法を以て採炭に従事しつゝあり。其炭坑

は龍巖州に在り、漳州より約六十四哩、江東橋の鐵道驛より約百哩を隔て、毎年石炭約五百噸を廈門に移出し、一噸の市價十四弗を唱へたり。尙同額を漳州に搬入せり。(C. M. C., Decennial Report, 3rd issue, Vol. II. PP. 107-9, op. cit., 4th issue, Vol. II. PP. 108, 151-2, 159. Appendix PP. 420-27)

第三 最近の貿易(一九二二年—一九二九年)

一九二二年以降一九二九年迄の貿易状況を見るに、當初より増加を示し、殊に直接外國貿易は一九二五年には二千萬兩に上り、一九二七年には最高二千三百萬兩を突破し、内外貿易額も一九二五年以降急に増進を示し、一八二七年には同じく最高四千百萬兩に達し、其後直接外國貿易及内外貿易額は共に稍減退を來したれども、前期に比せば遙かに増進を示し、一九二九年前者は二千一百十餘萬兩、後者は三千五百八十餘萬兩を占めたり。各年の各貿易額を示さば下の如し。(單位千兩)

年	直接外國貿易額		内外總貿易額 (再輸出を除く)	
	外國品の純輸入	土貨の純輸出	外國品の輸入 (内外國より)	土貨の輸入
一九二二年	一三九七	三三六	一四八三	一一三〇
一九二三年	二二〇九	三五七	一三六二	一一三六
一九二四年	二三五〇	四〇六	一五〇六	一〇三六
一九二五年	一五七六	四六九	二〇四五	九五六
一九二六年	一七九三	五一八〇	二三四四	一三八七
一九二七年	一八二四	四七五	二三〇一	一五七〇
計	一三九七	三三六	一四八三	一一三〇
計	二二〇九	三五七	一三六二	一一三六
計	二三五〇	四〇六	一五〇六	一〇三六
計	一五七六	四六九	二〇四五	九五六
計	一七九三	五一八〇	二三四四	一三八七
計	一八二四	四七五	二三〇一	一五七〇

年	外國品の純輸入	土貨の純輸出	計	外國品の輸入 (内外國より)	土貨の輸入	計
一九二八年	一六九〇	三六七	二〇五七	一八〇〇	一四六四	四五六六
一九二九年	一七三五	三九〇	二一三三	一八七六	一四七三	四七五七
計	一六九〇	三六七	二〇五七	一八〇〇	一四六四	四五六六
計	一七三五	三九〇	二一三三	一八七六	一四七三	四七五七

一九二二年—四年の貿易

一九二二年は入出港船舶が著しく増加したると同時に貿易の増進を來し、外國品の輸入は殊に好況を呈し、同年中米國粉は上海粉と競争し、爲に上海粉の輸入は減退したるが、上海綿絲は殆んど印度品に代り、又土製花布は一般に需要を増加し、綿布市場に於て有力なる競争品となり、豆粕は肥料として又輸入を増加し、赤糖は地方糖業の發達に伴ひ、輸出を増加せり。一九二三年は一月より三月迄政局の不安なりしにも拘はらず、外國品の輸入は旺盛を極め、殊に綿布及毛布類の輸入を増加したるが、日本品は四月八日以降年末迄排貨運動の影響を受け、輸入激減し、英國品及土貨が之を補充したり。而して外國品中セメント及蠟燭は、土貨の競争に依りて輸入を減退したれど、肥料、石油、砂糖等は輸入を増進せり。

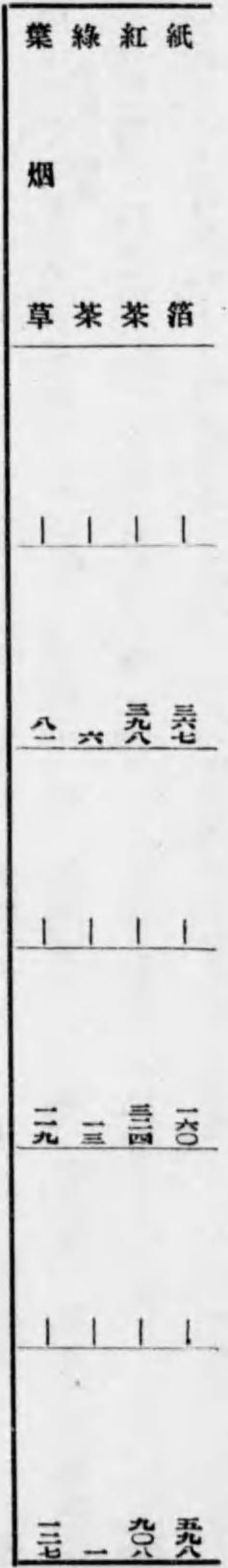
一九二四年は年初内亂及土匪の勃起に依り、通商を阻害したりしが、全年を通せば好況に在りしものにして、輸入税は九萬兩を増加し、殊に排日貨運動の終熄及爲替の有利なりしより、日本棉布の輸入を増加し、英國品の輸入を減退せり。鐵其他金屬製品の輸入も相當額を占め、外國の雜貨類はアニリン染料、石鹼、傘等を除くの外、何れも輸入を増進せり。殊に米國油は在荷薄の爲め、前

年に比して二百萬ガロンを増加し、又スマトラ油は百パーセントを増加し、ボルネオ油は増減を見ざりき。土貨の輸入は好況ならず、殊に豆粕、豆類、皮蛋等は著しく其輸入を減退したるが、一般雜貨類の取引は相當活躍を見たり。土貨の輸出は一般に増進を示し、殊に煉瓦類、麻袋、禮拜紙等の輸出を増加し、砂糖は前年來の不況を打破したり。

今一九二二年以降三箇年間に於ける重要輸出入品を表示せば、左の如し。

外國品の輸入	一九二二年		一九二三年		一九二四年	
	數量	額	數量	額	數量	額
生金	五九,九三三	二六六	五九,四四六	三三二	四〇,九〇七	二四〇
晒金	三〇,四三三	二〇五	二二,五四四	一四九	二二,五二一	一五九
天竺	五,六〇三	二五〇	三三,三二六	八四	五,七八八	一四九
綿	二,三三九	一一〇	一,九三三	九七	二,九五〇	一八
米	六九五,三三六	二六〇六	六三九,七七七	三,四四〇	五九二,三五六	二,二七三
石炭	一七〇,八五五	一〇八	一三三,七五五	六六	二四五,二四四	一八五
麥粉	二六七,七四四	一一〇五	三〇〇,四四六	一三七九	二七二,四四八	一,一七〇
燐寸	六,四〇七	一五九	一五,〇九〇	六八	一九九,九六七	八五
白油	三六,八九三	一七八〇	五五,七五〇	一六六三	八〇,〇二五	一,六五八
白糖	七,七九二	四七一	一〇,八三三	七六八	一六,六八九	一,三三六
車糖	七,八〇九	五五	二二,九四四	一三三	一四,〇三三	一三四

土貨の輸出	一九二二年		一九二三年		一九二四年	
	數量	額	數量	額	數量	額
粗布	九四〇	千五	七,二六二	四三	五,五二五	千五
粗布巾	一〇,三八〇	六〇	二七,二〇〇	一七	一〇,五九一	四七
土布	四八,四四四	二二	二六,八三三	一三	一八,九三〇	九三
花土	一九九九	一一〇	三,四七四	三三	三,九四九	二二
綿布	二八,九四三	七〇	四七,七七七	二七	五,五七一	九三
絲布	三五,〇九八	一四九五	二二,〇〇〇	八九三	二〇,三六七	九三九
豆類	一,五五二,三三三	四,二二七	五,八六二,六九九	三,九九七	一,〇〇三,九四〇	二,七四〇
豆類(黒)	二九,九〇九	一〇〇	四〇,三九〇	一四	二九,〇二三	一〇六
豆類(綠)	一〇七,三三五	四三三	八,九六四	三三六	七,九四七	二九〇
豆類(白)	八,〇〇〇	二元	一〇,六六九	三四	七,一三三	二七
豆類(黄)	二八,三四二	一,〇三三	二九,九三七	九四	一九四,二三三	七〇
其他の豆類	六,〇五九	二二	五,九二〇	一五	六,〇三三	二二
米	七五二	一	二,二三四	一三	九,六五三	五二
紙	三,八九五	五四八	八,三三五	一〇	六,五七	九四八
紙卷	九六,四九三	三六	六〇,四一	九三	七〇,三二	三三
夏布	四六〇	二四八	五,四〇〇	一七	三,七三三	七六
燐寸	一〇	一七	五,三三	一七	五,四六	一三〇
葉烟	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
紙	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
紙(二等)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇



一九二五年の貿易

當年は内外貿易及直接貿易共に前年に比して増加し、稅收も前年の七十八萬兩が九十三萬兩に上り、上海事件の爲めに英日抵制となり、排日貨運動は九月終末を告げしが、排英貨運動は年末迄繼續し、廣東及汕頭に於ける排英經濟絶交に際し、基隆、爪哇其他外國港よりの船舶は香港寄港を繼續し、又廣東及汕頭積取貨物をば、香港に寄港せざる小商船に依つて仕向地に再輸出する目的を以て、厦門中繼に變更したるものとす。輸入外國品は前年に比して増加し、日英の綿布類は春夏兩季には増減を見ず、秋季には不況なりしが、冬季に好況を呈したるは、抵制前の注文品にして、九月後排日貨の停止迄臺灣に在りし日本綿布の輸入が、多くは英國品の代用として輸入されたる爲とす。但し臺灣に對する民船貨物は、時局の爲めに年末尙恢復せざりき。其他砂糖等伸織品は増加し、汕頭及廣東に再輸せられたり。外國綿布類は土布の發達に従つて漸次減退し、一九一八年當時には十三萬七千疋が、一九二四年には三十一萬疋に上りしも、排外貨の爲に減退し、殊に英國品は日本品に反して著しく激減したり。今日英主要棉布の比較を掲ぐれば、左の如し。

品名	一九二四年		一九二五年	
	日	英	日	英
生 金 巾	一四、五〇四	二六、四〇三	四、二〇三	三八、三九五
生 綾 (雲 齊 布)	四、六五五	八、三一三	一二五	八、四六〇
天 竺 布	一〇、八一六	四五、一八七	一、四八六	七三、四六〇
晒 金 巾	一八、〇一四	三、五三七	九、四七一	一一、五八〇

而して印度綿絲の如きは、前年より著しく減退し、當年は其跡を絶ちたり。然れども總體に於て英國の貿易は第一位に在り、日本は第二位に在ること左表の如し。(單位千兩)

品名	一九二四年		一九二五年	
	日	英	日	英
英 本 國	一四	一〇	一〇	一〇
香 港	六、七三一	六、二四五	五、五二一	三、六八四
其 他 英 屬 領	四、四八五	二、八三九	三、六八四	五七三
日 本	二、八三九	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇
米 國	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇

入出港船舶に就ても當年日英船に對し抵制運動がありしに拘はらず、總數三百三十四萬噸中、英船の百八十二萬八千噸に對し、日本船は六十三萬噸に過ぎざりき。

金銀は銀貨を上海より百五十三萬兩、支那銀元を又上海より二百二十三萬枚を輸入し、銀貨は香港及内國へ九十七萬兩、二十仙銀貨は上海へ百五十三萬枚輸出したり。

#### 一九二六年の貿易

當年は又前年に比して貿易額は著しく増加し、稅收も前年に比して増加し、百十三萬兩に達したるは、各地に於ける激烈なる政爭動亂が當地には影響少く、排外抵制運動も三月末に平靜に歸したる外、(一)廣東以北の禍亂戰爭の結果、從來内地の供給市場たりし汕頭の地位が厦門に代りたること、(二)十月排英經濟絶交が終熄したる迄、厦門が廣東及汕頭の仲繼地たりしこと、(三)自動車道路の建設、内河航路の延長せること、(四)工潮に依る物價騰貴、又は爲替の低落等諸事情に依る。尙同年は從來汕頭より出港せる廣東各地の移民が、當地を仲繼とし、其他盜匪の蜂起あり、或は政府が農工苦力等を軍用に徵發したるが爲め、新嘉坡、海峽殖民地、爪哇等に對する移民を増加し、同年華僑の送金は二千萬元に達し、稅收は百萬兩に上り、前年に比して十六萬二千兩を増加したり。

外國輸入品は前年の一千七百萬兩が一千九百五十萬兩に上り、再輸出を控除するも一千八百二十萬兩に達したるは、銀貨の低落に依るの外、抵制期間の在荷拂底を急激に補足したるが爲なり。

棉絲は印度品及日本品共に支那綿絲の競争に遭ひて減退したれど、外國綿布類は、一九一八年には僅かに十三萬七千餘疋なりしが、一九二〇年より激増して一躍二十八萬餘疋に上り、抵制のありし一九二五年にも三十二萬餘疋を占め、本年は三十六萬六千疋二百三十萬兩に達し、殊に日本棉布は上半期の排英期間中英國品に代りたるを以て、大部を占むるに至りたるものとす。但し排英貨運動の終熄に依り、英國品は稍擡頭せり。一方土綿絲は前年の百萬兩が百六十五萬兩に増進したるも、土綿布類は尙外國品に比して其數甚だ少く、前年の四萬疋が三萬八千疋に減退せり。外國燐寸は土産品に壓倒せられて減退を示したり。

土貨の輸出は前年の五百六十一萬兩が五百四十八萬兩に低下したるが、再輸出は汕頭及廣東の排英抵制に依り、當港が仲繼港に變じたる結果、最近二箇年間は増進せり。葉煙草の輸出を増加したるは、製造原料として臺灣に多量に仕出したる爲なり。土貨の輸入が前年の一千萬兩臺より一千五百萬兩に激増したるは、主として農業肥料の豆油粕の輸入が旺盛を極めたるに依る。紙卷煙草の輸入を増加したるは、舊式烟管の使用が漸次減退したるを以てなり。金銀は上海より銀貨三百二十萬兩、支那銀元四百九十七萬枚を輸入し、上海に對して二十仙銀貨九十五萬枚を輸出したり。

#### 一九二七年の貿易

當年は工潮の發生、盜匪、會匪の擾亂等があり、加ふる二月一日より二五加稅の實施及軍官憲の

課徴あり、又日本の山東出兵に依りて二箇月に亘る排貨運動ありしに拘はらず、購買力は依然として衰へざりし爲め、貿易は内外共に増進し、開港以來の最高記録を呈し、稅收も前年に比して稍増加し、百十七萬四千兩を占めたり。外國品の輸入に於て、棉布は人絹交織布等と共に前年に比して二十パーセントを増加し、石油は米油を始めとして増進を示せり。土貨の輸出は南洋華僑の需要を増加し、索麵、藥酒等は好況に在りしが、其他は不況を告げたり。

金銀は銀貨を上海より五百九十五萬兩、汕頭より八十萬兩、福州より十五萬兩輸入し、支那銀元を上海より八十九萬枚、汕頭より百二十萬枚輸入し、銀貨を福州へ百四十九萬兩、支那銀元を内國諸港へ二百二十一萬枚輸出したり。

#### 一九二八年の貿易

當年は當地及漳泉一帶に從來横行したる盜匪が漸次跡を沒し、全然未だ根絶したるにはあらざれども、内地との交通は支障なきに至りしが、只諸種の課稅ありし爲めに物價が騰貴し、通商を阻碍したるが如し。

當年の貿易は、支那商人方面より見れば、不況にありしものにして、春初天一滙兌局の破産の如きは財界に反映する所多く、信用ある數軒の錢莊は貸出を制限し、且つ排日貨運動勃興したるが爲め、地方貿易に影響する所あり、内地市場に對する貨物は當初廈門に輸入し、戎克又は小蒸汽船に

依りて輿地に轉送せられしが、其後商人は汽船に依りて北部沿岸より直接泉州及興化に貨物を運搬して冗費を節約し、一方日貨は戎克又は發動汽船を以て臺灣より直接内地に密輸し、關稅を遁脱したるものなり。而して五月には前記財界整理の爲めに金融維持會を組織し、地方の錢莊其他金融業者を救済し、自ら漸次貿易の伸暢を計り、自ら錢莊の定めたる制限を撤廢せしかば、取引は自由となれり。而して道路の改設事業は進捗し、交通網を擴張し、廈門島のみならず大陸地方の街市を連絡し、二、三橋の架設を見たる外、尙自動車路の開通に依り、安溪の豊富なる鑛區を通じて同安地方に連接せんとし、豫定道路六百哩中四百哩の完成を告げ、自動車は其の需要を増加し、米國品は其九十八パーセントを占めたり。又市區改正を行ひて近世式市街たらしむるの計畫を立て、城壁を撤廢し、馬路を新築し、洋式家屋の建築等に依りて面目を一新せり。故にセメントの需要を増加し、獨り廈門及鼓浪嶼のみならず、内地各處にも及びたり。提工處の改築工事は、六月中に岸壁約百碼崩壞したるが爲め、著しく遲滯するに至りしが、一九二九年末迄に約竣功の豫定なり。道路の發達に依り、建築材料取引の商人の收利は多かりしが、綿布商は在荷の處理を急ぎ、減價にて賣却したるが、利益少く、阿片の在荷甚だ多く、又土地其他不動産の投資に依りて資金固定し、一般人民の購買力を減損する所あり、排日貨運動の影響は一部支那商人に苦痛を與へしが、國貨提倡の効果は實現せるものあり、從來旺盛を極めし日貨の輸入が減退したる爲め、稅收は前年に比し稍減退して百十一

萬一千兩となれり。然れども當港馬路築造の爲め、現金の輸出は相當額に達し、多數家屋新築の爲めに資金逼迫し、又當地に一千萬元の資金に依り、阿片の私運密賣を計畫せるものありしが如し。

#### 入出港船舶

當年の貿易は前年に比して減退せしが、入出港船舶は、海關一般規程に依るものは増加して二千三百五十二集四百四十九萬七千餘噸に達し、英國船は二百三十萬四千餘噸を占め、和蘭船は九十八萬二千八百餘噸にして次位に在り、日本船は五十九萬六千餘噸にして第三位となり、其他支那、諾威、佛、獨船等の順位となれり。ジャバ・チャイナ・ジャバン船は一箇年九隻より十二隻に増進し、大阪商船會社汽船は排日貨運動ありしに拘はらず減退せず、更に廣東丸を廻航せり。

内河航汽船の入出港は又前年に比して増加し、五十三萬三千餘噸に達し、内地新通路の新設は自ら其航通を促進し、又自動車及小蒸汽船間の協定に依りて時間を短縮し、竝に運賃を低下せり。

#### 外國品の輸入

外國貨物の外國及香港よりの輸入は一千六百九十二萬餘兩にして、支那諸港よりの輸入は百五十二萬四千餘兩とし、再輸出額四十三萬九千餘兩を控除せば、前年に比して二百二十六萬三千餘兩を減退せり。

棉布類は前年の三百二十一萬兩が百三十二萬兩に激減し、生地棉布は二十五萬七千兩が十五萬三

千兩に、晒及染棉布は二百二十四萬兩が百六十八萬兩に、形付棉布は四十二萬二千兩が二十八萬五千兩に、其他の棉布は二十八萬五千兩が十九萬四千兩に下り、就中日本の金巾、粗布、天竺、ジーンズ、ポプリン等何れも減退し、毛棉交織品が前年の二十三萬七千兩に比して三十三萬四千兩に増加したる外、人絹類、毛織物等又何れも減退したり。海産物も著しく減退し、外國米は地方豊作にして供給十分なりしより輸入を減退し、セメント、鐵、ガラス等は新道路の開通、家屋の建築等に依りて増進を示し、白糖は價格低落の爲めに輸入を増加したれど、砂糖に關して投機盛なりしかば、糖商、錢莊及外國商人等の破産したるものあり。硫安は輸入を増加し、肥料、大豆粕に代るに至れり。外國燐寸の輸入は七十五パーセント以下に減退し、殊に日本品は排日貨の爲めに著しく打撃を受け、日本綿布と同様の状態を辿り、臺灣より密輸入せられたりと云ふ紙卷煙草は、特別消費税を課せられたれども増進を示し、上海の諸工場に於て新に製造せられたる劣等品の當地市場に侵入し來りたるは、當地工場製品に對する勁敵たり。

外國及支那各港に對する再輸出は、前年の五十八萬五千餘兩が四十三萬九千餘兩に減退したるが、主たるものは紙卷煙草となす。燐寸の再輸出高は、前年には五萬七千餘グロスに上りたれども、本年は皆無となれり。

#### 土貨の輸出入

土貨の外國及支那各港に對する輸出は、前年に對して百萬兩弱を減退し、外國及香港に對する減退は八十七萬三千餘圓に達したり。當地に於ける製罐事業は、勞銀が昂騰したる外、原料缺乏の爲に不況となり、前途又有望ならず。主として臺灣仕向の葉煙草の輸出は、著しく減退し、臺灣は別に山東品を多量に輸入しつゝあり。専ら海峽殖民地、爪哇及比島に對する紙傘の輸出は、記録的に減退を來し、米は豊作なるに拘はらず、價格の騰貴したるは、泉州其他沿岸不開港場を通じて臺灣に密輸出せられたるが爲なり。

土貨の輸入は再輸出額を控除し、前年の一千五百七十萬八千兩が一千四百六十七萬四千兩に下りたれど、上海に於ける洋式機械製品たる金巾、粗布、ドリル、ジーンズ、燐寸等は外國品(日本製)の競争に堪へて發達を來し、大豆油粕は化學肥料たる硫安の爲めに其地位を褫はれたり。小麥粉、索麪、雨傘等は減退し、雨傘は福州より直接香港に多量に輸出せり。

#### 内地通過貿易

子口單附内地搬入貨物は、硫安及ガンソンを除く外、内地に對する運搬は土匪及共產黨の擾亂に依り、一般的に減退を來し、三聯單の發給數は前年の六千五百九十件、其貨物二百十九萬五千兩が五千六百三十二件、二百四十六萬九千兩に減退せり。

三聯單附外國仕向貨物は、内地が平靜状態に歸し、交通の發達、苛税の裁撤を見ざる以上は、發

達の見込なく、其貨物は前年の十二萬八千兩が八萬一千兩に減退し、其種類は主として葉煙草にして、前年に比して二分の一以上を減退せり。

運單附内地輸出入貨物は、支那工場製品にして、前年の二百十五萬九千兩が百六十七萬一千餘兩に下り、綿絲は著しく減退せしが、綿布類は増進を見たり。

#### 金銀の輸出入

金銀の輸入は前年に比し激減して二十九萬八千餘兩に下り、輸出は主に福州に對し、總額は百八萬七百餘兩を占め、金銀市況は輸入に關して採算良好ならず、只銀は同年八、九月間各地に亘りて發生したる動亂の爲め、北部福建よりの需要を増加せしが、上海に於ける鑄造量は減退せり。一方内地不安の爲め、運搬並に貯藏の容易なる銀行券の需要多く、銀千弗に付プレミアム一弗を附せり。

#### 常關貿易

常關貿易は前年に比して七十萬兩を減退し、一千五百萬兩に下り、總稅收も亦前年に比せば、一割三分を減退して七萬一千餘兩に下りたり。蓋し内地に於ける共匪の擾亂、交通の杜絶、海賊の跋扈、不當課税又は排日貨運動等が其主因なり。就中稅收の減退を來せるは、重要品たる赤糖、紙類、葉煙草、木材等の不況に因る。戎克船の入出港は一割を減退し、殊に臺灣貿易に従事する隻數は、排日貨運動の結果一割七分を減退し、汕頭及温州に對するものは各二割六分及五割六分を減退し、



同年の輸入額は前年に比して二割一分を減退し、七十一萬兩に下り、石碼に於ける激烈なる日貨抵制に依り、臺灣仕出の糖蜜及酒精は各五割七分及七割八分を激減せり。内國港よりの輸入品中、落花生油粕は四割六分、綠茶は七分、葉烟草は二割二分を減退し、薯粉は二割四分、陶器は十五割四分、粗陶器は九分を増加し、輸出總額は前年に比して二割八分を減退し、二百萬三千兩となり、内國各港に百八十三萬四千兩、臺灣に十六萬九千兩を輸出したるものなり。但し石碼より臺灣に對する輸出は、排日の爲めの著しき影響なく、禮拜紙の輸出は六千三百擔十四萬弗に達せり。其他臺灣に對する輸出品中、木材及板、竹材、藥材、靴其他雜貨類は何れも増進を示したり。内國各港に對する輸出品中、荔枝は二割一分、生柑は十二割一分、煉瓦等は一割を増加し、赤糖は四割七分、二等紙は五割三分、木材は三割六分を減退せり。

海關を通じて輸入し、海關税を納付し、常關を通じて常關税を免除せられ、内地に搬入する内外國品の總額は、前年に比して若干増加し、一千二百三十萬兩を占めたり。

一九二九年の貿易

當年は當港の西南一帶に亘りて土匪及共匪の却掠あり、村落の焚燬せられたるもの多く、移民の家族は相當海峽殖民地及爪哇に渡航し、其田園を荒廢に委したるものあり、厘金は廢止されたれども、又特別消費税の課徴あり、本年は前年に比して一層建設事業熾盛にして、炭鑛に富む安溪より澳頭

に至る道路は八月中に竣功を告げ、又澳頭より福州に達する一般道路は既に開通し、興化附近も橋梁の建築中に在り、何れも自動車の開通を見るべく、厦門の四大幹線路の完成日は近きに在るが如し。最近自動車の輸入多く、牛馬は遠からず其跡を絶ゆるに至るべし。本年海峽殖民地に對する移民は七萬五千人、小兒は一萬四千二百餘人に達し、自ら航業の發展を示したり。

當年の外國貿易は前年に比して稍増加し、二千一百十二萬五千餘兩を占め、内外貿易は前年に比して百四十餘萬兩を減退し、三千五百八十六萬餘兩となりたるも、稅收は増稅の爲めに、戻稅を含まざりしより著しく増加して二百十七萬七千兩に上り、殊に輸入稅は約百萬兩を増加したり。

一九二九年の各種貿易額は下の如し。(單位兩)

外國品

外國及香港より輸入

一七、二一五、八七九

支那各港同

二、一二二、一八二

計

一九、三三八、〇六一

外國及香港に對する再輸出

一五四、四三二

支那各港(主として上海、福州及汕頭)

四〇七、〇六九

計

五六一、五〇一

純外國品の輸入	一八、七七六、五六〇
支那品	
輸入	一二、九九二、五七五
内國及香港に對する再輸出	四八四、一二四
支那諸港同	一七六、七四九
再輸出計	六六〇、八七三
純支那品の輸入	一二、三三一、七〇二
支那品の外國及香港に對する輸出	三、四二五、三二四
支那品の支那各港同	一、三三二、二六七
輸出計	四、七五七、五九一
總貿易額	三七、〇八八、二二七
純貿易額	三五、八六五、八五三
常關貿易額	
輸入	
外國より輸入	二一、〇五一

支那諸港より同  
計 六〇二、四三七  
六二三、四八八

支那品の外國に對する輸出 六二、七三一  
支那品の支那諸港同 一、七二五、〇〇〇  
計 一、七七七、九三一  
二、四〇一、四一九

外國品の輸入

外國品の輸入は前年に比して稍増加し、棉布類は前年に比して約百萬兩を激増し、二百八十八萬兩に達し、生地棉布は約三萬七千兩を増加して十九萬兩に上り、晒及染棉布は稍増加して百七十二萬兩となり、形附棉布は著しく増加して四十二萬兩となり、其他の棉布類は約四十三萬兩を増加して五十三萬兩に上り、就中生地天竺、晒金巾及粗布は増進を見たり。之に反して毛棉交織品、毛織物、人絹類は何れも激減したり。海産物は海參、鰾等の減退を見たるを除くの外、概して好況に在り。其他麥粉、人參、石炭、セメント等に増進を示したれども、米、紙卷煙草、石油、燐寸等は減退し、砂糖も白糖は前年に比して稍減退し、百八十二萬兩に下り、氷糖原料は主として爪哇より輸

入したりしが、年末爲替の暴落に依り、其工場中には停業したるもの數軒あり。  
土貨の輸出入

土貨の輸出は、外國向けは前年に比して二十萬兩以上を増加し、三百九十萬兩に達し、總輸出は又二十餘萬兩を増加して四百五十四萬兩を占め、生柑は前年の二萬八千兩が六萬二千兩に、紅茶は前年の二十九萬五千兩が四十萬兩に、製造煙草は四十六萬一千兩が五十五萬七千兩に、紙箔(禮拜紙)は六十三萬八千兩が六十四萬四千兩に増加したるが、葉煙草及紙卷煙草は著しく減退し、紙(一等紙)は前年の十萬四千兩が七萬八千兩に下りたり。

土貨の輸入は前年の一千四百六十七萬兩が一千二百三十一萬兩に減退し、就中棉布類は何れも不況に在り、海産物は鰹類が前年の十五萬一千兩が二十九萬三千兩に激増したるを除くの外、何れも減退し、鹽乾魚は十一萬四千兩が八萬二千兩に、鰻は二十萬七千兩が九萬四千兩に下りたり。

大宗品たる豆粕は主として罌粟栽培を禁止したる爲め、前年の八十四萬三擔二百九十五萬兩が四十九萬擔百七十一萬六千兩に激減し、豆類も前年の三十四萬九千擔百八十八萬八千兩が二十七萬四千擔百三十九萬五千兩に下り、綠茶は半減して十萬六千兩に下り、麥粉は四十七萬一千兩が三十八萬四千兩に下り、一九二七年に比して三十萬兩以上を減退したり。之に反して紙卷煙草は前年の百八十萬六千兩が二百十萬八千兩となり、石炭は前年に比して稍増加し、三十二萬二千兩に上りたり。

左に一九二六年以降四箇年間に於ける重要輸出入品の對照表を掲ぐ。

外國品の輸入	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
生地金巾及粗布	三、八〇〇	一、八五〇	三、二〇〇	一、四〇〇	三、〇〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	二、八〇〇
晒金巾及粗布	一、五〇〇	一、八七〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇
(白)「ドリル及ジーンズ」	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
海産物	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
鰹類	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鰻類	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
魚類	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他鹽	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他海産物	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麥粉	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
人參	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
白糖	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
車糖	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇



一、一般規程に依るもの

計の	英 日 米 支 其				國 本 蘭 國 他			
	隻	噸數(千噸)	隻	噸數(千噸)	隻	噸數(千噸)	隻	噸數(千噸)
	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年				
英	一、二四八	一、三三八	一、三三三	一、二八八	一、二四八	一、二八八	一、二四八	一、二八八
日	六九	五五〇	四六六	五九六	四六六	五九六	四六六	五九六
米	一七三	一九八	二六〇	九八二	二六〇	九八二	二六〇	九八二
支	七五	一〇〇	八三	三三	八三	三三	三三	三三
其	七五	一〇〇	八三	三三	八三	三三	三三	三三
計	二、九〇〇	三、二二八	三、三三三	三、二二八	三、二二八	三、二二八	三、二二八	三、二二八

二、内河航行汽船規定に依るもの

支 日 英	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年	
	隻	噸數	隻	噸數	隻	噸數	隻	噸數
計	八二	八三六	五五	六六四	三〇	四〇九	二四	三〇三
國	一、二二六	四、一三三	一、一四七	七、三九二	一、一三三	五、六三三	一、〇八一	四、八二八
本	一〇、一六八	三、八三三	一〇、七四三	四、四二八	一、二七〇	四、七六四	一、五〇四	五、〇四九
支	二、一〇六	四、三七一	三、九六	五、三八〇	一、四三三	五、三三〇	一、六三六	五、五九〇

戎克船は、今日より十年前に於ては香港、新嘉坡等に對するものありしが、現在は外國に對する

ものは獨り臺灣に對するものに限られり。一九二〇年以降十箇年間に於ける厦門常關出入の戎克船は下の如し。

年	隻		噸數(千噸)	
	隻	噸數(千噸)	隻	噸數(千噸)
一九二〇年	五〇、四六八	一、二、三九二	一	六〇、三八一
一九二一年	六二、七六〇	一、四、八四八	一	六〇、一九一
一九二二年	六〇、七五〇	一、四、〇七〇	一	五四、一〇一
一九二三年	五六、六一九	一、五、六八四	一	四八、七〇五
一九二四年	六〇、八九六	一、六、五〇二	一	四五、九二五

右の中厦門港區域のものが大部を占め、其他は臺灣、汕頭、溫川に對するものにして、福州に對するものは數年前迄は若干ありしも、今は殆んど無く、香港、寧波等に對するものは一九二〇年及一九二一年には僅かに入出港を見たるに過ぎず、而して臺灣に對するものは一九二〇年以降四箇年間は各年五、六百隻三、四十萬擔を占めたりしが、其後著しく減退し、一九二九年は最低の百七十七隻十一萬三千餘擔に下りたり。

一九二四年以降五箇年間の英、日、米の貿易額を比較すれば、左の如し。(單位千兩)

英	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
	一一、二三二	一、一七七七	一二、六九〇	一三、二三八	一二、三三八

日米共	計の他
二、八四〇	三、六八四
一、七一九	一、三〇七
一七、六五七	二〇、四一六
	五、一三三
	一、六六八
	二二、四七五
	四、六七二
	一、四〇六
	二二、〇二二
	二〇、六一七

九八

更に一九二八年に於ける列國の輸出入額細別を掲ぐれば、下の如し。(單位千兩)

英 (本國)	香港	新嘉坡及海峽殖民地	英領印度	小計	佛領印度	蘭領印度	米國(含比島)	日本(含臺灣)	獨逸	其他	合計
一	八、〇九三	七八七	一、一五二	一〇、〇四四	九九	二、三八〇	一、五三七	二、八四一	五	一六、九二一	三、六九七
二二二	二、九〇九	一、九〇九	一、五〇四	二、二八六	七	九一三	三七四	一一五			二〇、六一八
一一	八、三一五	二、六九六	一、三〇六	一二、三三〇	一〇六	三、二九三	一、九一一	二、九五六			二〇、六一八

最近三箇年に於ける重要品の英日貿易額を對照せば、左の如し。

生金巾及粗布	生雲齊布及細綾綿布	生天竺	無地晒金巾及粗布	晒雲齊布及細綾綿布	染色同上
一九二六年	五、〇七〇	八、八六〇	二四〇	八、八六〇	二、九六〇
一九二七年	二、八五〇	二、三七〇	二八五	二、三七〇	四、〇六五
一九二八年	一、五〇〇	二、二六五		一、四四〇	二、八八〇

金銀は上海より銀貨四百三萬兩、支那銀元六百五萬枚を輸入し、香港及澳門方面に二十仙銀貨八十萬枚を輸出したり。

(C. M. C. Amoy Annual Trade Report and Returns, 1926-1929; „ Foreign Trade of China Part I, 1926-1929, Part II. 1928.)

第六節 海 運

厦門寄港の船舶は、他の南支沿岸航路と同じく、英國系が最も勢力を有す。其航路系統を示さば、  
 下の如し。(一九二九年末大阪商船會社厦門出張所調査)  
 甲、外航

- 一、大阪商船株式會社 出張所
- (い) 基隆 香港線 一週一回 鳳山丸、廣東丸  
寄港地 厦門及汕頭
  - (ろ) 基隆 厦門線 月三回 大球丸  
寄港地 淡水、福州
  - (は) 高雄 廣東線 月二回 デリー丸  
寄港地 厦門、汕頭、香港
  - (に) 日本 廣東線 月二回 日東丸、甲子丸  
寄港地 内地各港、厦門、汕頭、香港  
復航 臺灣經由
  - (ほ) 南洋線 月一回 往復寄港計畫中

- 二、日清汽船株式會社 大阪商船株式會社代理
- (い) 上海 廣東線 月三回 蘆山丸、嵩山丸  
寄港地 厦門、汕頭、香港、復航 厦門寄港省路
  - (ろ) 南北支那線 月二回乃至三回不定期 巴陵丸、金山丸  
寄港地 大連、青島、上海、厦門、汕頭、香港等一定せず
- 三、ダグラス汽船會社 支店
- 香港 福州線 一週二回  
寄港地 汕頭、厦門  
使用船 海寧、海澄、海陽
- 四、チャイナ・ヴィゲーション汽船會社 大古洋行代理
- (い) 上海 廣東線 南航一週二回 北航一週一回  
寄港地 厦門、香港
  - (ろ) 南北支那線 不定期  
寄港地 牛莊、大連、芝罘、天津、厦門、汕頭、香港、廣東  
使用船 鎮安、穎川、臨安、蘆州、浙江、涼州、新疆、新寧

(は) 香港新嘉坡線

四川、漳州、湖北、宜昌、甘州、桂州、應州、廣西、南昌、南寧、臨安、牛莊、寧波、山西、山東、蘇州、大名、雲南 其他

往 航 香港、厦門、新嘉坡一週一回

復 航 海口、汕頭經由月一回、盤谷經由月一回

使用船 安東、安慶、安徽、瓊州、廣東、桂陽其他

五、ブリテイシ・インディア汽船會社 ボイド代理

日本甲谷院線 月二回乃至三回

寄港地 蘭貢、彼南、新嘉坡、香港、厦門、上海、門司、神

戶、大阪、横濱

使用船 タルマ、タラモア、タカダ、ハナルワ等

六、インド・チャイナ汽船會社 ダグラス代理

日本甲谷院線 月二回乃至三回

寄港地 ブリテイシ・インディアの例に同じ

使用船 フクサン、ホサン、クンサム、クツカン、レイサン、

ワムサン、スイサン、ユインサン等

七、ヂャバ・チャイナ・ジヤバンライン 支店

(い) バタビア上海線 月二回

寄港地 香港、厦門、上海、マニラ、マカツサ、スラバヤ、サ

マラン

使用船 ジバダク、チソンダリ、チカラシ

(ろ) スラバヤ厦門線 月二回

寄港地 スラバヤ、マカツサ、パークババン、香港、汕頭、サ

マラン

使用船 チサゾイ、チレボイ、チサラク

(は) スラバヤ大連線 月一回乃至二回

寄港地 スラバヤ、ラスチエドス、マカツサ、バリツババン、

マニラ、厦門、上海、門司、青島、大連、基隆、バタビア、サ

マラン

八、ロイヤル・バケット・ナヴィゲーション汽船公司 渣華公司代理



新嘉坡厦門線

月二回

寄港地 新嘉坡、香港、汕頭、ブダワン、デリー、彼南  
 使用船 クレマー、ヴァン、ホムツ

九、和 豊 公 司

和通公司代理

香港蘭貢線

月二回

寄港地 蘭貢、彼南、新嘉坡、香港、汕頭、厦門  
 使用船 ホンベン、ホンフア

十、レ ー ン ・ ラ イ ン

華南銀行所有オンマ・チャオ代理

蘭貢香港線

月一回乃至三月二回

使用船 セーレンビイ

寄港地 蘭貢、彼南、新嘉坡、香港、汕頭、厦門

十一、安 記 洋

行 安記代理

マニラ厦門間月三回

使用船 スサナニ號

十二、招 商 局

上海廣東線

南北航各月二回

使用船 廣利、新康、泰順等(船名の變更あり、又入港不定期のこと多し、)

今一九二九年一月以降四月迄での厦門に於ける各國船の隻數及貨客數の比例を掲げば、左の如くにして、如何に英國系船隻の優勢にして邦船の徴力なるかを知るに足る。

汽船會社名	入出港隻數	貨物噸數	船客數
大 古 局	六一	一二、九九三	一一、〇二一
招 商	九四	五八、九〇一	一五、四七三
和 豐	一三	一、一四三	二一八
安 記	七	一〇、二七〇	一一、四七五
日 清 汽 船	一一	一、六二五	四、九二二
大 阪 商 船	四	六六	二二二
シ ャ ン ン	六四	六、七八九	一〇、三二一
イ ン ン	四二	九、四一〇	九、六〇二
ア リ ン	一二	一、四〇〇	四、五四五
蘭 ケ ー ン	一八	二、三九〇	七、五八〇
計	七	一〇四、九八七	八五、二六九





地方銀行の八、九分に對して五、六分に過ぎず、平時は遊金の準備多く、信用確實なり。其預金は諸官衙の多額なる公金にして、諸税金、厘金を始めとして官吏の私金、各種慈善的公會又は商人等の積立金をも含み、従前は是等銀行の業務は専ら官吏階級を相手となし、殊に放官債と稱し、官吏候補者に對して高利の貸附をなし、任官を俟ちて債務を償却せしむる規約ありたり。後に至りては商人其他の者と取引を開始し、其主務は商業組合十途郊(註一)の一に屬する北郊即ち天津、牛莊、芝罘、上海地方に對する貿易に従事する各商店と取引を旺盛ならしむるに至り、殊に是等銀行は、當地天津間の送金爲替を引受け、當地に於ける商人は、土貨を北部天津其他諸港に輸出する爲め、是等銀行より借入をなし、四箇月乃至六箇月の期限に於て天津の市平兩を以て支拂をなせり。之が取引より生ずるプレミアム一千兩に付き二兩乃至三兩となすも、時に依りて異り、其率は天津に於て四分乃至六分、上海に於ては一分五厘乃至三分、福州に於ては五厘乃至一分となす。是等銀行の組織中に特記すべき奇習あり。各地支店に在る銀行員には、凡て山西省同一郷貫の者を選抜し、若し支店長に採用したるときは、其家族は本人の信用及善行誓約の保證として銀行の費用に依つて世話し、本人が郷里に對する書翰は、本店の檢閲を経ざれば家族に手渡するを得ずとし、又在勤中は無給にして、一式の費用は皆銀行の支辨に係り、任期は三箇年となし、期限滿了後には、本店在任期間中に於ける一式の收支計算書を認め呈示し、検査の結果、誤りなく、銀行業務の成績良好なりと

認めたるときには、相當額の報酬を與へ、家族を解放するも、若し缺損其他成績の不良を認めたるときは、相當の過料の支拂をなす迄本人自體を拘禁し、家族をば人質となす。(註二)

錢莊は地方銀行にして、貸付、預金を取扱ひ、兼ねて爲替を司り、其資本金は五、六千兩より十萬兩内外にして、福建省人の所有及經營に係る。一八八二年—一八九一年の海關十年報告に依れば、相當信用あるものは其數十八軒にして、就中著名なるものには、鴻記行、水建興、鎮泰祥、史建源、恒陶元、瀛記號等あり。營業は上海、福州、汕頭又は香港等に對する爲替の取組をなす外、金錢其他諸種交換、預金受入等をなす。業務は投機的性質を有するが爲め、己に過去十年間に十四軒以上倒閉せり。預金の利子は均一ならず、基礎確實のものは六分乃至八分なれど、其他には一割二分以上に達するものあるが如くにして、高利を以て世を誘導し、資金を集積しつゝあり。利子は一八九六年迄は月賦拂なりしも、其後年期拂に改めたり。貸金利子の決定は、擔保物の價格及性質、借主の商業上又は社會上の地位に依つて區々にして、普通は擔保確實なるときは年一割なれども、信用厚からざる者に對しては一割五分乃至二割五分に至ることあり。是等錢莊が他港に對して爲替の取組をなすには、多くは外國銀行の手を経由す。錢莊は引受けたる爲替手形を仕向地の代理人に送り決済するが、其率は時に依りて固より一ならずと雖ども、一般には外國銀行に比して僅かに一分多し。又地方商人中には錢莊の手を藉りずに直接外國銀行に依頼すれど、送金支拂の能力なきときには、

有利なる條件を以て銀行より借入をなすを常とす。只上海に對して取引をなす時は、山西銀行に依頼するが、錢庄の利益は一千兩に付三、四兩なり。錢庄は上海其他北部諸港に代理店を有せざるにより、商人より北部地方に對する爲替取組を依頼されるときは、北部地方と取引計算を有する他商人より手形を得て周旋し、手数料として一分五厘乃至二分を取得したり。(註三)

其他の金融機關中には、先に述べたるが如き通信機關たる批郊あり、當地と南洋地方、其他外國との間に於ける信書の取扱をなすのみならず、相當の資本を有するものは、當地と海峽殖民地、暹羅、西貢、マニラ其他諸港との貿易の外、銀行業務をもなし、爲替を取組み、其手数料は普通銀行に比して約一分高なりと云ふ。(註四)、又兩替を主要業務とするものには錢店あり、兼ねて一部預金、貸付をもなすが、小規模のものたり。又下級民の金融機關として當典即ち質屋あり、動産を擔保として貸付をなし、預金は取扱はぬ。

前記地方銀行たる錢庄の數は、一八九二年より一九〇〇年に至る頃には一時三十三軒に達したるが、其中十一軒は破産し、一九〇一年現在には二十二軒を殘存し、其後の一九〇二年より一九一一年に至る間には、更に増加して大清銀行、交通銀行、信用銀行等大地方銀行の外、錢庄三十九軒となれり。大清銀行は一九一一年十一月革命亂の爲め、漢口に於ける大清銀行及交通銀行掠奪燒燬の報導、又は福州大清銀行支店に於ける四十萬弗損失等の事情に依り、營業を停止したり。第二流以下

の地方銀行は錢庄にして、其大なるものは炳記、建興、建源、建祥、泰興、捷順、心記等七軒あり、其他小なるものは三十二軒となし、而して一九〇一年以來開店したるものは三十二軒となす。(註五)

## 二、革命以降

革命後一九二一年迄十箇年間に於ける廈門の銀行業は、一般に健全なる状態に在り、而して歐洲大戰中貿易は不振を極めたるに拘はらず、其銀行數は内外國銀行共に増加したり。大銀行中には香上銀行出張所、臺灣銀行支店、新高銀行支店(一九一八年十二月開設)、中國銀行支店(一九一五年五月開設)、福建銀行支店(一九一八年六月開設)、廈門商業銀行(一九二〇年設立)、廈門農工銀行(一九二一年設立)等あり。

其他地方銀行たる錢莊又は滙兌莊は四十五軒あり、其資本は三萬弗乃至十二萬弗にして、其主たる業務は外國爲替の賣買及當地と新嘉坡間との送金をなす。其他郵便機關たる信局は六十四軒あり、信書の收發をなすと同時に、外國より内地に於ける受取人に對し、送金事務をなす。(註六)

現在に於ける當地外國銀行としては、香上銀行(英)、臺灣銀行、安達銀行(蘭)、等あり。支那銀行としては中國銀行、廈門商業銀行、中興銀行(本店マニラ)、華僑銀行(本店新嘉坡)等あり。香上銀行の營業は極めて退嬰的にして、近來緊縮方針を採り、買辦をも廢止し、専ら外國爲替の取扱を主とし、地方的貸出等は一式之を爲さざるに至りしが、之に反して安達銀行の營業は最も積極的に

して、當地には倉庫業者なきを以て、同行自ら鼓浪嶼に倉庫を借入して爪哇糖を收容し、輸入自動車の組立等も扱ひ居れり。

錢莊中には基礎薄弱なるものあり、組合の出資に依るもの多きが、資本は十萬元内外のものあれど、小なるは七、八百元のものもあり。日本金爲替を取扱ふものは二流以下に多し。一九二八年四月には大錢莊の天一局倒閉して以來、其他錢莊の破産するもの十二、三軒に及び、一時之が救済の爲め、同年五月支那銀行間に金融維持會組織せられ、其後漸次金融界は安定し、貿易は恢復し、一九二九年中には倒産したるものなかりしが如し。但し銀貨の暴落に際しては、相當打撃を受けたるものありたり。

(註一) 廈門の商業團體は從來特に郊と稱し、十途郊あり、我邦の同業組合に該當す。而して數多の小賣店は除外し、廈門市中屈指の支那商人は過半此の中の一又は二に加入す。郊には北郊、藥郊、洋郊、碗郊、疋郊、紙郊、泉郊(臺灣貿易をなすものも其の中に在り)、茶郊、福州郊、廣東郊等あり。然れども其の後、福州郊、廣東郊は何れも二、三の商行あれど、其の機能を發揮せず、實は八途郊となれりと云ふ。(澤村繁太郎對岸事情)而して近年に至り、從來の郊は何れも公會名義に改まりたり。

(註二) 同上、支那經濟全書第三輯、C. M. C. Decennial Report, 1st issue Vol. II. PP. 516-19.)

(註三) C. M. C. op. cit., 1st issue. Vol. II. PP. 517, 2nd issue, Vol. II. PP. 141.

(註四) C. M. C. op. cit. 1st issue, Vol. II. PP. 519.

## 第二通 貨

廈門に於ける通貨は大洋銀、小銀貨、銅貨、銅錢等の硬貨及銀行紙幣其他の軟貨あり。

### 一、硬 貨

#### (一) 大洋銀

從來當地の大洋銀は龍銀にして、日本圓銀に對して附せられたる名稱なれど、尙市場に於ては油頭同様に一弗(又は一元)に相當する銀貨の數種混淆したるもの、所謂Mixed Dollarsを總稱し來り、完全に龍銀として流通したるものには、日本圓銀の外、英銀、新墨銀、首銀、其他小額の安南銀、新王銀、舊墨銀、香港銀等あり。日本圓銀は其表面に在る圖章が支那人の嗜好に適するを以て、最も愛用せられ、十數年前には各種大洋銀の約半數を占め、英銀は叻銀又は杖銀とも稱せられ、新嘉坡の鑄造に係り、日本圓銀に亞ぎて當市場の流通高多し。新墨銀は他に比して量目重きに拘はらず偽造多かりしと、其意匠が支那人の嗜好に適せざりしとに依り、他に比して流通不良なり。首銀は一九一四年の鑄造に係り、袁世凱の首像を刻せるものにして、品位量目共に極めて不統一なるのみならず、日本圓銀に比し、千枚に付三枚弱軽く、純分に於て十二枚強の遜色あり。而して當時通用銀

たる混淆銀は、多くは軽く、極印損傷せられたるものにして、其甚しきものは、無傷又は其程度の輕きものに比し、甚しきは千弗に付三弗乃至四弗を割引するに非ざれば通用せず、往時破銀又は破碎銀と稱し、著しく形體を損じ、或は量目を減じたるものは、秤量に依て受授せられたりしが、漸次流通力を失ひ、既に數十年前より地金として賣買せらるゝに至り、近年に至り各種大洋銀は、首銀の外は其流通額を減じ、新墨銀の如きも従前勢力ありしが、首銀増加の影響に依りて一九二二には殆んど其影を沒せり。首銀に對する外國弗の品位、量目竝に其流通比例を示さば、下の如し。

袁 世 凱 弗	香 港 弗	日 本 弗	新 墨 銀(西 班 牙 弗)	量 目	品 位	歩	
						一九一六年	一九二一年
				二六、八八三五	八九一、四七	一〇%	七〇%
				二六、九五六〇	九〇〇、〇〇	三〇	一五
				二六、九五六三	九〇〇、〇〇	五〇	一五
				二七、〇三〇〇	不 明	一〇	一五
						合	

(G. M. C. Decennial Report, 1912-21, Vol. II. Pp. 154.)

従前盛に流通したりし當時の日本銀の價值は、一八九〇年頃香港銀行紙幣に依つて代表せられたる西班牙銀が百弗に付七十三兩三錢なるに對し、又墨銀價值の異動七十二弗五錢乃至七十二兩七錢に對し、七十二兩九錢乃至七十三兩二錢を唱へ、次で一八九二年より一九〇〇年頃迄は七十二兩八

錢乃至七十三兩三錢に上りしが、一九〇〇年には日本が厦門占領するの風評ありたるが爲め、一時に七十五兩二錢に暴騰し、數箇月間同市場を繼續したりしが、其後平常状態に恢復したり。(Ibid. 1st issue, Vol. II. Pp. 517, 2nd issue, Vol. II. Pp. 141). 其後一九〇二年より一九一一年に至る期間に於ては、錢莊の主たる業務は新嘉坡の爲替及當地有傷銀の賣買に没頭し、新嘉坡爲替の騰貴に依り、一九〇八年一月には十三軒の錢莊は倒閉し、其他も一時營業を停止したるが如く、當地爲替の變動は著しく、七十二兩乃至七十七兩を示したり。(Ibid, 3rd issue, Vol. II. Pp. 104)

近年は、大洋銀としては孫文首銀が一般に流通するに至り、外國銀たる龍銀は漸次其跡を絶ち、殊に昨年は銀安の際に臺灣に流入せるものゝ外なかりし状態なれば、市場の流通量は更に減退したるものゝ如し。

(二) 小銀貨

小銀貨の流通高は詳ならずと雖も、從來福建省にて鑄造せらるもの多く、又廣東省鑄造のものも廣く流通し、其種類には二角、一角及五占(仙)の三種あり。二角、一角が最も多く流通し、五占は香港鑄造のものに係り、稀に之を見るのみなり。其他湖南、湖北、江蘇、浙江等各省、新嘉坡及香港鑄造のものも混淆することあれど、流通は極めて少し。小銀貨は一弗大洋に對して換算相場あり、時々變動して一定ならざれども、平均一弗十仙乃至二十仙程度とす。

## (三) 銅貨

銅貨は一に銅鑄、銅爪又は銅片と稱し、一鑄の一種あるのみ、當地に於ては福建省官錢局鑄造のものが多く流通し、他省鑄造のものは混淆して通用せらるゝに過ぎぬ。其形狀は日本の舊一錢銅貨に類似し、一面中央に大清銅幣、光緒元寶、中華元寶等の字句あり、品位は銅百分の九五、亞鉛百分の五の規定なるも、實際の成色は統一せぬ。

## 二、軟貨

臺灣銀行は廈門に於て一覽拂手形(銀票)を發行し、一圓、五圓、十圓、五十圓の四種あり、無傷日本圓銀之を代表するものにして、當地に於ては一九〇四年(明治卅七年)發行を開始せし以來、漸次其信用を支那人間に博し、同行が南支各地に於ける支店の増設と、漳州、泉州、同安、安海等附近市街に手形交換所を設置したると相俟ちて、手形の増發を促し、流通區域は次第に廣汎に亘り、一九一四年八月に於ては發行高七十五萬元に達したることあり、一九一五年五月には日支交渉事件に依りて取付けに遭ひ、一時五萬圓臺に減退したることありしも、其後又恢復せり。一九一六年九月には石碼にも支拂手形交換所を開設し、之が増發に努めしを以て、其發行高は増加して平均十六、七萬圓に上り、流通高一時百五十萬圓に達したることありしが、一九一九年六月排日貨運動の結果、支那銀行の勢力が擴張さるゝと同時に、殊に臺灣銀行紙幣は著しき打撃を受け、其後は殆んど流通

を見ず、還收未濟高數千圓を存するのみとなれり。

香上銀行は西班牙銀(當地同行の計算標準貨とす)を代表せる銀券を發行せるも、西銀は龍銀に比して流通範圍極めて狭く、又其間相場の高低定りなく、通用上不便且つ繁雜なりしを以て、流通も廣からず、自ら其發行額は固より極めて少きが如しと雖も、近年尙多少の流通を見つゝあり。

中國銀行は、當地に於ては一九一五年六月一日に紙幣發行を開始し、一元、五元、十元の三種あり、名目上首銀を代表すれど、實際は龍銀を以て兌換し來りたり。當時非常手段に依りて其發行に努めたる結果、數十萬元に達し、殊に前記日支交渉事件の反日風潮を利用し、其勢力を扶植し、其後革命事變等の影響に依り、一時其流通高を減退し、發行額十萬元内外に下りたれども、其後恢復して十七、八萬元臺に達したることあり、現在は其發行高不明なれども、多額に流通しつゝあり。中南銀行も紙幣を發行すれども、其準備發行高竝に流通高等は公表せざるを以て、之を知るに由なし。

## 第三 銀價下落の影響

一九二九年以來銀暴落の影響に依り、最も打撃を受けたるものは綿布商にして、一軒七、八萬元の損失を來したるものあり、糖商、海產物商等も之が爲めに倒産せるものあり、葡國籍の啓泰商行の如きは、缺損額十數萬元に上りたり。金爲替騰貴と共に手形支拂の延期續出し、新手合はせは出



來ず、輸入手形の漸減の傾向あるは勿論なるも、一面華僑始め銀下落の機會に乗じて換銀送金するもの多く、舊年關に迫り、約十日間に華僑よりの送金百五十萬元餘、臺灣よりの送金四、五十萬元に達せりと云ふ。之が爲め、不況裡に於て金融は極めて緩慢となれり。

又臺灣銀行に對しても内地、臺灣等より、金又は銀の送金手形を以て新に預金し、座を設くるもの漸く増加せり。但し一九二九年末頃外國銀行間に於て中國及中南兩行紙幣の多額なる受入れを拒みたるは、銀關係のみには非ずして、寧ろ時局を顧慮したる爲なるが如く、外國銀行は設備不足を口實として銀貨の受入れを拒みたるが如き情況にして、一時市中銀行間に於て千元に付二、三元の開きありしことあり。

### 第八節 厦門の事業

#### 第一工業

厦門は奥地に産物なく、海外に物資を仰ぐ中繼港なるを以て、固より大工業なく、海軍船渠、電燈、電話、水道事業以外、二、三罐詰工場を見るのみにして、特筆すべきもの少し。海軍船渠に就ては、前に港灣の部に一言したるを以て、其他の工業に就て概叙せん。 (一九二九年五月調査)

#### 一 商辦厦門電燈電力股份

本公司は厦門沙波尾に在り、一九〇三年八月十九日當市並に附近村落に電燈、電力を供給するが爲め、支那紳商の出資に依り、資本金三十萬元を以て組織し、火力發電に依り、一九二五年資本金を百二十萬元とし、發電力は三千キロとせり。現在使用料金は、競争者なき爲に高價にして、即ち下の如し。

取附費	需要者負擔	一「キロ」	三六仙
同	公司負擔		四〇仙
料	金	十燭光一箇月	一、二〇仙
同		十六燭光一箇月	一、七〇仙
同		二十五燭光一箇月	二、三〇仙
同		三十二燭光一箇月	二、八〇仙
同		五十燭光一箇月	四、四〇仙

メートル使用料

旋風器料金

四箇月以上の使用者に對し、電力及旋風器損料を合し

一 箇月

六文

四箇月以上に非ざれば貸貸せず

動力料金	一馬力一箇月	十五元
	二馬力一箇月	三十元
	三馬力一箇月	三十七元五十仙
	五馬力一箇月	六十元

メートル需要なし

一、中華電氣有限公司(前名孔昌電燈公司)

本公司は鼓浪嶼共同租界に在り、上海の英商デボン・リチャード會社の經營なりしが、最近一九二八年中に某支那人が之を譲受けたり。重油火力を使用し、其能力は百二十四キロにして、共同租界に電力の供給をなす。曾て川北電氣會社が之を買收せんとしたりしことありしが、失敗に歸せり。現在毎年若干の利益を擧げ、其取附需要者の負擔は一キロ二十五仙なりとす。

一、厦門電話股份有限公司(前名德律風有限公司)

本公司は厦門頼厝埕に在り、一九〇七年(光緒三十三年)當市臺支人有力者の共同事業として成立し、資本金は二萬元なりしが、一九一四年燒失したるが爲め、更に資本を倍加して改修したり。曩に同公司設置前、一九〇五年日本人萩野某道臺の許可を得て鼓浪嶼の電話會社を設立し、厦門側と

も連絡する計畫を立てたりしが、支那側より故障出で、一九一七年に至りて中折し、一方支那各地に電氣熱勃興したりし際なりしかば、川北電氣會社は一切を譲受け、新に日支合併の電話會社を設立し、德律風公司をも買收し、當地の該事業を統一せんと試みたりしが、當時恰も利權恢收熱熾となり、支那人の反對を受け、時機を失せる爲め、一九二二年却つて德律風公司に買收せられたり。德律風公司は當地有力者黃奕住等主となり、資本金を三十萬元とし、社名も現名に改め、獨占するに至れり。加入者數は一千名に達し、資本金は十五萬元拂込の外は、全部借入金となす。

一、商辦厦門自來水股份有限公司

本公司は厦門島島美街に在り、一九二六年十一月十八日當地臺支人の出資によりて成立し、其資本金は百六十萬元となす。貯水池は大小兩池あり、大池は上里庄に在り、小池は赤嶺に在り、大池は其周廻一支里、水量約四十萬ガロンにして、一日の給水能力は二萬ガロンあれども、實際は七千ガロンを供するのみ、料金は一ガロンに付メートル使用料を入れて二仙八厘なり。使用人は約五十名にして、俸給總額は二千四百元なり。

一、大同洵化鐘頭有限公司

厦門及鼓浪嶼に在り、大同及洵化兩公司を合同したるものにして、洵化は一九一〇年(宣統二年)八月資本金十五萬元を以て設立し、大同は一九一九年五月資本金十六萬元を以て設立したるものに

係り、一九二八年に兩公司を合併し、資本金八十四萬元に増額せり。職工數は百三十餘名にして、一日に鉢力罐詰一千五百個、硝子罐詰約一千個を製造し得、兩三年前には尙醬油の製造をもなしたり。

一、兆和罐頭有限公司

鼓浪嶼に在り、一九二八年當地支那人及南洋華僑の共同出資によりて成立せるものにして、資本金は四十萬元を撤し、職工は二十餘名なり。

一、爪哇花磚工廠

鼓浪嶼に在り、支那系西班牙籍民の個人經營にして、資本金は十萬元なり。一九二四年四月の創立に係り、屋根瓦及タイルの製造販賣をなす。製造機械は一臺(四十馬力)にして、職工數は二十餘人あり、一日二百打を製産す。

一、東方氷水廠有限公司

鼓浪嶼に在り、一九一八年九月の設立に係り、支那人力者の出資にして、資本金は十二萬元なりしが、後二十萬元に増額し、製氷及清涼飲料水を製造す。職工は二十餘名あり、製氷能力は夏期一日平均十噸にして、販路は當地の外、福州、泉漳及汕頭に及び、卸値は製氷得意先渡一噸三十五元見當なり。

一、黃成源製氷廠

廈門市に在り、臺灣籍民黃成源の個人經營にして、一九二八年五月の開設に係り、職工は二十二名あり、製造能力は一日平均五噸なりしが、翌年一日二十噸の増産計畫を立てたり。

一、加記洋行製酒廠

廈門に在り、臺灣籍民洪穗の個人經營に屬し、資本金は二十萬元にして、約六十年前の創立に係り、前名は賜福堂と稱したり。原料は北支那の高梁酒に砂糖及二、三藥品を混和し、葡萄酒類似の酒を再製するものにして、其製造期間は約十日を要す。職工は約八十名にして、年産額は約十一萬打に上り、價額は六十萬元にして、純益は五萬元あり、卸値段は四合入罐詰一打五元内外なり。

一、信記洋行冰糖製造廠

廈門に在り、臺灣籍民鄭在根の個人經營なり。資本金は十萬元にして、凡そ二十年前の創立に係り、原料は主として爪哇糖を使用し、製品は之を上海、天津等に輸出す。職工は約六十名にして、一箇年原料糖約一萬包(一包百六十斤入)を使用し、冰糖約一萬二千箱(一箱四十斤入)を製造す。卸値段は一箱十元見當にして、一箇年の純利益は約二萬元と稱す。

一、廣建役皮廠

鼓浪嶼に在り、臺支人の共同經營にして、一九二〇年の設立に係り、資本金は六萬二千五百元なり。

一、中國電報局

廈門市に在り、各地向一般電報の取扱をなす。

一、大北電報局

鼓浪嶼に在り、丁抹人の經營に係り、建設年限は約三十年前とす。海底線にして、世界各地に通じ、一般電報を扱ひ、鼓浪嶼島後方の田尾に在り、上海、香港線、ツラヌ線等の三線にして、何れも同一箇處に揚陸す。同地海岸より海底線に依りて廈門島に接續し、港口に近き廈門電燈公司附近に揚陸し、全型の目標樹立す。同處より廈門中國電報の陸上線に連絡し、更に支那奥地に通ず。同局の發信器は五臺あり、二年一回の故障とし、故障の際は同局所有海底線布設船に依り、特殊の装置を以て海底線を船上に引揚げて修理し、後再び海底に沈下す。

中國電報局に連絡する外、更に廈門海後灘の大北電報支局に受信し、發信は右海底線に依りて鼓浪嶼本局に至り、本局より各處に打電し、香港、上海よりの來電は、本局より廈門支局に通じ、以て廈門側各地宛先に配達す。廈門ツラヌ線は大北電報局の所有線にあらずして、佛國政府の所有に係り、同政府は數年前迄鼓浪嶼大北電報本局内の一部に支局を置き、當地ツラヌ間の通信に従事せしめたりしが、現在は之を閉鎖せり。

一、海軍無線電報局

廈門大學南側に在り、一九二七年五月の創設に係り、國民革命軍漳廈警備司令部の所屬たり。米國會社の設計する所にして、局員は支那人技師一名の外四名あり、呼出番號はX・P・Rとし、送信機は電球式にして、一臺は一キロ、使用波長は一千二百米突、一臺は短波長の半キロ、他の一臺は火花式にして、使用波長は六百米突なり。受信機は丁式及短波長各一臺にして、電線は内火式發電機四キロ一臺なり。空中線は、支柱は鐵柱にして、高さ約六十米突、其間隔約二百米突あり。相手局は短波長の汕頭、南京、上海、漢口、福州等なり。火花式は一般船舶に對し、外國船と連絡す。料金は一語二十五仙にして、通話時間は、常時火花式は午前九時、十時及午後二―三時と定む。

一、中華民國建設委員會無線電信局

中華民國建設委員會無線電管理處無線電報收發規則に依れば、其第十二條には、國內華洋文尋常電報每字の價格は、特別の外は左の如く定む。

- |     |            |      |
|-----|------------|------|
| (一) | 國城電報華文明語   | 銀元三分 |
|     | 華文密語又は洋文明語 | 同 五分 |
|     | 洋文密語       | 同 七分 |
| (二) | 同省電報華文明語   | 同 五分 |

- 華文密語又は洋文明語 同一角
- 洋文密語 同一角
- (三) 隔省電報華文明語 同一角
- 華文密語又は洋文明語 同一角
- 洋文密語 同一角

同規則第十三條には、各商汽船無線電報費は別に之を定むることとし、第十四條には、新聞電は本省隔省を論ぜず、華文每字收費二分、洋文每字四分とあり。

第三 自動車の發達

當地方は他地方と同じく、近年自動車の發達顯著なるものあり、自動車網の擴張せることは、前に貿易部に於て述べたるが如く、自動車及ガソリンの輸入を激増し、例へば一九二七年の輸入は五十二臺に過ぎざりしが、一九二八年には百二十三臺に上り、一九二九年は九月末迄にて二百四十七臺に達し、廈門市のみにて五百臺を占め、ガソリンは一九二八年には三十五萬ガロンが一九二九年には上半期のみにて六十萬ガロンに上り、殊に軍隊の利用多く、營業者に對して強制徴收し、規程上は普通運賃の三割なれども、實際は無料とせり。

當地及附近内地に於ける自動車の營業狀況を見るに、全部私立會社にして、其數は三十五となり、

自動車數は五百臺を突破せり。一九二九年春閩南汽車(自動車)公司聯合會を組織し、時々各代表者は廈門に會合し、營業方法に關し、聯絡干係及道路使用問題等を議せり。地方別にせば、廈門島に二公司、漳州附近に三公司、同安附近に五公司、泉州附近に六公司、興化に七公司、龍巖に二公司あり、資本額は二、三十萬元のものを主とし、臺灣籍民の支那人と合併組織をなすものあり。一九二九年十月頃の現状は、下の如し。

廈門島	漳州附近	同安附近	泉州附近	興化附近	其他	計
三三	二〇	五	二二			
三五	九〇	四六	一一五	六四		
三	六					
一	八	三				
七	二四	五一	一四〇	六四	七〇	五二〇

然るに鐵道は經費を要すること大なるのみならず、内地に於ける土匪の跳梁已まざる爲め、未だ之が布設を見ぬが、只曩に一九一八、九年頃陳炯明は福州、廈門、汕頭の連絡鐵道を計畫し、其後一九二七年警備司令林國庚も南洋華僑と謀り、資本二百萬元を以て閩南鐵路股份公司を組織せんとせしが、共に實現せず、又近年廈門龍巖鐵道を布設し、之を延長して粵漢線に連結せしめんとこの計畫あり。

未だ實行せられざるも、近き將來に於て嵩嶼の築港成ると共に、之が完成を見るの機會あるべし。

### 第九節 邦人の商勢力

國別貿易に於て、我邦は英國に一籌を輸するのみならず、商勢力に於ては、在住民數及商社數等は臺灣籍民を加算せば、他國に比して著しく多しと雖ども、内地人の事業家としては極めて微力にして、臺灣銀行、三井物産會社又は大阪商船等を除くの外、特記するに足るものなし。今後も近年支那人の商勢力増大しつゝあるを以て、期待し得べくもなし。

今昭和三年(一九二八年)十二月末現在邦商の資本及取引高竝に使用人數等を掲ぐれば、左表の如し。

使用人數

内地人	臺灣籍民	計	員數	内地人籍	民支那人	鮮人	資本額	取引高
三	六	九	三六	一〇	四六	五七	二五、二五〇千円	三四、四三〇千円
			二六	四六	四七	二	二〇、〇〇〇千円	一九、五五〇千円
			三	四六	四七	二	二〇、〇〇〇千円	二六、〇〇〇千円
			三	四六	四七	二	二〇、〇〇〇千円	一九、五五〇千円
			三	四六	四七	二	二〇、〇〇〇千円	一九、五五〇千円
			三	四六	四七	二	二〇、〇〇〇千円	一九、五五〇千円
			三	四六	四七	二	二〇、〇〇〇千円	一九、五五〇千円
			三	四六	四七	二	二〇、〇〇〇千円	一九、五五〇千円
			三	四六	四七	二	二〇、〇〇〇千円	一九、五五〇千円
			三	四六	四七	二	二〇、〇〇〇千円	一九、五五〇千円

上記資本額中には三井物産會社及大阪商船會社の各一億圓、臺灣銀行の一千五百萬圓を含む。

内地人側としては前記三井、臺銀、大阪商船等を除けば、他は九軒にして、藥種、棉布、海産物、雜貨の各商及料理店等にして、資本金額は多きも四、五萬圓に過ぎず。臺灣籍民に屬するものは六十一軒中、二十萬弗三軒、十萬弗以上三軒、五萬弗以上四軒、一萬弗以上三十七軒、一萬弗未満二十軒あり、雜貨、貿易、藥種、金物、茶、砂糖、海産物、棉布、米穀、金銀細工、兩替爲替、自動車、肥料商等なり。

取引高は、内地人側としては三井物産會社の六百六十二餘萬圓、臺灣銀行の三千六十餘萬圓を始めとし、其他菊元洋行厦門出張所の四十萬元、廣貫堂の三十萬元、伯原洋行の十六萬五千圓を除けば、他は二、三萬圓程度に過ぎず。

臺灣籍民に在りては、其數厦門及附近を加へば約一萬人に達するを以て、相當商勢力あり。就中約二割を占むる所謂籍民と稱する事實上支那人たる臺灣籍民を中堅とし、内地及臺灣より貨物を輸入し、之を當地及奥地並に南洋方面に仕出し、其基礎確實なるもの約二百戸を算し、臺灣厦門間貿易の約七割を取扱ふ有様なり。其商社中取引高の大なるものは、例へば朝記洋行(爲替)の三百萬弗、美源洋行(銀行)の七百萬弗、鼎美洋行(雜貨)の二百六十萬弗、鼎茂洋行(雜貨)、垂記洋行(兩替)の二百萬弗を主となし、其他五十萬弗以上のもの三軒、二十萬弗以上のもの四軒、十萬弗以上のもの

二十軒、十萬弗未滿のもの二十四軒あり。昭和四年六月現在廈門領事館の調査に依れば、籍民所有の動産は一千百三十二萬八千餘元、土地は六百三十萬餘元、家屋は三百萬元、合計二千六十三萬餘元に達し、一戸當り二萬八千六百餘元、一人當り六千四百七十餘元を占む。

## 第十節 租 界

### 第一 鼓浪嶼共同租界(The Settlement of Kulangsu)

鼓浪嶼は六百七十碼乃至八百四十碼の距離に於て東方廈門島に對し、長さ一二哩、幅〇・七哩、周圍二・八五哩の花崗岩の小島なり。風光明媚にして移住地に適し、外人は今日迄南支の樂園と稱し來れり。一八四一年英軍の占領當時迄は、支那の五城砦あり、人口は少數外人の外に、支那人二千五百乃至三千居住し、當時支那人商社五軒ありしが、三軒に減退したるも、船舶は二百隻碇泊せりと稱せられり。(註一)

一八四二年南京條約に依りて開放せし以來、外國人の居住者次第に増加し、一八四四年廈門側の英國專管租界豫定の際、同嶼の英人を移さんとしたれども、實現せられざりき。而して同嶼は、當時より廈門港の一部として居住來往の自由を認められ、且つ在留外國人は相互申合はせに依り、一種の自治制度を施行し來りしが、其後支那人の増加するに及び、課税上、警察上等問題を惹起し、支

障多かりしが爲め、一九〇一年英米領事より、上海外國人居留地の例に倣ひ、同嶼に外國人居留地設置に關して提議し、支那側と交渉の結果、翌一九〇二年(光緒二十八年)一月十日廈門日本領事館に於て、延道臺を始め支那側の委員と日、英、米、獨、佛、和、瑞典、諾威等十箇國領事團との間に廈門鼓浪嶼公共租界章程十六箇條並に同附則二十箇條(Land Registration for the Settlement of Kulangsu By Law for " ")を協定せり。同章程及附則の内容概略は下の如し。

#### 租界面積

租界章程に依れば、其租界適用の限度は廈門島の西南西に在る同島の周圍低潮時海岸百呎の外に及び、即ち約一平方哩半の範圍となせり。(第一條)

#### 土地の取得

外國人の土地取得に關する現行制度及支那衙門並に土地の取得及移轉に關する領事館に對する登記は、將來其效力あるものとす。

#### 議決機關

納税者會議に於て、投票權を有する公民權を享有する資格者は、下の如し。(第四條)

- (一) 鼓浪嶼に於ける領事館に登記を経たる外國人土地所有者にして、地價一千弗を下らざるもの。
- (二) 土地所有者の代表者。

(三) 外國人にして特許料を除きたる以外の税金五弗以上を納むる者。  
 毎年一月先任領事に於て定期總會を召集し、先任領事之が議長となり、支那道臺は良好なる地位を有する支那人紳董一名を自己の代表者として出席せしむることを得、行政委員の議決すべき権能は下の如し。

(イ) 決算の議決、(ロ) 豫算の議決、(ハ) 行政委員の選舉、(ニ) 其他法規上行政委員會に屬すべき事項を處理すること、(ホ) 租税を賦課し、附則に定めたる目的に従ひて特許證を發給し、土地、家屋、其他の建物に對する税率を定め、貨物税を課することを得、其税率は貨物の陸揚又は倉入價額の一パーセントの二分の一を越ゆるを得ず。(第二條)

先任領事は領事一、二名、行政委員會、又は有權者十名の請求、又は自己の發意に依り、定期總會に於て決定せられざりし事項處理のため、納税者の臨時總會を召集することを得、三分の一以上の出席に依りて開會し、三分の二以上の多數に依りて決定す。通常と臨時とを問はず、其決議は凡て領事團に提出し、其過半數の裁可を得ざれば之を執行すること能はず。(第三條)

#### 行政委員會

行政委員會は、毎年定時總會に於て、有權者並に道臺の任命せる支那人紳董の投票に依つて選舉せられたる五名又は六名の委員より成り、其任期は次回の定時總會開會の時迄となす。行政委員被

選舉資格者は下の如し。

(イ) 外國人にして、鼓浪嶼に於て査定不動産の價格五千弗以上を有する者。

(ロ) 鼓浪嶼居住の外國人にして、年賃貸價格四百弗に對して租税を負擔する者は、其家賃又は税金が會社に依りて支拂はると自己が之を支拂ふとを問はず、資格を有す。但し一人又は一棟の家より居住者一人を限り行政委員たるを得るものとす。

行政委員缺員を生じたるときには、行政委員會に於て任意に補充し、支那側委員の缺員の場合に在りては、道臺之を任命す。決議に於て可否同數なるときは、議長は二個の投票權又は決定權を有す。會議は三人以上出席の時に之を開會す。前項の規定中に於て外國人と云へるは、支那人並に外國籍支那人を包まざることとなす。(第四條)

行政委員會は道路、碼頭、墓地及公有の土地、建物等の財産を所有し、公用の爲に土地の買上をなすことを得、土地所有者にして行政委員會に土地等の買却を拒む者あるときは、領事裁判所に公共事業の目的を訴へ出で、其裁判を請求することを得、碼頭、棧橋は行政委員會及港務長の許可なくして建設することを得ず。(第十條)、土地章程又は其附則に基く租税、手数料、其他如何なる課徴金も未納者あるときは、行政委員會は其管轄地方の領事裁判所、其他裁判所に訴訟を提起し、支拂を受くるの權利を有す。



## 裁判制度

## (一) 領事裁判所

行政委員會は其書記長又は行政委員會なる團體の資格を以て訴へ、又訴へらるゝものとし、行政委員會又は其書記長を訴へんとする者は、毎年初領事團に依りて組織せらるゝ領事團裁判所に出訴すべし。如何なる場合に於ても、行政委員會の職權を以て事を處理したるときは、其責任は行政委員の一人又は書記自身に歸せずして、行政委員會の負擔に歸すべし。(第八條)

## (二) 會審裁判所 (Mixed Court)

支那政府は鼓浪嶼に上海の會審裁判所に倣ひたる會審裁判所を設置し、經驗ある官吏をして之を處理せしむ。其官吏は、廈門道臺及福建交渉使署より租界内に於て起る支那人の被告たる一切の警察事件を處斷する權限を賦與せらるべし。更に重大なる犯罪が支那人に依て犯され、起訴せられたるときは、會審裁判所に於て豫審を遂げ、其報告書と共に裁判の爲に之を支那地方官憲に引き渡すべし。

會審裁判所は、租界内居住の支那人が被告たる一切の民事々件を處斷する權あり、其判決は如何なる事件に在りても、必要あれば大陸又は廈門に於ける支那官憲に依りて執行せらるべし。

刑事と民事とを問はず、外國人が關係せる事件にありては、當該外國人を管轄せる領事又は其任

命せる官吏は會審裁判所判事と共に陪席判事として臨席し、陪席判事にして會審裁判所の審定に不同意なるときは、道臺及陪席判事たる外國領事とに依りて組織せられたる上級裁判所に控訴すべし。

會審裁判所が發行する逮捕狀及召喚狀は、外國人の居住境内に在る人に關係ある場合は領事に提出し、副署を求むべし。該被逮捕者又は被召喚人にして外國人の使用人なるも、其境内に居住せざる時は副署を要せざるも、即日領事に提出するを要し、而して領事に於て適當と信ずるときは、逮捕狀を抹消することを得べし。其他の場合に於ては領事の副署を要せず。會審裁判所の特別なる手續に關する規定は、道臺と領事團と協定すべし。(第十二條)

民團の巡查は、特別の逮捕狀なくして租界の安寧秩序を冒犯する現行犯人を逮捕し、又は何れの領事發行の逮捕狀にても、其領事の管轄に屬する外國人に對して之を執行することを得べく、逮捕せられたる者は一件書類と共に法規に従つて處斷され、所屬裁判所に送附せらるべし。(第十三條)

廈門又は大陸に於て犯罪を犯したる者にして租界に逃入したる時は、押防廳は逮捕狀を發行し、先任領事に送附して副署を求むべし。若し犯人にして外國人居住の境内に在る時は、該外國人關係の領事の副署も亦必要とす。民團警吏は使者を助けて逮捕し、犯人を之に引渡すものとす。急を要するときは先づ犯人を逮捕し、後第十二條の規定に依り、同様に領事に知照すべし。(第十四條)

本章程附則の規定に基き賦課せられたる罰金、沒收、特許料は、當該領事其他の官憲に依り、督

促手續に依りて取立つべし。該領事其他官憲は、其心證に従ひ、違反者をして罰金を支拂はせ、沒收をして甘受せしたるのみならず、其適當と認むる所に従ひ、猶有罪判決に伴ふ經費を支拂はせしむべく宣告することを得、本章程及之に基く附則に依り、課せらるゝ凡ての罰金、科料は行政委員會の資産に歸せしめ、以て一般公共歳出の節約に供すべし。(第十五條)

附則に依る取締處分

(一) 租界内の公共下水排水の管理及處置は、行政委員會の職權に屬し、而して之に要する維持、修繕等の費用は、凡て民間より支出す。(二) 行政委員の命する清潔法、修繕等を行はざる時は、七弗以下の罰金を課す。(三) 許可なくして行政委員會監理の道路を阻碍、變更するときは、十弗以下の罰金を課す。(四) 玄關露臺、突出窓等にして通行に妨げあるときは、之が除去を命じ、期限内に従はざる時は罰金を課し、行政委員會にして必要な工事をなし、費用を所有者より追徴す。(五) 住居人は道路境内を清潔にすべきにして、之に違反するときは五弗以下の罰金を課す。(六) 便所掃除の時間は行政委員之を定む。(七) 汚水を行政委員會の注意を受けたる後二日間放置し、又は不淨物、汚水等を溢出し、又は隣家を潤せしめ、或は豚を飼養して他人の妨をなすが如きときは、五弗以下の罰金を課す。(八) 糞土、土壤、汚物、其他不快を與ふる物の堆積が公衆衛生に害ありと認むるときは、四十八時間内に除去を命す。(九) 家屋が隣家の衛生に害あるが如き不潔なる状態に在るとき、又は下水廁、

下水溜等の掃除が傳染病豫防に裨益すべきときは、其修理又は清潔法の施行を命ずることを得、違反するときは七弗以下の罰金を課す。(十) 公共道路、公園、其他に接近して存する井水に對し、糞土、下水溜、肥料、其他汚物を堆積せしむることを禁ず。行政委員會は之が除去を命じ、若し四十八時間内に之に従はざる時は、五弗以下の罰金を課す。(十一) ペスト、コレラ、痘瘡、其他傳染病に依る死亡は、戸主又は家族の代表者をして十二時間以内に行政委員會に報告せしむ。其違反者に對して第一回は二十弗以下、第二回は三十弗以下、第三回以上は五十弗以下の罰金を課す。(十二) 掃除夫が行政委員會の命に依り、前各條に定められたる清潔手段を施行するとき、之を妨害するときは二十弗以下の罰金を課す。(十三) 租界章程及附則の施行後、許可なくして家屋を建築する者には、百弗以下の罰金を課す。而して行政委員會は犯則者所屬の領事裁判所に出訴し、是非建物の撤去並に之に伴ふ費用の辦償をなさしむ。(十四) 火藥、其他の爆發物、硝石散積、大量の酒精、石油、其他爆發性の瓦斯又は液體等危險物を租界に陸揚したるときは、違反者に第一回は二百五十弗以下、連續犯に對しては、貨物を沒收すると同時に五百弗以下の罰金を課す。石油、其他可燃性油は、行政委員會が安全なりと認めたる特別の場合又は倉庫に庫入すべし。租界内の各家庭又は店舗に於ては、十罐以上を所有することを得ず。違反者には超過分を沒收すると同時に十弗以下の罰金を課す。(十五) 行政委員會の許可なくして市場、各種娛樂場、酒場、遊女屋、賭博場、洗濯屋、屠殺場等を營みたるときは、

百弗以下の罰金を課し、若し二十四時間以上繼續したるときは、更に二十五弗以下の罰金を課す。  
 (去)發砲し、又は車馬等を疾驅し、有害なりと認めたる事實あるときは、五弗以下の罰金を課す。(七)  
 租界内に於ては、厦門知縣、道臺、領事館官吏、會審裁判所又は行政委員會の官吏、陸海軍人等正當の權限を有する者の外は、銃劍等武器を携帶するを得ず、違反者には十弗以下の罰金を課す。但し獵銃は此限に非ず。(六)罰金、沒收の取立は、即決手續に依ること及領事は有罪判決に伴ふ經費を徵收することを得。(五)鼓浪嶼在住者の埋葬は行政委員會の特許を要し、行政委員會の特許を得たる墓地其他特に指定せられたる地域に限り、死體は行政委員會の特許なくば租界内に入ることを得ず、違反者には二十五弗の罰金を課す。

前記租界章程第二條に依れば、支那人は、道臺の代表者一名の外は、董事即ち行政委員たるを得ず。殊に同第四條には外國籍支那人の董事をも認めざりしが、後外國籍支那人一名を董事とする外、一九二五年の總會に於て支那人顧問五名を選任したり。當時既に上海租界問題の影響を受け、支那側より支那人董事數の増加及其權限擴張の提議あり、紛争の結果、領事團に於て地方の情況を考慮し、支那側と折衝の結果、改正案を作成し、北京外交團の承認を求めたりしが、外交團に在つては、當地の問題は又却つて上海租界の支那人董事問題に反響する所あり、一方上海に比して比較的利害干係少きに鑑み、將來上海租界の董事問題解決の曉を俟つて詮議すべきことを回答せり。但し支那

人董事を三名に増加すべき件は、一九二六年九月二十四日附外交團より承認の旨通知ありたり。

外國人行政委員は章程に依る最高六名中、從來英人三名、米人二名、日本人一名なりしが、近年邦人は二名となれり。外國人側五名中、當地には外國銀行三行あり、各代表者を選出せば排外の禍因をなす虞あるものとし、邦人側も一名は臺灣銀行支店長、一名は博愛醫院々長とせり。臺灣籍民をも董事に加入せんと申出しことありしが、未だ實現せられず。

支那人有權者の選任すべき三名の董事席は、支那人代表問題の決定したる一九二九年八月二十二日迄充されず、而して支那官憲の要求に依り、行政委員會は五名の支那人を特別委員として選出することに同意したるも、同委員は意見を述ぶることを得れども、正式に行政委員會に出席して議決に参加することを得ずとせり。(註II)

終りに共同租界の財政を見るに、一九二九年度の豫算は一箇年十萬一千弗餘にして、其歳入は財産税に依るもの七萬三千弗に上り、其中外人の分は約一萬五千弗なるに對し、支那人の分は約五萬五千弗なり。歳出の多きは警察費にして、約四萬五千弗を占む。課税財産の査定額は總額五百九十二萬七千餘弗にして、其中外人の分は四十八萬一千餘弗、支那人の分は五百四十四萬五千餘弗となり、課税率は外國人に對するものは價額の二分の一パーセントとなし、支那人に對するものは倍額の一パーセントとなせり。而して臺灣籍民に對しては支那人同様となすが如きは不合理なり。而し

て課税財産の査定額は數年前の評價に係り、著しく低價の見積なるを以て、之を改訂すべき計畫あり。共同租界發達の情勢を明にし得べきを以て、左に一九〇三年以降一九二九年に至る歳入出及財産課税額を掲ぐ。(註三)

年	歳入(單位千弗)	歳出(單位千弗)	財産税(家屋税)(單位千弗)
一九〇三年	一五〇	一三〇	九
一九〇四年	二六〇	二七〇	一七
一九〇五年	三〇〇	二二〇	二二
一九〇六年	四一〇	三九〇	二九
一九〇七年	七八〇	七三〇	四〇
一九〇八年	一〇二〇	一〇〇〇	七二
一九〇九年	一〇五〇	一〇五〇	七三

共同租界昨年の人口は約一萬五千餘名に達し、支那人は一萬五千名、日本人は二百十四名(籍民を除く)、英人(籍民を除く)は百十名、米人は百五名、佛人は十名なり。

(註一) China Review Vol. XXI. PP. 604; Chinese Repository Vol. XI. PP.126, 234, 505. Vol. XII. PP. 126.

(註二) Kulangsu Municipal Council, Report & Budget, 1925-3.

(註三) Kulangsu Municipal Council. Ibid.

第二 英國 租界

南京條約締結後、一八四四年(道光二十四年)九月中英國領事と支那地方官憲との間に、阿片戰爭當時英國の占領したる厦門水操臺、南校場の兩處を英國の居留地となし、一箇年一方丈庫平一兩の借料を英人より支拂ふべきこととし、家屋の建築を了りたる後には、鼓浪嶼の在留英人の全部を之に移すべき旨協定せり。然るに是等兩地は碼頭を距ること甚だ遠く、商務上不便多きが爲め、英人は之が經營に着手せざりしが、一八五一年(咸豐元年)英國領事は自國商人が商店を賃借するも、土地狹隘なるを以て、島美路頭より新路頭等に至る迄を更に賃借せんと要求せるに對し、支那側は、當初同地は軍事上支障あるに依り、之を烏空圓、灰窰角等の土地に交換せんとしたれど、又民間の墳墓を損傷する虞ありしより、遂に其要求を容れ、同年十二月厦門の趙道臺は地方官を督して該地を査定せしめ、即ち島美路頭より新路頭に至る迄の前後公共道路築造用四丈を除き、長さ五十五丈、幅十六丈を區劃とし、一方丈の租賃を庫平一兩と定めたり。自來英國側は、倉庫用地として使用し來れり。又當時南校場の隣接地に水操臺、南校場と略同一面積の土地を指定し、借地料の取極めをもなす迄に至りしも、協定は成立を見るに至らざりき。一方新路頭より現設の鐵路公司の地點に至る迄は、又英、米商人の同治年間に續租する所に係ると云はれたるが、是等海灘は沖積の沙土より成り、地盤年々膨脹したるを以て、一八七七年(光緒三年)七月英商和記洋行は自由に租界前の一部海面を埋立せるを以て、支那側は米人の抗議を利用し、租界外なりと稱して之を拒絶したるに對し、英國領

事は米國公使との間に諒解ありしを以て、讓步せざりしも、支那側は強硬の態度に出て拒絶し、自ら埋立を行ひて公路を築きたり。而して翌四年三月六箇條の取極をなし、租地の混同を避け、厦門道臺は厦防廳に命じて査定したるに、埋立地と原租地とは其幅員相符合したれど、延長約一丈五尺を超過したれば、地方官をして埋立を實施せしめ、公共道路となせり。右取極に依れば、埋立後は公道又は碼頭となし、他に之を使用するを得ざることとし、(第一條)、且つ新埋立地は、英國が賃租せる後は他人に之を賃貸せざる旨を規定したり。(第二條)、支那側の主張に依れば、前の光緒三年英國領事選定草案第九條には、他地方の租界と同じく英國の行政權を認めたるが如きも、前記新取極第六條には、單に埋立の後該租地は地方官より界内の各洋商に托し、代つて經理せしむる旨を規定したるのみと、即ち(一)官の埋立地(洋樓存在の租地以外は凡て支那側の埋立たる官地となす)には、英國は工部局巡捕を設くるの權なく、租地界内と同視すべからず。是等特權は原草約に存すれども新正約になし、英人は未遂の款項を要求し、妄りに實行を希ふべからず。(二)各洋商に託し、代つて經理をなさしむることは、應さに汚穢の掃除、其他雜事を指すものにして、其他の干渉を許さず、殊に洋商は個人の資格を以て他國の行政權に代理するを得ず。(三)各洋商とは廣義にして、獨り英商のみを指さず、要するに海灘後面の租地内に住居する外國商人は、中國地方官より其經理を託され、前記の如く只打掃等の事を行はしむるに過ぎざれば、官の埋立地は租地に非ること明なり。然るに英國領

事は租地内工部局巡捕の權力を其區域内に及し、一九〇七年(光緒三十三年)德律風公司の該地に電柱を樹立するに當り、英國側は約に依り納税を要求したるに對し、劉道臺は同地は公路内に屬し、英商の租地に非すとなし、紛議を重ねたることあり。次で一九〇九年(宣統元年)八月二十七日の孔子聖誕日に當り、各學校は紀念運動會を開き、學生は仮槍(銃)を携帯して該地を通過せるに對し、英國領事は又干渉する所ありしを以て、道臺は又之に抗議したり。英國側は、厦門は既に久きに亘りて通商口岸たり、又英國人は承租地段に在りて商行を開設せる状態に在るものなれば、其租界接壤區域も亦頭等租界たりと主張せるものにして、上海、天津等の租界と同一視せしなり。

一九一八年(民國七年)閩粵交戦の結果、當地に戒嚴令を布くや、英國領事は英商保護のために陸戰隊を上陸せしめ、左は大古洋行より右は義和洋行迄の海岸一帯並に後面の史巷路頭より番仔街に至る三處の公路に一律に牆を築き、且つ大英租界地なる牌を掲げ、間雜人等の亂進を准さざる旨を記し、又杆を豎立し、國旗を官有埋立地に掲揚し、一時交通を遮斷したることあり。支那各界商民は前羅交涉員に呈請し、英國側と交渉する所あり、翌年八月六日英國領事は支那軍隊の租界侵越に關し、抗議したるが如し。越へて一九二一年には英商大古洋行が前記埋立地前面に浮棧橋の築造工事に着手するや、支那側は埋立地に連接する海白(埋立未成地)及領海は租界に非ずとして浮棧橋の工事は不法なりと主張し、激烈なる排英運動を起し、當地商民は上海、福州と呼應して輿論を喚起した

るを以て、英國側は對支通商上に影響する所大なるものあるを慮り、翌一九二二年十月大古洋行は海面使用の代償として一箇年二十弗を納付し、右棧橋の存置を要求し、支那側は租界の外人業務を妨害する者の取締を條件とし、墻壁を撤去すべき等の協定をなしたり。其後一九二五年上海の五卅事件に際し、南支一帶に反英氣勢高まるに及び、當地英租界の警務權は一時支那側に譲渡することとなり、正式の移管に關し、翌年漸く之を解決し、支那巡警の見張所を租界内に建設すると同時に、土木權をも取消すに至り、之が爲に租界章程は三名の參事會員あれど、借地料の取立を除くの外は、殆んど爲す所なく、支那側の主張の如く、租界は有名無實に歸したり。但し近年の市區改正に當り、英國側は租界内英人所有の家屋の取壊に對し、強硬なる態度を持したるを以て、支那側も多少讓歩したり。

前記の事情に依り、廈門英國專管居留地は他地方の完全なる租界と異り、其地域は狭少にして、利害關係大ならざるのみならず、其成立は沿革上基礎薄弱にして、英國側の主張するが如く第一等の租界と稱し難く、之は未熟なる租界と稱すべく、従つて近年支那の利權恢收熱の熾なるに伴ひ、漢口、九江又は鎮江の英國租界撤廢の影響を受け、廈門租界も時々收回運動を受け、遂に一九三〇年九月十七日英國公使ランブソンと王正庭との間の取極に依り、完全に英租界を取消し、一式の廈門租房、市政機關等は支那の管轄に歸せり。(廈門海後灘交渉檔案摘要陳衍福建外交志等參照)

### 第三 日本專管居留地

明治二十九年(一八九九年)十月十九日の日支通商航海條約締結後、翌三十年一月我邦は廈門に專管居留地を設定せんことを提議したるに、當初福州將軍は廈門の地面は狹隘にして、天津、上海、漢口等と異り、從來各國の商行、倉庫等隨時租界地民家と雜居し、專管區域なし、若し特に日本に之を許容せば、後日各國も之を倣ふ虞ありとして承認せざりしが、後利益交換を約して協定を進行し、遂に日支通商航海條約議定書第三條に依り、明治卅二年十月二十五日廈門上野領事と福建布政司代理司周との間に於て廈門日本專管居留地取極書を協定したり。當時廈門市街の東端に隣接せる虎頭山一帶の地四萬坪を日本居留地に充てんとしたるが、支那側は虎頭山を越へて更に東方沙坡頭に之を設置せんことを希望し、英國側も又英國租界地に連續するを以て、該地に日本居留地の設置せらるゝときは、直に影響を及すべきを以て反對する所ありしが、我が強硬なる主張に依りて豫定の如く劃定せられたり。當時虎頭山附近の境界線劃定に際しては、民家及墓地多かりし等の關係もあり、同年七月支那土民は街路に投石して罷市を實行し、次で同年八月三日には主として支那老女連より成る一揆の爲めに、日支兩國の境界線は妨害を受け、掲旗を破棄されたることありしが、日本巡洋艦の入港に依りて事なきを得たり。(C. M. C. Decennial Report, 1891-1902, Vol. II. Pp. 122. 陳衍福建外交史)

本取極に依れば、境界は虎頭山脚下より起り、西は瑞記洋行前面の海灘に至り、東は洗布河西邊の大路に至り、南は瑞記棧前面の海灘に至り、北は更に樓尾仔街殿後街より直に講和脚に至るを界とし、西南は海灘の地一帯、東南は虎頭山の山脚に沿ひ、東北は燈山脚を限り、西北は龍泉宮の背後山脚を以て界とし、西南沿岸の海灘官有地及草仔按の民屋のある街道は均しく居留地に組入れ、日本の約四萬坪となし、將來碼頭を築造して通商貿易の便に供するものとなし、(同取極書第一條)、居留地に於ける道路開通の權、警察權及諸般行政の權は總て日本領事の管轄に屬し、居留地内の道路、橋梁、溝渠、碼頭等は日本領事に於て法を設けて修造し、其管轄權は日本領事に專屬し、(同第二條)、又居留地内に在る墳墓は其儘として移轉せしめざるも、新に墳墓を設くることを許さざることとなしたり。(同第三條)、而して翌明治三十三年一月二十五日の追加取極書に於ては、租界内地基は之を上、中、下の三等に區別し、地租は毎畝に付之を定め、日本領事に於て各地主より徵收して地方官に交付し、地方官より地租の受取書を回送することとなし、(追加取極書第二條第四條)、居留地の前面に當る海道は清國地方官の管轄に歸し、租界内公用の井戸、溝渠、道路に對しては、日本人民は納税の義務なきものと定めたり。(同第七條)

然れども、日本居留地は其位置が廈門市街と相距ること遠く、之が交通を計るに相當費用を要するを以て、其後利用せられずして放任せられ、實際の境界設定さへも完成せざりしが、居留地設置

以來、間もなく三井洋行は東は亞細亞石油タンク地點より、西は虎頭山々麓に至る迄での區域をば、支那人の大反對ありしが爲め、支那人(買辦)名義を以て買收し、一時支那人黃世金に賣拂ひたりしが、日本領事館の注意命令ありし爲め、再び買戻をなしたることあり。以て明治四十四年頃(一九一一年)居留地内に電燈會社を創立する目的を以て、其株主たる和勝美公司が之を買收したりしが、支那側の反對ありしを以て、電燈會社は豫定地の移轉をなし、大正三年頃同社株主個人名にて買收せり。其後三井洋行は海軍側の諒解を得、貯炭場設置の目的にて海岸地を支那人名義にて之を購入したりしが、歐州大戰終熄迄で、政府に於ても何等經營に着手の事實なきを見越し、之を臺灣籍民に賣却したり。次で大正六年中、伊藤某は支那人富豪林爾嘉と合併を以て株式組織に依り、居留地の經營を願出たることありしが、其地位は廈門市に對しては一小徑を通ずるの外、丘陵に阻隔せられ、不便あり、一方海面の埋立をなさんとするも、英租界地迄通過するものこそば、英國側の反對あるべきを虞ると同時に、合辦事業は專管居留地本來の性質に反する所あり、又願人の資格に就ても信用上疑はしき點ありしが故に、政府の認むる所とならず、立消となりたり。其後更に臺灣籍民中にも、小規模なる埠頭、倉庫を建設せんとしたるものありしが、實現するに至らざりき。

最近大正十五年(一九二六年)支那側は廈門市街前の海面一帯の埋立計畫をなし、海軍司令部の路政署に堤工處を設置し、昭和三年(一九二八年)六月堤工處は第二段護岸工事の一部として我居留地

の前面埋立に着手したり。蓋し居留地の海面は一般に遠淺にして、工事も比較的順調に進捗し、岸壁は長さ一千百尺、高さ満潮時水面上土六尺のコンクリート造となし、埋立地は約一萬七千方丈の面積に亘り、地均工事は同四年五月大體に於て完了し、其經費は約十五、六萬弗を要せり。堤工處は道路に使用する部分を除き、之が拂下をなし、一方丈二百元内外なりと稱せり。右埋立は居留地設定地區内の小丘を取り崩し、其土砂を以てせるものなれば、支那政府の行爲は明に我取極に背馳せるものと謂ふべきも、境界劃定以來、我國に於ては毫も專管居留地として施設する所なかりしにより、恰も事實に於て條約上の特權を放棄したるの状態に在るを以て、今日利權回收の革命運動熾なる際、直に抗議の提出等機宜の處置に出ること困難なるものあり、須らく適當の機會に於て埠頭、倉庫の建設、其他交換條件を以て、何等かの提議に出ざるべからず。

## 第二章 汕頭

### 第一節 開港沿革

汕頭は廣東省中、廣東に次ぐ重要港の一にして、一八五八年天津條約に依り、牛莊、登州(芝罘)、臺灣、瓊州等の各港と共に潮州名の下に條約港に指定せられたり。實際は一八六〇年(咸豐十年)の開港設關に係るも、往昔唐宋時代は勿論、清初と雖ども一漁村に過ぎず、港市としての形態を備ふるに至りたるは、蓋し今日より百三、四十年前即ち乾嘉の交なるべしと謂ふ。(註、一)而して汕頭の原名は、泥沙浮出の義より沙汕頭と呼び來りたりものにして、現名の汕頭に改まりたるは、年代不明なれど、開港前の嘉咸の間に在るべし。(註、二)

汕頭の東方約十九哩の距離には古來有名なる南澳島あり、韓江の河口より約四哩の位置に當り、恰も汕頭に對する防波堤の如き二小島碼嶼及德嶼(Double Island, Sugar loaf Island)あり、南澳島は明代より閩粵兩省海洋の要衝にして、潮州の咽喉に當り、而して明末より清初に亘り、倭寇其他海賊の根據地たりき。古來汕頭附近は、廣東省中に於ても海賊の跳梁最も多く、現に嘉慶年間には海盜朱渥なる者七十隻の船舶を率ゐて沙汕頭港に突入し、商船を焚劫したることありしが如し。(註、三)



歐州人は一八四二年厦門開港の直後汕頭附近に着目したるも、当初は貿易の根據地として南澳島を選び、數年間は阿片船の碇泊處となし、又同島には英、米の宣教師が十數名居住したることあり。而して阿片船は支那官憲の爲めに驅逐せられたるを以て、外國の阿片商人は碼頭に移轉し、一八五一年當時より阿片を倉入する數隻の倉庫船(躉船)を準備し、時々海賊團の侵害を蒙りたる外、從來支那政府より名義上の取締を受けたるに止まり、其不正取引は繼續し得たり。碼頭の岩礁沿岸には漸次歐人の家屋が建設せられ、同時に其附近の一村には支那人も螺集し、一方汕頭市は外國貿易に依り、其富力竝に人口を増加する傾向を示したり。汕頭はロードエルデンの締結したる條約に依つて開放したる港灣の一部に包含せられ、一八六〇年には英、米領事の汕頭駐在を見たれども、不幸にして從來支那側には權限ある官憲なかりしを以て、外人側には多くの兇暴なる犯行あり、殊にキューバ、ペルー、等に向つて奴隸として賣却する土人を掠奪したる爲め、地方民衆の排外熱を高め、其後數年間は、外國人は汕頭市又は潮州市に入ることを得ざるに至りしのみならず、又貿易地より少くとも四哩の外には住居するを得ざることゝ爲りたり。尙又天津條約前には、汕頭には密貿易熾に行はれ、官吏の中飽を馴致したりと云ふ。一八六二年英國は支那政府より汕頭を去る僅に一哩の韓江北岸岐嶽に一租地を得んとせしが、又民衆の反抗に依りて目的を達すること能はざりき。外人の住居は諸地に散在せるを以て、同年英國領事館は韓江の南岸角石島の平地に設置したり。同

島には米國教會堂の外、數軒の家屋あり、少數の歐人家屋は多く汕頭市の附近に在り、其前面河岸には海關、其他宏壯なる建設物あり、河岸は泥沙にして、干潮時には水深僅に二、三吋に過ぎざるを以て、埠頭の築造を要するものにして、其突堤は、水流に向つて外方に延長二百碼を築造する計畫なり。支那町は、西は風致に富みたる小城砦より、東は河川の廻流點に至る歐人家屋の背域に連り、後に建設せられたる相當の商行ある一、二幹線道路の外は、狹隘にして不潔なる街路を形成す。常關及稅關、銀行は城砦に接近して存在せり。(註、四)

一八六三年六月汕頭駐在英國領事ケーンの報告に依れば、領事館を汕頭市附近に移轉せば、貿易の發達に資することを得るも、倉庫及洋行は新嘉坡と通商する多數支那人の住居地に接近して之を建設すべきにして、碼頭は遠距離なる故に不便なるを免れず、而して汕頭市自體は沼澤地多く、貨物の保管に適せざるを以て、汕頭の北西二十哩を去る荖埠に選定すべきなり。又倉庫は河岸に築造すべきも、外人住居地より約半哩を隔つと記せり。(註、五)次で一八六七年以降船舶の入港次第に増加するに従ひ、汕頭市は隆盛を來したるものなり。

(註一) 汕頭は、昔時は韓江口の一漁村にして、唐時は尙鱖魚蕃殖の地たり。(汕頭を去る二十哩の地に鱖浦あり)又現在汕頭市

張園前の街路に建立せる石碑に「人惡人怕天不怕、人善人欺天不欺」の文字を刻せるものあり、宋代の高僧大峯祖師の墨跡なりとの傳説なり。當時は已に部落を成したるが如きも、漁人の聚居に過ぎざるべし。然れども清乾嘉の交は已に相

當の市埠を成したるもの如く、嘉慶十九年重修の澄海縣志には「邑之爲埠有レ三日ニ西港埠一曰ニ東港埠一曰ニ溪東埠一

俱距三城南三十里、南接三鑾蓬一東臨大海一爲水陸要衝一商賈舟航所聚輿販所集、其初蓋雲受星繁矣、自三海嶠告一安溪港運塞、船舶往來、皆由三蕪萊一運達三南港一而舊東西港之埠亦遂耗焉、此舊誌所載也然滄海桑田、變遷無一定數十年來或從泊三珠池一或轉泊三塗泊一今則盡泊三沙汕頭東隴兩埠一矣」とあり、又同書には「東西兩港以及三溪東南關沙汕頭東隴港之間一揚帆捆載而來者。不下三千百計一高牙錯處、民物滋豐、握算持籌、居奇屯積、爲三海隅之一大都會」と記載されり。(澄海縣志卷八、民國十七年九月汕頭市政廳編新汕頭)

(註二) 汕頭の名稱の起源に關しては、澄海縣志に徵するに「庵埠鎮商賈舟楫、輻輳曰三沙汕頭一地臨大海一風濤蕩滌有淤泥浮出作三沙汕」とあり、ジャイルスの英華字典にも沙汕難レ城と引證せるが如く、固より其の名稱は泥土が涌起して沙洲を作りたる爲なること明なれど、汕字は竹製の魚具を云ひ、頭字は頭を意味し、汕頭市上には魚籠を頭上に載せて呼賣する商人多く、又苦力も同種方法を以て魚船より捕魚を陸上すると云ふ俗説あり。(澄海縣志卷二、Giles, Chinese English Dictionary Pp. 1174)

(註三) 南澳島に就ては、記述せる文獻少からず、例へば事類統編には、南澳峙海而曠阻とあり、其の註に袤三百里地肥沃四澳に分ると記し、廣東圖説には、「南澳孤懸海島一當三閩粵上下要衝一屏三敵內那一聯三絡外洋一亦天南一重鎮也、守之則我據三其勝一棄之則寇得レ所憑、有明中葉從レ民墟レ地而山城內據、倭酋外訂、遂與三有明一相終始可レ爲三前鑿一矣」とあり、廣東故古輯要には、縣志を引きて「南澳自三明萬歷間一設三副總兵一防三守漳潮二分三福廣兩營一逮三崇正季年一海寇倡レ亂據爲三巢穴一、鼎革後遂廢三其他一國朝康熙二十四年臺灣蕩平海外俱入三版圖一乃秒三廈鎮一設三總兵一員云々」と記し、海防述略には、「拓林南澳俱係三要區枕抗撫背之防、不可三一日緩一三拓林南澳失守是無三潮也」と記し、又澄海縣志には、「明崇正四年閩寇李芝奇入三南港一芝奇聚三哨海上三由三萊蕪一入三南港一知縣吳載繁防三寇一按海寇出入皆經三凌頭萊蕪一而南澳其巢穴也、順治十四年初成功之亂踞三有南澳一及進踞三廈門一勢益張」と記し、閩海紀要には、鄭成功は臺灣征服以前、南澳に往來したる記事を載せり。而して日本の倭寇に關しては、明の胡宗憲の籌海圖編に、「漳潮乃濱海之地、廣福人以三四方客貨一豫藏三於民家一、倭至售之、倭人但有三銀置買一不三似三西洋人載三貨而來換三貨而去一也、故中國欲

知三倭寇消息一但令三入往三南澳一飾爲三商人一與之交易即庶得三其來與三不來與三來救之多寡一而一年之內事情無レ不知矣」とあり、彼の有名なるケツラフの紀行文(一八三一年七月)には、兩山相對峙して狹き地陝を形成し、軍事上の要地にして城砦あり、其港灣は深きも、水道は船舶の入港に困難を來し、危險なりと記し、又天津條約前のジョー・ダブリュ・クックの紀行文(一八五七年)に従へば、南澳は極めて古典的の島にして、又學者街を成し、文人の住居せる跡あり、多量に阿片を吸食し、支那輸入阿片の二十分の一は同島を中繼とし、島内には若干耕地あり、大麥の栽培ありと記せり。(廣東圖説卷四、廣東考古輯要卷三十、澄海縣志卷二十二、籌海圖編卷四、事類統編卷三十、閩海紀要卷上、The Chinese Repository Vol. I. Pp. 93; G. W. Cooke, China, Pp. 85-6)

(註四) G. W. Cooke, op. cit., Pp. 158; Mayer, The Treaty Ports of China and Japan, Pp. 232-4.

(註五) Commercial Reports Consul of Swatow, 1862, Pp. 54-60.

### 第二節 人口

汕頭の人口は諸書の記録に依り、區々出入あれども、今日より十年前迄は約六萬内外とするもの多く、最近の例は八萬餘人なりといふも、最高十二萬餘人となすものあり。(註一)、一九二八年五月汕頭公安局の戸口調査に依れば、全市の戸數は一萬二千三百六十九戸、住民は八萬一千三百二十五人なりと、而して其細別は下の如し。

男	子	五七、三三九人
女	子	二三、九八六人

學童	男四、五五七人	女二、一五七人
本籍人	七七、六三三人	
客籍人	三、六二九人	
有識人	四八、〇三三人	
無識人	二八、三八一人	
現住者	八一、一五〇人	
他住者	一七五人	
已婚嫁者	四二、八一六人	
未婚嫁者	三〇、五一八人	
壯丁	二五、三三三人	
癱疾	一四人	
寄居者	一、二八七人	
店員	一九、一八二人	
妓女	二七三人	
男禪道	七八人	

女尼	三人
外國男子	四九〇人
外國婦人	一五〇人
貧民窟	七十四人

「備考」 以上は警察力の及ぶ所に係るが故に、未調査の分は尙少からざるべし。水上生活者及第四區貧民窟の人口は未調査にして、且つ角石の外國人數は加算せられざるものなり。

(註一) 第三期の海關十年報に依れば、一九〇二年頃は四萬人と曰はれ、一九〇八年版リチャードの地理書、一九二一年版モースの中朝制度考、一九二〇年のダイレクトリイ等は何れも六萬人と稱し、ウッドヘッドの支那年鑑は、一九一九年には八萬五千人なりと稱し、最近一九二九年には十二萬五千人となし、一九二八年十一月三十日汕頭市政廳の戶口調査に依れば、十二萬餘人と云ひ、入學讀書力ある者は九千五百人なりとせり。

(Richard's Comprehensive Geography of the Chinese Empire, PP. 210; H. R. Morse, The Trade and Administration of China, PP. 278;

The China Year Book, 1919, PP. 119, 1929-1930, PP. 1033; Swatow Annual Trade Report and Returns, 1928; C. M. G. Decennial Reports 1902-11, Vol. II, PP. 120; C. M. G., op. cit., 1912-21, Vol. II, PP. 174.)

汕頭人は從來潮州府治の人民が其大部分を占め、所謂潮梅地方十五縣に對する關係最も大なるものあり、附近には人口十五萬の潮州、十二萬の潮陽、十萬の揭陽、五萬の菴埠、三萬の澄海、達豪等の市邑相接近して散在するが、何れも汕頭を中心として政治的及經濟的に同一圈内に在るが故に、

是等を一括して汕頭の人口は五十萬と認むるを適當と云はる。現に前表に示すが如く、女子の數の男子の數の半に及ぶるは、是等輿地市邑村落等よりの出稼人の滯在者多き結果なり。

唐代以前は潮州と雖ども、海疆に僻在し、中原を去ること甚だ遠く、當時は支那文化の何物たるを知らず、韓文公が潮州刺史に謫せられしより以來、極力中原文化の灌注に従事したるを以て、其後潮人は始めて仁義禮知の道を知るに至りしと稱せらる。潮汕人の國民性としては、其團結心甚だ強く、同一廣東省内の人種に對しても、相離隔反抗し、敵愾心に富み、殊に海外に出稼する者は同郷團體を組織し、勤勉にして困苦に耐へ、富を作る者多し。然れども福建、臺灣人と同じく、利を争ひ健訟の風あり、澄海縣志風俗類にも、「桀黠之徒、争<sub>三</sub>銖錙<sub>二</sub>不相下<sub>一</sub>則<sub>二</sub>亘拾<sub>三</sub>短長<sub>一</sub>相傾擠、案牘連年、賄賂關說江期<sub>三</sub>必勝<sub>一</sub>、甚至<sub>三</sub>三尺之童<sub>二</sub>即入公門<sub>一</sub>訐告<sub>二</sub>とあるが如し。

在留外國人は、十數年前迄は約六、七百人にして、英人最も多く、二百數十名に上り、日本人は二百餘名なりしが、近年英人數は半數以下に減退したるに對し、日本人は學校、病院等の新設あるの外、臺灣籍民が數を増加したる爲に著しく優勢となり、一九二八年には外人數八百七十餘名中、日本人は六百三十七名(内地人百七十六名、臺灣籍民四百五十九名、朝鮮人二名とす)、英人は百八名、米人は六十七名、葡萄牙人は二十三名、佛人は二十名、獨人は九名、和蘭人は四名、露、伊、丁人等は各二、三名を占めたるが、同年汕頭市政廳の新汕頭には外人總計千百三十九名中、日本人は

百一名、臺灣籍民は七百六十名の合計八百六十一名、英人は九十三名、米人は九十五名、佛人は七十名、獨乙人は九名、葡人は五名、和蘭人は四名、伊國人は二名と記せり。

邦人の汕頭に渡來したるは、一九〇四年(明治三十七年)三五公司が潮汕鐵道の建設を請負したる當時よりのことに屬し、漸次臺灣籍民の數も増加するに至りしものなり。職業は、日本人は官吏、教員、銀行員、商人、貿易商、吳服商、運輸業者、雜貨商、行商)等大部分を占め、英人は商人の外に宣教師二十五名あり、佛人は又宣教師二十七名を占む。

### 第三節 移民

汕頭は、廈門と同じく南洋出稼人の發源地として其名を知られ、當地よりの南洋移民を見るに至りしは、今日より百六、七十年前(乾隆の中葉)なりしが如く、當地方の人民は移住性に富み、財産を獲得する爲に冒險的に海外に出航し、殊に廣東省は外國貿易業者に接して其刺激を受け、同時に人口稠密にして耕地に制限ありしを以て、其華僑民を増加したるものなり。

一八六二年の頃、英國其他外國の船會社は、海峽殖民地に對する移民運搬の汽船航路を開通し、其後年々海峽殖民地、暹羅、蘭領印度、交趾支那等に對する移民數を増加したり。エム・ヒューバーの報告に徴すれば、帆船に依るもの多く、従つて移住民數も一八七三、四年頃には二萬五、六千人

程度なりしが、一八七五年には三萬三千人に上り、汽船に依るものは二萬六千を占めたりと曰ふ。一八七六年の附録海關統計表に従へば、一八七五年の移民は出入總計四萬八千餘人に上り、沿岸地方の分を除くも四萬三千餘人に達し、其中香港經由のものは二萬八千餘人を占め、外に帆船に依るものは約八千人ありたり。(註一)其後汽船會社の間に競争起り、ラウツ、ヒースローペ、ジャーデン、マヂイーン、バッテリー、スワイヤ、エクソン、ホクチャン等の間に移民の争奪をなし、一九〇六年日本郵船會社も盤谷航路に割込みしが、競争に堪へずして、僅かに二年後には廢航せり。従つて汽船賃には定率なく、一人一弗乃至十弗の如く區々たり。船會社は移民の運賃に於ては利益少きも、南洋華僑に供給する物資の運搬より得る所の利益は大なりしなり。蓋し華僑民は需用品に對しても保守的にして、衣服、食糧、其他凡ての物資は各自郷貫の生産物を使用するが故なり。而して其主たる出生地は、惠州、嘉應州及潮州等となり。近年に至り、汕頭よりの移民は益々増加し、一九〇二年は約十萬人なりしが、一九一一年には約十二萬五千人に上りたり。出稼地は從來新嘉坡、暹羅を主とせるものにして、一九〇二年海峽殖民地に對するものが五割を占めたりしが、一九一一年頃には盤谷に對するものが大部を占め、海峽殖民地に對するものが次位に在り、一九二一年には暹羅に對するものが五割八分、海峽殖民地に對するものが四割を占め、一九一二年より一九二四年迄の間に汕頭より盤谷に移住せる移民は十四萬三千九百五十四人あり、盤谷より汕頭に歸還

せる移民は十一萬五百二十五人となれり。蓋し一九一二年暹羅政府の人口統計に依れば、總人口八百三十九萬五千四百九十一名中、華僑民は約三百萬人にして、全數の三分の一以上を占め、華僑民は又暹羅の婦人と結婚するもの少からざるより、混血兒は従つて多し。一九一九年當時暹羅には大米商六十六軒あるも、中五十六軒は華僑の經營に屬するが如し。暹羅の華僑は勞働界に於て極めて勢力を有し、馬車夫、人力車夫の大半は潮州人にして、近年自動車が発達し、馬車は漸く減退の傾向を示せり。當地の習慣として人力車には兩人乗のもの多く、車夫は過勞の爲め、長年に及べるものは疾病を誘くと云ふ。又潮州人は米廠の工人たる者多く、大工場は百名以上、小工場も三、四十名を使用す。(註二)其他多くは被傭、雜役、護謨園其他の勞力に従事し、店舗を構へて商業を營む者は二割に上らずと稱されるれども、暹羅貿易の約十分の九は支那華僑民の手を経由するものなり。

汕頭よりの移民は、毎年約七割五分は歸還し、約二割五分が殘留する結果、海外の在住者數は、一九一一年當時約三百萬人に上り、其本國に對する送金は二千一百萬弗ありたり。一九二〇年には爲替關係より約三千萬弗に達し、又は七千萬弗に上りたりと云はれたり。(註三)

地方別移民數は、前記の如く暹羅を主とし、約七十五萬人、新嘉坡は六十萬人、安南は四十萬人、爪哇は十五萬人見當と看做さる。(註四)

近年移民の消長を見るに、民國の初より歐州戦争前迄では貿易の好況に伴ひ、勞働者は利益を收

め、其生活は本國に於けるよりも著しく向上したりしが、歐州戦争の勃發するに及び、忽ちにして多くの工業は停廢され、爲めに支那人移民労働者の歸還は増加し、船腹の缺乏及爲替の不利等の結果、移民を取扱ふ者は他業に轉換し、移民数は、一九一八年は一九一二年當時に比せば二分の一以下に減退したるが如し。又戦後護謨栽培業は減收に依つて大損失を蒙りしも、斯業に巨額の投資をなし、又は資本の借入れをなしたる支那人資本家に依り、漸く支持せられ、而して護謨栽培及錫礦業に従事せる支那人苦力は多數解雇されしが、一九二一年に至り、移民数は再び増加し、同年は本國生産品の南洋輸出額を増進し、戦前の状態に恢復するを得たり。(油頭盤谷間の汽船數は一九二五年には二百四十八隻あり、大古及怡和兩洋行は各百五隻を占む)、其後一九二六年は、下表の如く排英經濟絶交運動中、殊に香港又は新嘉坡に直航する移民は糾察隊の爲に誅求され、阻止されたる結果、抵制運動の少き厦門港を仲繼とし、沿海通航に依る出入數を増加したる一特例は例外とし、南洋諸地に對する移民數は、一九二七年には、盤谷は八萬二千餘人、新嘉坡は九萬七千人を占め、一九二八年には、香港に對しては最高三萬八千餘人、西貢に對しては一萬二千餘人となり、盤谷に對しては前年に比し、稍減退して七萬六千餘人、新嘉坡に對しては又減退して八萬四千餘人となり、内港各處に對しては最高九十七萬六千餘人に達し、歸還者は、一九二七年には香港及盤谷より各五萬三千餘人、新嘉坡より五萬一千餘人あり、一九二八年は香港よりは五萬二千餘人、盤谷よりは前年に比

し、遙かに減退して三萬九千餘人となり、新嘉坡よりは又減退して四萬二千餘人に下り、内港各處よりは最高百一萬五千餘人に達したり。一九二九年は主として南洋地方移民制限法が嚴重に行はれし爲め、其數を著しく減退したり。今一九一九年以降各年の移民出入數を掲ぐれば、左の如し。(註五)

海關經由移民及旅客數

出港數	出港數							計
	沿海港	香港	西貢	盤谷	新嘉坡	デリイ	内港各地	
一九一九年	五五九一	二〇、一九五	二、九七二	四七、二七七	一、六六二	一、四三三	九〇、六〇三	
一九二〇年	一四、二三四	二六、〇七〇	四、〇一八	五〇、九三三	二六、一四九		七八、四〇六	
一九二一年	六、六六三	三三、六六三	一、八三三	五七、三三四	四〇、四八六		九一、七三二	
一九二二年	七、三三六	三〇、六四八	三、九七九	六五、八〇四	三六、三六九		九〇、四七五	
一九二三年	八、六四四	三五、八一九	五、三三三	六九、六一九	三六、三三七		七三、一三七	
一九二四年	八、五八七	三三、四六九	六、九九九	六四、九六二	四七、六五四		一一、五三〇	
一九二五年	二七、〇四四	二八、〇九四	七、八三三	六二、一三三	三四、〇四三		六八、五三三	
一九二六年	八、四一六	六、七二七	九、六九九	五七、一五六	一〇、四〇二		九九、七六一	
一九二七年	一三、三六三	三三、五六八	九、五六六	八二、七三三	九、七二七		一一、八四七	
一九二八年	八、九〇五	三六、七〇五	一三、四二一	七六、三三八	八、四三〇		一一、九六八	
一九二九年			九、八三七	四五、〇八三	七、四〇二			

入港數

年	沿海港	香港	西貢	盤谷	新嘉坡	内港各地	計	出入合計
一九〇九年	六九八	二八四七	—	二五三六	三〇	七七八五	八六八八	一七四九二
一九〇一年	一五四四	三九二〇	—	二四九〇	四〇五	六四〇七一	七四七四八	一五〇八六
一九〇二年	一〇二四	三三〇〇	—	三二二二	四六二	七七〇六三	八七九四四	一七六七四
一九〇三年	九三五八	五〇七三	—	四八五五	二六六	七五〇九三	八七六三三	一七八二五
一九〇四年	九五六	三七四四	—	四八六六	二一〇	五五二二九	六五五三三	一三六七〇
一九〇五年	一三二三	五〇二七	—	三三三	二八四	九四八二九	一〇二八〇	二二四三三
一九〇六年	三三九九	三九七七	—	四九七五	三三六	五四七三	六三七四九	一三六八二
一九〇七年	四一〇五	二九六二	—	三六六一	三三六	五三三三	六三七四九	一三六八二
一九〇八年	四四七六	三三三五	—	四五六五	三三六	八三三六六	九〇九六六	一六六五七
一九〇九年	一六四六	五三九〇	—	三九一五	四二〇	一〇一五二	一七三三三	二七〇三三

(註一) Reports on the Trade of the Treaty Ports on China, 1876, PP. 146, 154.

(註二) 興學遂中國民族海外發展狀況

(註三) C. M. G. Decennial Reports, 1902-11, Vol. II, PP. 130-1; ”, 1912-21, Vol. II, PP. 173, 185.

(註四) 汕頭日本領事館調査新汕頭

(註五) C. M. G. Swatow Annual Trade Reports and Returns, 1928, PP. 26.

### 第四節 港臺及設備

#### 第一、港灣の形勢

汕頭は、廣東省の東方北緯二十三度二十二分、東經百十六度四十分に位し、韓江三角洲の南端にして、韓江分流の汕頭灣に注がんとする左岸に在り。汕頭灣は、外洋に接する地點より殆んど水道形を成し、西に入り、韓江及揭陽江の北及西より來るものを受く、汕頭市街は灣口より水道に入ること數哩間に存し、港口には嶺岩相連る諸島嶼散在し、船舶は其間を縫つて北進すること約一時間半にして左方海角を望み、約一哩半にして市街を隔つ約一哩に在る小島角石(Kak chio)を相對し、東西約一哩間の碇泊地を形成す。角石は峻峯矗立し、亂石嵯峨の中に自ら其勝境を存し、汕頭南面の屏障たり。東面港口の碼頭、德嶼の二島は海上に聳立し、儼として入港の門戸を成し、何れも燈臺の設けあり、東面の屏障となり、又荒濤巨浪に對する防波堤の要をなせり。但し其入口は頗る淺狹にして、浚渫を俟つべき所多し。所謂汕頭バーは右兩島の間に存し、滿潮時に二十一呎六吋、干潮時は十五呎なり。港内の水深は、滿潮時は二十五呎乃至四十呎に達し、干滿の差は三呎乃至六呎なりとす。港内は普通の沿海汽船なれば、同時に約三十隻を碇泊し得べし。

#### 第二、港灣の設備

港灣の設備としては倉庫、棧橋、浮標等を擧ぐべく、倉庫としては大古、怡和及招商局等の所有に係るものを主とし、當地數年前の調査に依れば、大古洋行は百六棟約六千坪、怡和洋行は四十七棟約二千七百坪、招商局は二十四棟約二千坪を有す。尙ボンツーンを附屬して連絡するものは、大古

洋行倉庫十六棟の四箇處、怡和洋行倉庫三棟の一箇處、招商局倉庫四棟の一箇處となす。浮標は總てにて十二個あり、(海關二個、怡和二個、德記一個、大古二個、招商局一個、ドグラス一個、大阪商船一個、昌福一個、潮安一個)従つて繫船數はボンツーンに六隻、浮標に十二隻の合計十八隻となす。

大阪商船會社の如きは、港灣並に海陸連絡の設備として何物をも有せず、殊に臺灣總督府の補助を受く定期船も、船客の連絡を計る小蒸汽船又はモーターは固より、一舳板すらを有せざる不用意の有様にして、實に驚くべき状態にあり。尤も同社は先年埠頭附近に約二萬噸の貨物を收容すべき倉庫を建造し、之にボンツーンをも附設せんと計畫し、其經費概算約二十萬二千弗(敷地九百方丈十萬八千三百弗、倉庫建築四萬七千弗、ボンツーン建造四萬三千弗、棧橋架設三千七百弗)を見積りたることありしも、中絶せり。

燈臺は左記六個あり。(C. M. C., "List of Lighthouses" PP. 19-20)

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 1. Chihang.           | 創設年代           |
|                       | 1911           |
| 2. Breaker Point.     | 1880 (1909年改築) |
| 3. Cape of Good Hope. | 1880 (1913年改築) |
| 4. Sugar loaf.        | 1880           |

5. Lamocke { Main light.  
low "

1880 (1899年1913年及1924年)  
1874 (1913年)

水先は強制にあらず、其料金は、登簿噸數千二百噸迄の船舶は吃水一呎に付五弗五十仙とし、十呎を最少限度として起算し、千二百噸を越ゆるものは、更に超過登簿噸數一噸に付一仙を加算し、尙夜間は超過料二十五弗を要す。

港税としては、噸税の外、例へば浮標使用料は一日十弗とし、荷役費は苦力一日七十仙、噸當り三十仙とし、水切賃は二十才見當のもの一個一弗、四才以下のもは一個四十仙内外とし、(解賃を含む)其他繫船料とす。船舶を港界内に轉移する水先料は、中流に於て十五弗、ボンツーンに對して二十弗、油槽に對して、千五百噸迄の船舶は十五弗、千五百噸を越ゆる船舶は二十五弗と定む。(註一)

從來汕頭港に於ては、築港事業として見るべきものなしと雖ども、既に一八七七年二十一エーカ一半の海面埋立をなし、其大部分を商店及住家に充當したることあり、近年に至り、一九一二年以降汕頭側海面の大地積を埋立てたるものにして、例へばスタンダード石油會社は二十六萬平方呎を、アジア石油會社は二十六萬一千五百七十九平方呎を、エー・ヴィ・エスリム會社は五千平方呎を、廣東組合は一萬平方呎を、カレッヂ・フォアアショアは一萬三千二百八十平方呎を、ジャードン・マザーソンは九千九百九十平方呎を、ブラッドレー會社は三千五百五十平方呎を、潮陽小蒸汽船會社は五



千平方呎を埋立て、一九一九年八月一日以來事務を開始したる埠頭局は、約二萬平方呎の埋立に着手したるが、兩廣戰爭の爲めに工事を中止し、同局も一九二〇年八月十九日以降閉鎖したり。(註二)

汕頭港は、市街の後方及琦碌の前海面一帯並に角石の周圍を通じて水深極めて淺く、干潮時には泥沙を露出したるを以て、約十年前より屢々埋立計畫を建てたれども、經費關係と地權問題とに依りて實現を見ず、當初三箇年の繼續事業として企圖されたる計畫案に依れば、市街の北端より市街を繞り琦碌の東方スタンダード石油會社迄の海岸一帯にして、其區劃は下の如し。

第一段	三六八方丈	第四段	三六、一三四方丈
第二段	四三八同	第五段	一六、〇八三同
第三段	二〇五四同	計	五八、六七七同

竣工後の接水延長は第一段が三、二五〇呎、第二段が三、九九五呎、第三段が二、三八五呎、第四段が一、七一〇呎、第五段が三、八二〇呎とす、而して道路八十呎を含み、其地先十呎以内には倉庫を建設すべきものとす。完成せる上は、岸壁前の水深は最大干潮時平均二呎、最大満潮時平均七、八呎とし、海岸を隔つ巨離三十呎毎に水深十呎づつを深くする見込なりしなり。

最近市政府計畫中の施設としては、現在海關より東南Round Fort(舊砲臺)迄埋立工事をなし、海岸線に沼ひて六間幅の海岸道路を設け、同時に潮山鐵道を海岸迄で延長し、鐵道終點附近には潮州

揭陽行河船の繫留棧橋を建設する豫定なれど、其實行期は未定なり。

(註一) Woodhead, China Year Book, 1929-30, Pp. 232-3.

(註二) China Maritime Customs, Decennial Report, (1912-21) Vol. II, Pp. 174.

### 第五節 貿易

#### 第一、開港當時の貿易

汕頭の商勢力は、開港以來英國第一位を占め、殊に汕頭は香港を中繼とし、恰も香港の支港たるの地位に在り。以下主として汕頭駐在英國領事ケーンの報告に依り、開港當時の貿易狀態を概説せんとす。

一八六二年(同治元年)及一八六三年に於ける各國船は、左表の如く英國船最も多く、獨逸船、米國船之に次ぎ、其他は和蘭、瑞典、丁抹、暹羅船等となす。即ち

入 港	一 八 六 二 年		一 八 六 三 年	
	隻	噸 量	隻	噸 量
英 國	一三〇	五二、一〇六	二一五	九三、〇八五
米 國	二〇	一〇、五五七	二九	一四、〇五五
佛 國	四	一、一三六	二	七七九

ハ ン グ	一 五					一 六、〇 五九
ア ン グ	二 五					五、七 七四
丁 ン	七					四、七 三四
和 蘭	二 七					三、七 六七
瑞 典	七					二、四 〇七
暹 羅	五					四、四 六八
其 他	九					
合 計	二 一 九					三 六 七

「備考一」 上表は貨物船にして、バラスト船を加算せず、例へば英國船の如き、一八六二年には三十三隻、一八六三年には二十  
二隻ありたり。

「備考二」 其他には獨逸諸邦中、ハノーヴァー、プロシア、オルデンブルヒ、メクレンブルク等の船舶あり。

是等船舶は香港及南洋方面に對するのみならず、支那沿岸諸港に對するものも少からず、例へば  
一八六三年牛莊よりは二十三隻八千四百二十七噸、芝罘よりは三十四隻一萬三千五十九噸、上海よ  
りは十七隻六千九百五十一噸、廈門及福州よりは六十一隻一萬九千四百三十四噸、臺灣及寧波より  
は各一隻の入港あり、又牛莊には三隻九百三十一噸、芝罘には十四隻五千六百七十二噸、上海には  
四十一隻一萬五千六百六十一噸、廈門及福州には九十七隻二萬八千九百七十四噸、寧波、盤谷、グア  
ム、タク、西貢等には各一隻、廣東には五隻千六百八十八噸の出港ありたり。  
一八六二年の輸出入貿易額は下の如し。

輸 入 品 價 額	輸 入 船 隻 數	輸 入 船 噸 數	輸 出 品 價 額	輸 出 船 隻 數	輸 出 船 噸 數
三、五八九、六八五弗 (八三七、五九三磅)	一三〇	五二、一〇六	一、二五五、九六五同 (二九三、〇五八同)	一〇一	三、八、八四〇
四七九、五七三同 (一一一、九〇〇同)	二〇	一〇、五五四	六九三、九〇九同 (一六一、九一二同)	一九	九、六〇〇
二八、五六二同 (六、六六四同)	四	一、一三六	四四、八四八同 (一〇、四六四同)	四	一、一三六
一、〇七三、六六七同 (二五〇、五二二同)	五	一七、七三六	一、一四九、二三六同 (二六八、一五五同)	五	一七、〇七二
二四七、五五七同 (五七、七六三同)	不明	不明	三、一四三、九五八同 (七二三、五九〇同)		
五、三七九、〇四四同 (一、二六四、四四四同)			八、五二三、〇〇二同 (一、九八八、〇三四同)		
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
英 米 佛 其 支 合	英 米 佛 其 支 合	英 米 佛 其 支 合	英 米 佛 其 支 合	英 米 佛 其 支 合	英 米 佛 其 支 合
輸 入 品 價 額	輸 出 品 價 額	輸 入 船 隻 數	輸 出 船 隻 數	輸 入 船 噸 數	輸 出 船 噸 數

同年は開港草創の前年に比し、英國船に依るものは三萬八千餘弗を増加し、其他の船舶に依るもの  
は前年に比して七十五萬九千餘弗を激増し、輸出に於ても前年に比して九十二萬九千餘弗を増加し  
たり。

一八六三年には、輸入は前年の百二十六萬四千餘磅に對して百七十七萬餘磅に増加し、輸出は前

年の七十二萬三千餘磅に對して八十萬八千餘磅に増加し、總貿易額は二百五十七萬八千七百餘磅に達し、前年に比して五十九萬六千餘磅を増加したり。但し是等貿易中には、民船に依る土貨を含まざるものとす。重要輸入品は棉絲布、鉛、其他金屬、阿片、豆粕等となし、重要輸出品は砂糖、紙類、陶器、夏布、煙草等となす。

一八六三年の例に於て見るに、重要輸入品の價額は生地金巾二萬九千八百餘疋六萬三千餘弗（同上）、棉絲三千八百餘擔二十四萬七千餘弗（同上）、鉛等二千六百餘擔、阿片マルツ二千二百十六箱半百六十一萬二千餘弗、バトナ一千五百二十七箱半百六萬九千餘弗、其他は多く香港中繼に依るものにして、錫、其他金屬は新嘉坡より輸入す。而して土布四萬二千八百餘擔九十八萬七千餘弗、豆粕百四萬八千餘擔百八十三萬五千餘弗、棉絲約七十四萬弗は北支地方より輸入す。

重要輸出品の價額は、陶器六萬四千八百餘弗、夏布約六萬五千弗、阿片三萬九千六百弗、紙類三十八萬三千餘弗、砂糖は赤糖二十七萬四千餘擔九十二萬三千餘弗、白糖二十萬六千五百餘擔百二十三萬九千餘弗、煙草二千六百餘擔二萬九千九百餘弗なり。汕頭奥地には、開港前より砂糖の生産あり、一八六二年末には、砂糖栽培の爲に大地積を區劃し、一兩年中に砂糖の輸出を倍加せんとするの計畫ありしことあり。(註一)

第二、其後の貿易

開港後四箇年目の一八六四年の貿易は、前年に對して約百五十餘萬磅の増加となり、三百十一萬二千六百餘磅に達し、一八六五年には三百四十七萬九千餘磅に上り、一八六六年には四百萬磅を突破するに至れり。(註二)

一、一八六七年以降一八七六年迄  
本期に在つては、尙帆船貿易は相當の額を占め、當初數箇年は汽船と大差なかりしが、一八七二、三年頃より汽船貿易が増進を示すと同時に、貿易の發達を來したるものにして、各國別船舶の入港數は左表の如く、英國船は總數に對して帆船は約二分の一に近く、汽船は八、九割を占む。

帆船入港	一八六七年					一八六九年					一八七一年					一八七三年					一八七六年				
	英	米	獨	佛	露	丁	英	米	獨	佛	露	丁	英	米	獨	佛	露	丁	英	米	獨	佛	露	丁	
噸隻數	四九、三九四	三、三四五	三九、九二二	二、七五八	一、一三三	三四、七八二	五、四〇一	二四、八〇二	三、一三六	二、四七一	四五、一五五	九、五三八	一八、五二九	四、一六四	一、〇七三	一九、七九二	二、九二七	二五、六三七	一、七三〇	二〇、八二二	三、一四一	二、四二六	一、〇三二	一、三七四	
噸隻數	一、一六六	一、一三三	一、二二二	一、二二二	一、一三三	七、八二二	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	

和蘭	西班牙	瑞典、挪威	暹羅	布哇	ヘルツィアン	合計	汽船	英國	米國	獨逸	佛國	丁抹
噸隻	噸隻	噸隻	噸隻	噸隻	噸隻	噸隻	入港	噸隻	噸隻	噸隻	噸隻	噸隻
五、五九一三	三六〇二	一、七七七七	二、九〇五六		一〇六、六二二五		九九、二八四四		二、九六〇四			
二、一二八八	二、三六一	一、八〇八五	三、四四一六		七六、四三九三		八〇、七三七〇		二、〇六八四			
三、六七〇九		一、三〇一四	三、二五九七		八九、九八四五		一一六、五六一七		一、一九八二			
		一、一七八六	二、四八三五		六四、九八七六		一二九、八四六六		三二、〇三四四			
		二、四九九六	二、四一六四		七九、四二四六		二二七、三三二		二七、二三九四			七七一

西班牙	瑞典、挪威	支那	合計
噸隻	噸隻	噸隻	噸隻
			一〇二、一九七八
			八二、八〇五四
四四七一			一二四、八三九四
三五三一	八二六二	六、九一六一	一七〇、六七六五
八一六二		二〇、一一四五	二八七、八七七

一八六七年以降十箇年間の輸出入貿易額は下の如し。

一八六七年	一〇、三二一、六〇五兩	一八七二年	一五、八八三、三八九兩
一八六八年	八、五二七、五一〇兩	一八七三年	一三、八七〇、八八八兩
一八六九年	八、三九二、九一一兩	一八七四年	一三、八四六、八五五兩
一八七〇年	九、四二四、五一八兩	一八七五年	一六、六一二、七四七兩
一八七一年	一三、一〇二、五〇七兩	一八七六年	一八、二四一、九六八兩

一八六八年以降三箇年間貿易額の減退を示せるは、物價の下落に因るものにして、其數量は必しも前年に比して減退したるものに非ず。列國の對支貿易中、英國は香港を含むが故に大部分を占む。一八六七年以降三箇年間に於ける國別貿易を比較せば、下の如し。

外國品の輸入

輸出入額	一八六七年	一八六八年	一八六九年
香港	四、三二八、五二五	三、五九五、六一五	三、二二二、二一一
海峽殖民地	一四九、六五五	一五二、二四七	八八、一三三
暹羅	八八、五三三	五一、五八二	三七、三〇二
交趾支那	二〇二、三九九	一六二、五四九	一五一、四一四
バタビ	一二、七一七	一、五一九	一三、五四五
支那	七、〇九九	三、九六三、五一二	五、二七二
計	四、七八八、九二八	七、三三二	三、五二七、八七七
支那諸港への再輸出額	五九、二二九	七、三三二	二七、八三六
外國諸港への再輸出額	四、六六七	六七〇	三、五〇〇、〇四一
純輸入額	四、七二五、〇三二	三、九五五、五一〇	

輸出は、支那諸港に對するものは外國に對するものに比して遙かに多く、同上三箇年間の對照表を示さば、下の如し。

輸出額	一八六七年	一八六八年	一八六九年
支那諸港に對するもの	二、七二七、七二八	二、五九五、七七〇	二、一八八、一五六
外國諸港に對するもの	二、九三四、七九八	二、七九三、六六三	二、四九六、六六〇
計			

更に同上期間に於ける沿岸貿易額を示さば、下の如し。

沿岸貿易額	一八六七年	一八六八年	一八六九年
香港	二一四、五〇〇	一〇三、二九四	八一、八三三
上海	一、〇六九、三四一	五九五、〇〇九	七六三、八四四
其他支那	二、八八三、二五四	一、七七八、三二八	二、三九六、二一〇
計	四、一六七、〇九五	二、四七六、六三一	三、二四一、八八七

輸入重要品の一八六七年に對する一八七六年の増進状況を見るに、阿片は五千六百二擔（二百七十七萬三千餘兩）が約倍額の一萬一千六百七十八擔に上り、棉布類中金巾（生地及白）、天笠布、雲齊布等は十萬九千七百九十三疋（三十一萬二千餘兩）が三倍餘の三十五萬七千五百四十二疋に上り、棉絲及織絲は七千三百八擔（棉絲七千七百七擔二十四萬六千餘兩）が四萬二百四十擔に上り、棉花は三萬三千七百十三擔（五十三萬餘兩）が四萬六千七百五十八擔に上れり。米は十八萬五千八百七十一擔が三十八萬九千三百九十七擔に上れり。土貨の輸入としては、棉花、豆粕、米、藥品、麥等を主とし、同上期間に於て棉花は四萬七千四百八擔が三萬四千六百十九擔に下り、豆粕は百三十萬八千餘擔が百二十萬六千餘擔に下りたるも、米は五千八百八十三擔が七十五萬九千六百七十一擔に上り、小麥は一萬四千五百七十七擔が十萬一千三百八十七擔に上りたり。

輸出重要品の同上期間に於ける狀況は、陶器類は千七百四十擔が二萬八千二百四十四擔に上り、扇

(絹及紙)は二十四萬三千餘枚が百五十五萬九千餘枚に上り、麻袋は皆無なりしが百四萬六千餘個に上り、砂糖は六十七萬二千餘擔が百四十四萬九千餘擔に上り、一八七六年には英國に二十一萬二千擔及米國に約六萬擔を輸出し、英國に對しては赤糖が十五萬擔を占め、其他は香港經由にて輸出額九萬擔に達したるが如し。

煙草は八千三百七十四擔が稍増加して八千六百七十擔に上り、紙は一萬九千四百五十六擔が減退して一萬一千八十擔に下りたり。但し禮拜紙は皆無なりしが五千四百六十九擔を占めたり。

糖業に關しては、由來運搬費節約の爲め、甘蔗栽培地の中間に壓搾器を施設し、一壓搾器に付、一日十八本の管より糖汁を搾出し、甘蔗三十五擔乃至四十五擔を使用し、各管は百三十斤に該當す。製糖業者が獨り赤糖のみを製造せんとするときは、糖汁をば單に煮沸し、日光に晒して乾燥し、每管二十七斤を得るものとす。熟練なる製造人にして、優良の甘蔗を使用せば、各管より白糖十斤を製し、其他は糖蜜となす。然し不熟練の製造人なるときは、同一汁量より白糖三斤、青糖三斤及赤糖五斤を製す。壓搾器は最も粗造にして、潮陽地方に在りて多く製造する工程に依りて糖汁を煮沸し、其柔軟なる糊狀青糖又は烏糖を製す。黃崗、澄海、海陽、普寧及揭陽地方に於ても、同種の砂糖を若干生産し、其品質は稍優良なるものとす。黒糖の場合に於けると同じく甘蔗を壓搾し、糖汁を多少清澄し、一定の濃度に煮沸し、圓錐型の土器に收む、之を糖菜と云ふ。該器より之を他の皿に移す、其

間之を機赤糖と稱す。之を日光に晒して乾燥す。精製の場合には濕潤の粘土を使用し、圓錐型の土器より振り落したる砂糖は前後三、四等級の種類に分たれ、頂上の部は粗にして濕氣を帶び、之を漏尾と云ひ、以下順次に掲糖、揚糖とし、是等製品は何れも貢粉糖と稱し、優良品にして、白糖に屬す。糖蜜は又煮沸して赤糖となす。

製糖工場は之を糖房と云ひ、各房は二、三擔の製造能力を有す。彼等は、汕頭より砂糖の平均輸出高にして百萬擔を超過せんとする時は組合を組織し、製品をば貯藏す。他の一階級は砂糖仲買人にして、砂糖の販賣機關なるが、其當初の業務は砂糖の包裝及汕頭と内地との間の運搬にも従事し來りたり。(註三)

以上は海關經由の貿易に屬し、其他常關通過の貿易額も相當あるべきは、各期又同様なりとす。

## 二、一八八二年(光緒八年)以降一八九一年迄

本期間に於ける外國船の入出港數は、一八八二年には千五百二十一隻百十一萬四千九百餘噸が一八九一年には千八百四十六隻百七十六萬二千餘噸に増加し、輸出入總額は一八八二年の一千九百八十六萬三千餘兩が一八九一年には二千六百三十九萬八千九百餘兩に上り、三割三分を増加し、輸入は一千四百四十萬七千餘兩が一千五百五十八萬八千餘兩に上り、三割六分半を増加し、輸出は七百九十萬七千餘兩が九百二十九萬六千餘兩に上り、一割半を増加したり。

左に一八八二年より一八九一年迄の間に於ける五箇年間の對照表を掲ぐ。

輸 入	一八八二年	一八八四年	一八八六年	一八八八年	一八九一年
純外國輸入品價額	五八七、二七	六三三、七七	六八七、八八	七四六、九〇	八八九、九四
純内國輸入品價額	六七六、三五	六〇五、二二	七六六、一五	六九七、五三	九〇九、九〇
計	一二六三、五三	一二三九、九四	一四五四、〇四	一四三九、四四	一七九六、三三
税厘控除額	三五七、〇六	四九八、四〇	四六〇、四四	一〇五六、四八	一三二五、八二
純輸入	一二六六、四六	一二九六、二九	一四〇九、三三	一三三三、九六	一六七〇、五三
輸入業者利益七分控除	八五八、五三	八七六、二九	九八六、五四	九三三、五九	一二七三、六二
陸上輸入價額	二、四〇七、八〇	二、二八五、〇〇	二、三二〇、六八	二、四〇二、四七	二、五五八、九三

輸 出

輸 出 品 價 額	一八八二年	一八八四年	一八八六年	一八八八年	一八九一年
輸 出 品 價 額	七〇四、八九	七三六、三九	六五八、七九	六九五、三二	八三四、七四
油 頭 税 額	二九五、五八	三九二、四七	三三七、二二	三五二、四二	四〇一、四三
計	七三三、四三	七七八、八〇	六八五、五七	七三七、七四	八六七、二七
輸出業者利益八分	五三三、八三	五〇九、〇八	五四六、六〇	五五八、八六	六五八、七四
輸出當時價額	七九七、二五	八三九、七二	七四〇、三二	七八六、三三	九二六、〇五

輸入品の大宗は阿片にして、一八八二年には三千六百六十七擔百六十一萬四千餘兩なりしが、一

八九一年には二倍以上の七千八百九十五擔三百二十八萬九千餘兩に増加し、棉絲は之に次ぎ、興寧の土布製織の原料たり。一八八二年には七萬八千三百三十二擔百六十九萬八千餘兩なりしが、一八九一年には同じく二倍以上の十四萬二千二擔二百三萬五千餘兩に増加し、一八八六年には安價なる印度棉絲が英國品に代り、一八八八年には印度品三英國品二の割合となり、一八九一年には孟買よりの輸入品はランカシャイアよりの輸入品の四倍に上り、露國の石油は一八八九年始めて四千ガロンの輸入あり、一八九一年には激増して百二十三萬三千餘ガロン十八萬五千八百六兩に達し、バトウム品は十七萬五千餘ガロン二萬三千餘兩を占めたり。

輸出品の大宗たる砂糖貿易は、本期は著しき變動あり、其取引は外國市場に減退し、内國市場に激増したり。一八八二、三年には英、米、香港に相當額の輸出を見たりしが、一八八四年には米國に對して直接の輸出なく、英國に對しても極めて少額の輸出を見たるに止り、恰も當時歐洲諸國に在つては、政府保護の下に甜菜糖の生産を増加したる爲め、糖價下落し、又マニラ及爪哇品の活躍ありしにより、當地より歐米向の輸出は減退したるが、殊に一八八五年頃より楊子江及北支地方に對する輸出は激増するに至り、又四川も阿片栽培が利益多き爲め、砂糖の生産を廢止したる結果、汕頭地方の砂糖を鎮江及漢口を中繼として輸入し、北支の牛莊、天津及芝罘等も同様に阿片が有利なる爲め、他地方の奢侈品を需要し、當地方の製品をも輸入する所あり、當地砂糖の輸出數量は、一

八八二年は最も少額なりしが、一八八四年は最高記録を示し、一八九一年之に次ぎ、本期十箇年平均は赤糖七十三萬七千六百六十五擔、白糖七十五萬六千一擔なり。生産品の種類は、白糖、赤(青)糖、黃糖、黒糖あり、産地は黃崗、揭陽、潮陽、澄海等を主とし、當時一擔の市價は、例へば掲糖は白糖一號五・一八兩、二號四・九二兩、三號四・六五兩、赤糖三・六四兩にして、陽糖は黒糖二・四五兩、黃崗の黃糖は三・三五兩なり。

税額は同期間に又著しく増加し、一八八二年は六十七萬五千餘兩なりしが、一八八六年には八十七萬七千餘兩に上り、一八八七年以降阿片厘金を海關に於て徴收したるを以て、百萬兩以上を突破し、一八九一年には百六十四萬四千餘兩に達し、阿片に關する稅收は、輸出入及沿岸貿易稅二十三萬六千九百餘兩、厘金六十三萬一千六百餘兩、合計八十六萬八千五百餘兩にして、全收入の半額以上を占む。

帆船は同期に至りて著しく減退し、例へば一八五八年頃航洋戎克船は四百隻以上に達したるが、一八六九年には三百隻に、一八八二年には百十隻に下り、一八九一年には八十隻にも上らざることとなりたり。蓋し其減退の主たる原因は、汽船の發達競争に依るものにして、從來肥料として落花生粕が民船に依りて運搬せられたりしが、之に代れる低廉なる豆粕が、汽船を以て運搬せらるゝに至りし爲なりとす。(註四)

### 三、一八九二年以降一九〇一年迄

本期間の外國船の出入港數は、一八九二年の千九百三隻百八十三萬七千餘噸が一九〇一年には二千八百八十二隻二百三十一萬餘噸に増加し、輸出入總額は一八九一年の二千六百三十九萬八千餘兩が一九〇一年には四千五百四萬三千餘兩に増加し、同期の總輸入額は一千八百二十六萬四千兩(外國品九百二萬六千餘兩、土貨九百二十三萬八千餘兩)が三千二百二十八萬三千餘兩(外國品一千三百九十九萬餘兩、土貨一千八百十九萬三千餘兩)に増加し、輸出額は八百二十三萬四千餘兩が一千二百八十五萬九千餘兩に増加し、輸入貨物の陸揚當時の價額(稅課控除)は、一千四百九十七萬五千餘兩が二千八百四十一萬一千餘兩に、輸出貨物の船積當時の價額は七百六十九萬三千餘兩が一千四百三十九萬一千餘兩に増加せり。入超は又累年増加し、一八九二年には七百二十八萬兩臺なりしが、一九〇一年には一千四百萬兩臺に上りたり。

輸入品の大宗は又外國阿片にして、一八九二年には七千四百四十五擔三百四十八萬四千餘兩なりしが、一八九六、七年には殊に減退して三、四千擔二百萬兩臺に下りたり、之れは土藥が漸次増加したるに因るものとす。次で一八九八年以降一時五千擔を越へたれども、一九〇一年には又四千八百三十八擔に下りたり。但し市價騰貴の爲め、一九〇〇年には價額は最高三百六十四萬三千餘兩に達せり。土藥の輸入は、一八九二年には四十三擔なりしが、一八九六年には三百十六擔に、一九〇一年



には一千四百五十九擔に激増せり。(市價は、一八九二年に印度阿片は一擔四百四十五兩、ペルシア阿片は二百四十四兩、土薬は二百九十八兩なりしが、一九〇一年には、印度阿片は六百三十二兩乃至七百五十九兩、ペルシア阿片は四百八十六兩、土薬は三百五十三兩となれり。)綿絲は之に次ぎ、一八九一年には十四萬二千擔二百三萬五千餘兩なりしが、一九〇一年には十六萬三千餘擔三百三十六萬餘兩に増加し、一八九一年に英國絲は約一割を減退したるに、印度絲は二割を増加し、ボンベイ絲四に對してランカシヤイヤ絲一となり、一九〇一年には五半に對して一となれり。日本絲は一八九六年に漸く二百六十八擔を輸入せしが、印度絲に比して品質優良なれども、價額高し。翌年より其需要を増加して五千七百八十七擔に上り、市價は一擔二・二三兩なり。一九〇一年には二・三三兩に騰貴したる爲め、二・四五兩の印度絲と競争すること能はず、其數量は三百四十二擔に減退せり。棉布額は、歐洲品の輸入は其種類及數量共少く、棉イタリアンは一八九三年以降、印度製金巾、天笠布、雲齋布等は一八九四年以降、棉ブランケットは一八九九年以降輸入したるが、印度品は少數の雲齋布の外、殆んど本期に於て需要なかりしなり。日本の棉製品は、一八九四年迄は單純なる棉布の外なかりしが、同年より棉縮緬、タオル等を始め、漸次金巾、粗布、フランネル等を増加し、近距離を利用し、市場開拓上他國に比して優勝の地位を占む。

金屬中錫板は、多く白蠟製品又は禮拜紙に使用せられ、殊に後者の原料として新嘉坡より著しく需要を喚起し、八千五百擔が一萬三千五百擔に増加し、ブリキは僅かに二百二十二擔に過ぎざりしが、二萬四百二擔に増加したり。

日本製燐寸は、同期間に約二倍以上に増加せり。即ち一八九一年の輸入は三十六萬六千グロスなりしが、一八九八年には九十二萬四千八百餘グロスに増加し、其後は平均七十五萬六千グロスとなりたり。而して一八九五年頃は多少歐洲品の輸入を見たりしが、其後は一九〇〇年を除くの外、安價の日本品の獨占市場となれり。

石油貿易は本期間に著しき變動ありたり。即ち一八九二年の輸入量は錫罐入石油二百五十萬ガロンにして、其三分の二以上は露國油とし、其他は米國油となす。ラングカト油は一八九四年に始めて輸入し、翌年タンクを角石の南方に設備したり。一八九二年は二百四十九萬七千八百三十二ガロンなりしが、一九〇一年には七百九萬六千二百五ガロンに増加し、一八九四年には始めてスマトラ油罐入十七萬六千ガロンを輸入し、一八九七年には最高二百二十三萬九千ガロンに増加し、一八九八年以降は散積油を輸入し、一九〇一年には最高六百二十六萬四千六百二十五ガロンに達したるが、反之罐入は五十二萬一千三百ガロンに下りたり。米國油は一八九四年には最高百六十三萬九千餘ガロンに達したるが、其後減退し、一九〇一年には三十一萬ガロンに下りたり。露國油は一八九二年には罐入最高百七十萬八千餘ガロンを占めたりしが、其後減退し、一九〇一年には僅かに百ガ

ロンに下りたり。反之散積油は一八九五年以降輸入を見、一八九六年以降は百萬ガロンを越え、一八九九年は最高百九十七萬八千六百餘ガロンに達したり。  
 小麥粉、小麥及米は前期と比較せば、下の如く輸入を増進せり。

小麥粉	一八八二—一九一一年	一八九二—一九〇一年
小麥	八五、七一五	四六七、六四六
米	六、六三一、九九八	一七、六〇五、五一七
小麥	一、一二七、八四四	一、七五五、二七八

輸出重要品は砂糖、紙類、落花生及同油<sup>グラスロス</sup>、夏布、土布、ガンニ一袋等にして、其輸入を前期と比較せば、左表の如し。

ガンニ一及麻袋枚	一八八二—一九一一年	一八九二—一九〇一年
上布及南京布擔	九、二七九、二九三	二〇、一六〇、七九四
夏布	三六、七一六	一一三、二九八
落花生	二六、九二七	四九、七六五
同油	二六、三七四	一七三、五五九
柑橘(生)擔	二、八四三	一七六、〇五七
	一、〇七五、七八七	一、五五一、六六六

紙 <sup>一、二</sup> 等品擔	一四八、七〇三	六三一、六九七
砂糖擔	一六二、七七三	三九四、八〇一
煙草(製品)擔	一四、九四一、〇七五	一三、一五八、九四四
	二〇一、八三四	二六六、二三五

税額は、輸入税及輸出税は貿易の發達に伴ひて漸次増加したれども、阿片の税厘は年々増減あり、又通過税の如きは、一八九八年以降若干收入あり、一八九八年は最高二萬七百餘兩ありたるのみ。今前後の増減を見るに、一八九二年には百四十六萬六千餘兩なりしが、一九〇一年には百五十五萬九千餘兩に増加し、同期間に輸入税は二十萬五千餘兩が三十三萬五千餘兩に、輸出税は三十三萬餘兩が五十萬二千餘兩に、沿岸貿易税は十一萬九千餘兩が十四萬八千餘兩に、噸税は二萬四千餘兩が三萬九千餘兩に増加し、阿片税(輸出入及沿岸貿易税)は二十一萬四千餘兩が十四萬五千餘兩に、阿片厘金は五十七萬一千餘兩が三十八萬七千餘兩に減じたり。(註五)

四、一九〇二年以降一九一一年迄

本期間外國船の入出港数は、一九〇二年の二千三百九十九隻二百六十一萬五千餘噸が一九一一年には二千六百十一隻三百三萬餘噸に増加し、總貿易額は四千五百九萬八千餘兩が五千四百一十一萬五千餘兩に増加し、外國貨物の純輸入額は、一九〇二年には一千四百四十二萬八千餘兩なりしが、一九一〇年には最高一千九百三十四萬一千餘兩に増加し、一九一一年には稍減退して一千六百三十一

萬九千餘兩となれり。支那品の外國に對する輸出額は、一九〇二年五百三十一萬七千餘兩が一九〇一年には最高八百三十五萬一千餘兩に増加し、一九一一年には又稍減退して七百七十七萬四千餘兩となりたり。而して支那品の外國及支那各港に對する輸出額は、一九〇二年には一千一百七十一萬四千餘兩なりしが、一九一一年には一千五百二十二萬餘兩に増加したり。今一九〇二年及一九一一年に於ける各種貿易額を對照すれば、左の如し。

外國品	一九〇二年		一九一一年	
	輸出	輸入	輸出	輸入
外國及香港よりの輸入	一四、一四〇、六七二	一五、八四九、〇二〇	一四、四九九、七〇七	一六、九二二、九九六
支那各港よりの輸入	三一、九一〇、〇三三	四三、五七〇、七〇七	三一、一五八、〇〇〇	四四、七四二、四二四
計	一四、四五九、七七五	二一、七三〇、〇〇〇	一六、九二二、九九六	一五、七四六、四二四
外國及香港に對する再輸出	九、四二八、〇〇〇	一〇、四八八、〇〇〇	九、四二八、〇〇〇	一〇、四八八、〇〇〇
支那各港に對する再輸出	三一、一五八、〇〇〇	四三、五七〇、七〇七	三一、一五八、〇〇〇	四三、五七〇、七〇七
計	一四、四二八、〇〇〇	一〇、四八八、〇〇〇	一四、四二八、〇〇〇	一〇、四八八、〇〇〇
支那品	一八、九二四、三〇九	二〇、九八三、五一〇	一八、九二四、三〇九	二〇、九八三、五一〇
輸入	四一九、〇四二	一〇、九二、九四九	四一九、〇四二	一〇、九二、九四九
外國及香港に對する再輸出	五七、七四五	一一、四一、一六二	五七、七四五	一一、四一、一六二
支那各港に對する再輸出	四七六、七八七	一、二〇七、一一一	四七六、七八七	一、二〇七、一一一
計	一四、四二八、〇〇〇	一六、三一九、一〇七	一四、四二八、〇〇〇	一六、三一九、一〇七

支那品	輸出		輸入	
	支那品	外國及香港	支那品	外國及香港
計	一八、四四七、五二二	一八、四四七、五二二	一八、四四七、五二二	一八、四四七、五二二
支那品の支那各港への輸出	四、八八八、一七三	六、六八一、九四〇	四、八八八、一七三	六、六八一、九四〇
支那品の支那各港への輸出	六、八一五、八五九	八、六三八、九四〇	六、八一五、八五九	八、六三八、九四〇
計	一一、七一四、〇三二	一五、三二〇、一八〇	一一、七一四、〇三二	一五、三二〇、一八〇
支那品	四五、〇九八、一一六	五三、三二七、六九六	四五、〇九八、一一六	五三、三二七、六九六
支那品	四四、五九〇、一七一	五一、四一五、六九六	四四、五九〇、一七一	五一、四一五、六九六

輸入重要品中、外國棉布類は前期の一八九九年に約六十萬疋に達し、金巾(白)は三十八萬五千九百餘疋を占めたりしが、一九〇二年には棉布類は三十八萬三千餘疋に下り、金巾(白)は二十萬一千餘疋に減じ、一九一一年には一層減退し、棉布類は三十四萬七千餘疋に下り、金巾(白)は十六萬八百餘疋に減じたるが如し。英、米のジーンズ、棉フランネル、卷縫絲等を除くの外は、何れも減退し、一方支那製金巾(生地)は七百疋、粗布は五千二百八十疋が一九一一年には各九百二十疋、一萬一千七百八十疋に上りしが、土布は稍減退して二千二百七十八疋に下れり。棉絲は、一九〇二年には英國絲三千六百四十二擔、印度絲十二萬二千八百八十五擔、日本絲百十二擔なりしが、一九一一年には英國絲は二擔に過ぎず、印度絲は又稍減じて十一萬九千三百三十擔となり、日本絲は更に下りて八十四擔となれり。其間英國絲は、前期の一八九九年には三萬擔を越へ、一九〇一年にも尙二萬四千餘擔を占めたりしが、急激に減退し、印度絲は本期の一九〇三年以降は一九〇八年、一九一〇及一九一

一年を除き、何れも十四、五萬擔に達し、日本絲は前期の一八九九年には三千六百二十四擔に達し、其後一九〇六年の一千四百二十擔を除けば、著しく減退したるものとす。

磷寸は、前期以來繼續して日本製品の獨占たり。本期は一層其輸入を増加し、一九〇二年には八十四萬七千餘グロスなりしが、一九〇七年及一九〇九年以降は百萬グロスを越へ、一九一一年には百十一萬餘グロスに達せり。外國麥粉は米國粉を主とし、一九〇二年には十一萬一千餘擔なりしが、一九一一年には二十一萬六千餘擔に増加し、上海粉は前期の一九〇〇年に一千三百餘擔を輸入したる後見るべきものなかりしが、一九〇八年には八千八百十五擔に達し、後一九〇九年には十一萬五千餘擔、一九一〇年には十萬六千餘擔を示したりしが、一九一一年には六千二百擔に激減したり。石炭は前期以來平均六、七萬噸臺にして、東京炭及日本炭を主とし、一九〇二年には六萬二千百八十三噸が一九一一年には八萬一千八百七十噸に増加したり。石油は従前スマトラ油を主として輸入したりしが、本期には米國油を著しく輸入せるものにして、一九〇二年には五百三萬五千ガロンなりしが、一九一一年には八百七十一萬七千ガロンに増加せり。外國糖は、一九〇二年には白糖一萬四千餘擔、精糖二萬二千三百餘擔なりしが、一九一一年には、白糖は三萬三千七百餘擔に上りたるが、精糖は八千五百九十九擔に減じたり。支那米の輸入は、一九〇二年には二百七十三萬七千餘擔なりしが、一九一一年には百六十六萬三千餘擔に減退せり。豆粕は二百三十八萬七千餘擔が一九一

一年には二百九十八萬四千餘擔に増加したり。

阿片は近年禁煙運動の影響と低廉なる土藥の競争とに依り、其平均輸入數量は五千二百十三擔に下り、一九〇二年の四千九百二十一擔が一九一一年には一千九百四十擔に激減せり。一方土藥は江蘇、四川、雲南、山西等の生産品にして、就中四川産のもの最も多し。一九〇二年の土藥總數は一千百二十一擔(四川産一千八擔)にして、一九〇六年には最高二千九百九十四擔(四川産二千八百十四擔)に達したりしが、一九一一年には約百擔に減退せり。

重要輸出品の大宗たる砂糖は、前期の一八九九年には赤糖は百萬擔を越へ、白糖は七十九萬六千餘擔に達したりしも、一九〇二年には赤糖は六十四萬一千餘擔、白糖は四十四萬九千餘擔に下り、又一九一一年には赤糖は八十六萬一千餘擔に達したれども、白糖は二十六萬七千餘擔に減退せり。ガソリン麻袋等は、一九〇二年には二百六十九萬餘枚なりしが、一九一一年には百五十五萬餘枚に減退し、夏布は、同期は六千二百九十擔が五千四百九十九擔に減退し、落花生油は二萬八千餘擔が二萬一千餘擔に減じ、柑橘(生)は十四萬七千餘擔が十四萬三千餘擔に下り、紙は八萬三千餘擔が十萬二千餘擔に上り、禮拜紙は五萬二千餘擔が四萬六千餘擔に減退し、煙草は二萬七千餘擔が三萬五千餘擔に増加し、土布は前期の一八九九年には一萬六千八百餘擔に達したるが、本期は漸次減退し、一九〇九年には四千五百餘擔に下り、粗陶器は二萬百餘擔が五萬二千餘擔に増加し、土器は九萬五